

**ヴィエトナム社会主義共和国
重要政策中枢支援
(法整備支援フェーズⅡ)
終了時評価報告書**

平成14年12月
(2002年)

国際協力事業団
アジア第一部

地 - イ
JR
02-30

目 次

評価調査結果要約表

第1章 終了時評価調査の概要	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成と調査期間	1
1 - 2 - 1 調査団の構成	1
1 - 2 - 2 調査期間	2
1 - 3 対象プロジェクトの概要	2
1 - 3 - 1 プロジェクトの背景	2
1 - 3 - 2 プロジェクトの計画内容	2
1 - 3 - 3 プロジェクト実施体制	4
第2章 終了時評価の方法	7
2 - 1 PCM 手法	7
2 - 2 PCM 手法によるプロジェクト評価	7
2 - 3 評価5項目	8
2 - 4 評価調査の流れ	9
2 - 5 主な調査項目と情報・データ収集方法	10
2 - 6 調査にあたっての制約条件	10
第3章 調査結果	12
3 - 1 現地調査総括（団長所感）	12
3 - 2 合同評価会結果	15
3 - 3 インタビュー調査結果	16
3 - 4 プロジェクトの実績	22
3 - 4 - 1 プロジェクト活動概略	22
3 - 4 - 2 プロジェクトの成果達成状況	24
3 - 5 プロジェクト実施のプロセス	25
3 - 5 - 1 プロジェクトの位置づけ	25
3 - 5 - 2 プロジェクトの当初計画	26
3 - 5 - 3 プロジェクトのカウンターパート機関	27

3 - 5 - 4 年次協議による年間活動計画の策定	27
第4章 評価結果	29
4 - 1 評価5項目の評価結果	29
4 - 1 - 1 妥当性	29
4 - 1 - 2 有効性	29
4 - 1 - 3 効率性	29
4 - 1 - 4 インパクト	30
4 - 1 - 5 自立発展性	31
4 - 1 - 6 プロジェクト活動に対する貢献要因・阻害要因	32
4 - 2 結 論	41
第5章 提言と教訓	43
5 - 1 提 言	43
5 - 2 教 訓	46
5 - 3 評価の技術的側面に関する分析（技術評価団員所感）.....	48
付属資料	
1 . 調査日程	55
2 . 主要面談者	57
3 . ミニッツ	61
4 . 評価グリッド	72
5 . 当初のPDM	91
6 . PDMe	95
7 . プロジェクト活動の概略	99

序 文

ヴィエトナム社会主義共和国重要政策中枢支援(法整備支援フェーズ)プロジェクトは平成11年12月から3年近くにわたり、ヴィエトナム社会主義共和国司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所をカウンターパート機関として実施されてきました。

本プロジェクトは、ヴィエトナム社会主義共和国の市場経済化に必要な民商事法分野の法律・執行体制、法体系及び人材育成システムの整備を上位目標として、協力開始以来、本邦並びにヴィエトナム社会主義共和国において、個別立法に関する研修や短期専門家派遣によるセミナーを実施するとともに、民法に関するワークショップを開催し、民法の改正支援を進めてきています。

平成14年1月に派遣された「平成13年度計画打合せ」調査団にて、鳥瞰図作成、実態調査を改正民法草案へ反映させることについては、討議議事録(R/D)の期間終了となる平成14年12月以降も継続した作業が数か月程度必要との意見が日本国・ヴィエトナム社会主義共和国双方で出されました。

本件調査は、協力期間の延長に先立ち、これまでの協力活動の成果を評価し、今後実施が予定されるフォローアップ協力、及び次フェーズの協力を効果的に行うための提言と、他の法整備プロジェクトに活用し得る一般的教訓を導き出すことを目的に実施しました。本調査結果による事業改善に向けた具体的な提言を実現し、今後支援が予定される他国の法整備プロジェクトに一般的教訓をできる限り反映させていきたいと考えています。

最後に、これまで本プロジェクトの実施にあたりご協力頂いた日本国・ヴィエトナム社会主義共和国両国の関係者各位に対して謝意を表するとともに、今後のご支援を併せてお願いする次第です。

平成14年12月

国際協力事業団
理事 諏訪 龍

評価調査結果要約表

．案件の概要	
国 名：ヴィエトナム社会主義共和国	案件名：重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ）終了時評価調査
分 野：法制度整備	援助形態：チーム派遣
所轄部署：アジア第一部インドシナ課	協力金額（評価時点）：4億9,422万1,000円
協力期間	（フェーズ）：1996年12月1日～1999年11月30日 先方関係機関：司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所
	（フェーズ）：1999年12月1日～2002年11月30日 日本側協力機関：法務省（法務総合研究所）名古屋大学、最高裁判所、日本弁護士連合会
	他の関連協力：国内支援委員会並びに民法改正共同研究会
1．協力の背景と概要 1999年12月1日の協力開始以来、ヴィエトナム社会主義共和国（以下、「ヴィエトナム」と記す）の市場経済化に適合した法の整備に資するべく、民法・商法等の市場経済化に必要な法的枠組みの整備に対する支援を行ってきた。協力にあたっては、個別立法作業への助言、法体系の整備への助言（ヴィエトナム現行法令の鳥瞰図作成、民法改正共同研究）、法曹養成（司法官僚、裁判官、検察官）を3本柱として、長期専門家（4名）、短期専門家（年間20名程度）、国別特設研修（年間40名程度）、機材供与（コンピューター等年間1,000万円程度）の投入を行ってきた。 なお、本プロジェクトフェーズは1996年12月から3年間実施され、同国が急速な経済・社会改革に対応するために取り組んでいる各種法律（特に市場経済の導入に対応した民法、商法等）の整備及び人材育成等について専門家派遣、研修員受入れを中心とした技術協力を実施した。	
2．協力内容 （1）上位目標（Overall Goal） ヴィエトナムの市場経済化に必要な民商事法分野の法律・執行体制、法体系及び法曹人材育成システムが整備される。 （2）プロジェクト目標（Project Purpose） 日本の民商事法を中心とした法律の専門的な知識・経験、法体系のあり方及び法曹人材育成のシステムをヴィエトナムの法律関係者が習得し、同国の法制度整備が促進される。	

(3) 成果 (Outputs)

- 1) 民商事法及びその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識が習得される。
- 2) 民商事法の法体系のあり方が提示される。
- 3) 市場経済化の進展に合致したヴィエトナム改正民法の草案が作成される。
- 4) 法曹人材の育成が促進される。

(4) 活動 (Activities)

- 1)- 1 協力対象とする法規を検討する。
- 1)- 2 セミナー・ワークショップ開催計画を策定する。
- 1)- 3 日本の民法、その他関連法規の立法作業・手続きに関するセミナー・ワークショップを開催する。
- 1)- 4 日本のその他法規の立法作業・手続きに関するセミナー・ワークショップを開催する。
- 1)- 5 セミナー・ワークショップ受講者に対してアンケート調査を行う。
- 1)- 6 セミナー・ワークショップが開催された法規について、ヴィエトナムの当該法規を分析・検討する。
- 2)- 1 ヴィエトナム法制度 (鳥瞰図) 作成に関する協力計画を策定する。
- 2)- 2 民法、商法及び関連法規の個別条文を分析する。
- 2)- 3 民法、商法及び関連法規の分類項目を策定する。
- 2)- 4 民法、商法及び関連法規の各条文について、分類項目に基づいて分類する。
- 2)- 5 分類結果に基づき、各法規間の矛盾・重複を解析する。
- 2)- 6 鳥瞰図作成に必要なセミナー・ワークショップを開催する。
- 2)- 7 鳥瞰図を作成する。
- 3)- 1 民法改正共同研究の研究計画を策定する。
- 3)- 2 文献調査・判例分析を行う。
- 3)- 3 民法の施行実態調査を行う。
- 3)- 4 現行民法の問題点を抽出する。
- 3)- 5 民法改正に必要なセミナー・ワークショップを開催する。
- 3)- 6 草案検討会を開催する。
- 4)- 1 協力対象とする内容を分析する。
- 4)- 2 セミナー・ワークショップ開催計画を策定する。
- 4)- 3 法曹養成に関するセミナー・ワークショップを開催する。

- 4)- 4 セミナー・ワークショップ受講者に対してアンケート調査を行う。
- 4)- 5 法曹養成学校のカリキュラムを精査する。
- 4)- 6 精査したカリキュラムを改良する。
- 4)- 7 法曹養成学校で用いるテキストを作成する。
- 4)- 8 裁判官・弁護士マニュアルを作成する。
- 4)- 9 法曹養成学校において講義を行う。
- 4)- 10 法学部生に対して講義を行う。

(5) 投入 (評価時点)

日本側 : 長期専門家派遣 7 名 機材供与 1,918 万 6,000 円
 短期専門家派遣 50 名 ローカルコスト負担 —— 円
 研修員受入れ 108 名
 相手国側 : 土地、執務室の機材、運営管理費、カウンターパートの配置
 (管理者及び調整員含む) 等

. 評価調査団の概要

	(担当分野)	(氏名)	(所属)
調査者	団 長	梅崎 路子	国際協力事業団アジア第一部インドシナ課 課長
	技術評価	進藤 兵	名古屋大学法学研究科 助教授
	計画評価	石亀 敬治	国際協力事業団アジア第一部インドシナ課
	評価分析 1	水口 佳樹	中部電力株式会社
	評価分析 2	櫻井 友彰	中部電力株式会社
	通 訊	初鹿野マイ	財団法人日本国際協力センター (JICE)
調査期間	2002 年 10 月 9 日 ~ 10 月 26 日		評価種類 : 終了時評価

．評価結果の概要

1．評価結果の要約

(1) 妥当性

外務省による国別援助計画、JICA による国別事業実施計画及びヴィエトナムによる “ The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010 ” との内容の整合性が確認された。協力の対象とした法令は、国会の立法計画にすべてリストアップされていることから、プロジェクトの妥当性は高い。

(2) 有効性

プロジェクトの最終的な受益者であるヴィエトナム国民にプロジェクトの効果が裨益するには時間がかかるものの、司法省(MOJ)、最高人民裁判所(SPC)及び最高人民検察院(SPP) 職員は国情に合わせた法律の起草又は改正に必要な知識を習得しているため、直接の受益者に対しては有効であった。

(3) 効率性

・成果 （立法作業）

プロジェクトを通じて習得した知識を生かし、法令の草案を作成中であり、一定の効率性は確保されたといえる。ただし、本邦研修については、日本とヴィエトナム双方が研修内容や参加者の選定について事前に入念な打合せを行い、合意のうえで実施していればより効率的な研修の実施が実現したものと考えられる。また、国別特設研修そのものはそれぞれ一定の成果をあげているが、その位置づけと目標の不明確さにより、成果との関連は明確ではなく、この点において効率性が高いとはいえない。

・成果 （法体系のあり方の提示）

プロジェクト開始当初の計画を変更したことにより、鳥瞰図の作成作業に若干の遅れがみられるが、2003 年 3 月末までには作業が終了する予定であり、効率性は確保された。

・成果 （民法改正）

実態調査結果の改正民法への反映が、今後の作業として残されているが、効率性は確保された。

・成果 （法曹人材の育成）

プロジェクト開始当初は明確な計画がなかったが、効率性はおおむね確保された。

(4) インパクト

日本・ヴェトナム双方で以下の3点が確認された。

法案の提出時期を遅らせることになっても民法を全面的に改正するとの決断がなされたこと

The National Judicial Academy の設立など法曹養成分野の機関の再編成を側面的に促進したこと

ヴェトナムの法整備支援分野にかかわる人(他ドナーを含む)の間で本プロジェクトが高く評価され、無視できない存在になっていること

また、日本側からは以下の意見があった。

法曹三者に加え大学関係者を含めた法律関係者による協力体制が構築されたこと

(5) 自立発展性

・制度的側面

機関の再編成や法曹養成の重要性が認識されていることから、自立発展性は高い。

・財政的側面

MOJ、SPC 及び SPP とともに特別なプロジェクトを実施するには十分な予算確保がなされておらず、高くはない(低くもない)。

・技術的側面

市場経済化に向けた法整備の更なるニーズを満たすためには、日本を含めた外国からの支援が必要。

2. 効果発現に貢献した要因

(1) 柔軟な計画の見直し(プロセス型アプローチの実施)

本プロジェクトは、日本が実施した初めての法整備支援であり、試行錯誤のなかで実施してきた。要望又は問題については、長期専門家による対応や年次協議調査における計画見直しにより柔軟に対応がなされたため、効果的に事業が実施された。特に、個別立法支援においては、年度ごとのヴェトナム立法政策に合わせ、年次協議にて支援対象の法律を決定したため、ヴェトナム側のニーズにあった支援活動計画を立てることができた。

(2) 長期専門家の配置

長期専門家の配置は、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、JICAからの各1名計4名体制で実施されたため、それぞれの国内協力機関に対する依頼が迅速に行われた。また、各専門家がベトナム側機関の主担当をもち、情報交換が十分なされていたため意思疎通が円滑であった。

(3) 特定の人材を対象とした継続的な支援（知的なインプットの反復）

民法改正については、特定の人材に対して研修及び現地でのワークショップを通じて知的なインプットを継続して実施した。その結果、日本側の意見がおおむね反映された草案が作成されつつあり、また、民法全面改正への方針転換などのインパクトをもたらした。

3. 問題点及び問題を惹起した要因

(1) プロジェクトの計画に関すること

計画時において、ベトナム側が機関ごとの投入量の配分を重視していたため、プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）手法に基づく計画策定が十分に徹底されず機関ごとの投入を考慮した計画が策定された。

また、ワークショップを通じてプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の作成などがなされず、当該分野における解決すべき課題やプロジェクトのデザインの詳細について、日本・ベトナム双方で認識の共有が十分でなかった。

さらに、フェーズの協力を基に、フェーズにおける協力の3つの柱（課題）を決定したが、1つのプロジェクトとして構成するためすべての課題を包括する目標を設置した。そのため、プロジェクト目標が協力期間終了後にどのような結果であるべきかが明確に表現されたものではなく、当該分野の支援がめざすべきヴィジョン（PDMでいうsuper goal）に近いものとなり、成果の実現＝目標の達成との関係にならなかった。また、各関係者間でプロジェクトの目標の解釈について差異が生じる余地が残った。

事前調査の不足から、リーガル・データベース作成については、他のドナーの支援がのちに発覚し、協力内容の変更を余儀なくされた。

（２）ヴィエトナム側実施体制

ヴィエトナム側の調整役を担う予定であった MOJ が組織上 SPC と SPP の下部機関となるため、調整が困難であった。その結果、カウンターパート機関が３者に増えたことによる相乗効果が発揮されなかった。

また、民法改正の実態調査など部局にまたがる活動はヴィエトナム側の縦割りにより十分な効果が発揮されなかった。

（３）日本側のマネージメント

計画段階で作成した PDM を基に進捗・管理を行わなかった。また、現地側の問い合わせや検討依頼事項について、レスポンスが遅いか又は支援委員会へそのまま検討を依頼することがあり、プロジェクトのマネージメント実施主体としての役割を十分に発揮しなかった。

４．結 論

本プロジェクトは、様々な制約のなかで計画がなされ、また実施中も開始当初予期しなかった問題に直面したが、試行錯誤のなかでその都度問題解決を行い、プロジェクトを実施してきた。プロジェクトの活動を通じて、法曹人材の育成及び民法改正を中心とした市場経済化を促進する各種法令の整備に貢献するなど、プロジェクトの目標を実現する多くの成果の達成が確認されており、「プロジェクトは総じて成功裏に実施された」といえる。

ただし、鳥瞰図の作成、実態調査を改正民法草案へ反映することについては今後数か月間の作業が必要となるので、2003年３月31日までのプロジェクトの協力期間の延長が必要である。

他方、自立発展性（技術的側面）の観点から、市場経済化を促進する法制度・司法制度の強化のためには外国からの支援が引き続き必要であり、フェーズ の実施など日本からの支援を継続することが妥当である。支援の内容としては、日本・ヴィエトナム双方にて政策へのインパクトが評価され、かつ、日本側のリソースを活用し得る全面改正を意図した「民法改正」や The National Judicial Academy 設立準備支援を含めた「法曹人材の育成」などに焦点を当てて実施することをまずは検討すべきである。

5．提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

（1）当初計画の重要性

課題及びプロジェクトのデザインに関する日本・ヴィエトナム間の共有、受入機関のキャパシティーの調査、他のドナーの支援との連携や詳細活動計画の策定等を実施するために、コンサルタントを現地に派遣し、情報収集や入念な PDM 作成などを実施するため、期間を十分とり事前調査を行う。

また、その際には、PCM に基づく計画づくり及び進捗管理を徹底する。具体的には、終了時に達成度を測れる目標・成果の設定、詳細な活動計画の策定、適切な評価指標の設定などを行う。また、進捗管理においても、PDM を活用し必要に応じて PDM の見直しを行う。

（2）関係機関、関係者間の意思疎通

プロジェクトの活動に応じてヴィエトナム側の調整機関をつくる必要がある。ただし、縦割り意識の強いヴィエトナムにおいては、すべてをヴィエトナム側に任せることは困難であり、当面、長期専門家による一定のサポートが必要である。

（3）長期専門家のより有効な活用

現地主導型の案件の実施をめざし、できる限り長期専門家及び現地事務所にて判断できる計画及び体制づくりを実現する。また、長期専門家が独自に現地にて技術を移転することができる活動を行う。

（4）フェーズ プロジェクトの協力形態

より迅速な意思決定、及び関係者間の会議参加などによる負担を軽減するために、国内支援委員会を含めた組織の改編を行う。支援委員会は他国の支援を含めた大枠のプログラム全体に係る内容やプロジェクトの方向性に係る内容について協議し、助言を行う。これまで支援委員会の議題としてあがっていた実施に係る詳細な意思決定及び問題解決については、他の連絡会などの組織を設立し同組織で決定する。また、複数のプロジェクトを実施する場合には、各プロジェクトの作業部会の設置も必要である。

(5) 立法支援の目的の明確化と投入の区別

立法支援（民法改正支援を含む）を実施する場合は、目的を明確にし、その目的に沿った投入を行う。具体的には、以下の2つに区別する。

草案作成を目的とする支援（例、民法改正）：支援対象となるヴィエトナム側の対象者を決め、現地ワークショップや本邦研修など継続した支援を行い、草案の個別指導に加え、長期的な立法担当官の育成を視野に入れた支援を行う。

日本や他の諸外国の法制度の紹介を目的とする支援：知識の提供にとどまるため、原則として長期専門家による対応とし、必要に応じて日本国内の専門家を講師として派遣し現地セミナーを行う（本邦研修は実施しない）。

6．教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

(1) 他ドナーとの協調

当該分野の支援は他のドナーの支援が実施されていることが多い。これにより、計画段階から積極的な連携を図り、支援の重複を避け効果的な事業実施を行うことが必要である。また、プロジェクトの活動のひとつとして、ドナー間の調整を取り入れ現地専門家配置等の体制を築くことが適当である。

(2) 評価手法の開発

当該プロジェクトのようないわゆる知的支援型の協力は、「政策支援」型であるかゆえに、日本側の知的インプットをどこまで採用するかは相手方しだいであり、通常の結果を中心とした評価に加え、よりインパクトに注目した評価を実施する。そのため、モニタリングの強化が必要である。

また、学術的評価手法の開発導入が望まれるため、名古屋大学が実施している当該分野の研究プロジェクトとの協調を行い、相互の情報交換を行うなど実務と研究のフィードバックを行う。

第 1 章 終了時評価調査の概要

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

(1) 1999 年 12 月 1 日の協力開始以来、ヴィエトナム社会主義共和国(以下、「ヴィエトナム」と記す)の市場経済化に適合した行政体制の整備を図るため、民法・商法等の市場経済化に必要な法的枠組みの整備に対する支援を行ってきた。協力にあたっては、個別立法作業への助言、法体系の整備への助言(ヴィエトナム現行法令の鳥瞰図作成、民法改正共同研究)、法曹養成(司法官僚、裁判官、検察官)を 3 本柱として、長期専門家(4 名)、短期専門家(年間 20 名程度)、国別特設研修(年間 40 名程度)、機材供与(コンピューター等年間 1,000 万円程度)の投入を行ってきた。

(2) 2002 年 1 月に派遣された「平成 13 年度計画打合せ」調査団にて、フェーズ プロジェクトの主要な協力内容である民法改正の作業については、2003 年 4 月以降に国会への上程が予定されており、討議議事録(R / D)の期間終了となる 2002 年 11 月以降も継続した支援が必要との意見が日本・ヴィエトナム双方で出されたが、これまでの活動の評価は実施しておらず、他の協力を含めたその後のフォローアップ内容について、確定するには情報が不足している状態であるため、今般本件調査団を派遣することとした。

1 - 2 調査団の構成と調査期間

1 - 2 - 1 調査団の構成

構成(担当分野)	氏 名	所 属
団 長	梅崎 路子	国際協力事業団アジア第一部インドシナ課 課長
技術評価	進藤 兵	名古屋大学法学研究科 助教授
計画評価	石亀 敬治	国際協力事業団アジア第一部インドシナ課
評価分析 1 (取りまとめ、MOJ 担当)	水口 佳樹	中部電力株式会社
評価分析 2 (SPP、SPC 担当)	櫻井 友彰	中部電力株式会社
通 訳	初鹿野マイ	財団法人日本国際協力センター(JICE)

* 名古屋大学国際開発研究科 佐藤 安信 教授がオブザーバーとして全日程参加。

MOJ : 司法省

SPP : 最高人民検察院

SPC : 最高人民裁判所

1 - 2 - 2 調査期間

評価分析 1、評価分析 2 2002 年 10 月 9 日～ 10 月 26 日

その他団員 2002 年 10 月 19 日～ 10 月 26 日

1 - 3 対象プロジェクトの概要

1 - 3 - 1 プロジェクトの背景

ヴェトナム政府は、1986 年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策を推進している。そのためには旧ソ連の法制度を基礎として構築した法体系を見直し、市場経済化を支援する新たな法的な枠組みを構築することが現在の急務となっており、ヴェトナム司法省（MOJ）は各国政府及び国際機関の協力により法律の整備を進め、1992 年に新憲法、また 1993 年に民法を制定した。ヴェトナム政府は引き続き商法や民事訴訟法等の法律や民法典の付属法令を早急に整備する必要がある。

かかる背景を踏まえ、ヴェトナム政府は 1994 年 2 月に行われた年次協議にて、同国が急速な経済・社会改革に対応するために取り組んでいる各種法律（特に市場経済の導入に対応した民法、商法等）の整備及び人材育成等についての協力を我が国政府に要請した。これを受け、我が国は 1996 年 3 月に R / D を署名・交換し、法整備支援プロジェクトが開始された。

1999 年 11 月の同プロジェクト終了に先立って、日本・ヴェトナム間で継続的な支援が必要との合意に達し、フェーズ プロジェクトの協力計画策定が開始された。同年 1 月に行われた基礎調査及び同年 7 月に行われた事前調査の結果を受け、同年 11 月に R / D を署名・交換し、本フェーズ プロジェクトは 12 月より開始された。

1 - 3 - 2 プロジェクトの計画内容

R / D とともに署名・交換されたメモランダムにおいて、日本・ヴェトナム間で合意に達した計画内容は以下のとおりである。なお、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）は付属資料 5 .に示す。

（1）上位目標（Overall Goal）

ヴェトナムの市場経済化に必要な民商事法分野の法律・執行体制、法体系及び法曹人材育成システムが整備される。

（2）プロジェクト目標（Project Purpose）

日本の民商事法を中心とした法律の専門的な知識・経験、法体系のあり方及び法曹人材育成のシステムをヴェトナムの法律関係者が習得し、同国の法制度整備が促進される。

(3) 成果 (Outputs)

- 1) 日本の民法、商法を中心とした法律の専門的な知識・経験がヴィエトナムの法律関係者に習得されることで立法作業が促進される。
- 2) 法体系の整合性に関する分析、法執行上の諸問題及び慣習法からの影響をヴィエトナム側との共同作業で明らかにしたうえで、同国の法体系のあり方が提示される。
- 3) 裁判官・検察官の人材育成のためのシステムづくりが促進される。

(4) 活動 (Activities)

- 0) 日本・ヴィエトナムから成るステアリングコミッティを組織する。
- 1)- 1 長期専門家が法令の改正・起草に助言する。
- 1)- 2 短期専門家がヴィエトナムでセミナー・ワークショップを開催する。
- 1)- 3 日本に短期・長期の研修員を受け入れる。
- 1)- 4 必要に応じて法律文献を供与する。
- 1)- 5 必要に応じて機材を供与する。
- 2)- 1 民法及び関連規則に関する共同研究を実施する。
 - 2)- 1 - 1 共同研究を実施する (社会調査及びワークショップを含む)。
 - 2)- 1 - 2 短期専門家がヴィエトナムでワークショップを開催する。
 - 2)- 1 - 3 必要に応じて法律文献を供与する。
 - 2)- 1 - 4 必要に応じて機材を供与する。
- 2)- 2 法体系の現状に関する分析を行う。
 - 2)- 2 - 1 司法省等の地方支局とともに共同研究を実施する。
 - 2)- 2 - 2 長期専門家が法体系の整備に関して助言する。
 - 2)- 2 - 3 短期専門家がヴィエトナムでセミナー・ワークショップを開催する。
- 3)- 1 長期専門家が法曹人材の育成に関する助言を行う。
- 3)- 2 短期専門家がヴィエトナムで法曹人材育成システムに関するセミナー・ワークショップを開催する。
- 3)- 3 日本で集団型研修コースを実施する。
- 3)- 4 日本に長期研修員を受け入れ、学位を取得する。
- 3)- 5 必要に応じて文献を供与する。
- 3)- 6 必要に応じて機材を供与する。

1 - 3 - 3 プロジェクト実施体制

(1) 日本側

本プロジェクトでは、プロジェクト活動の実施にあたって多くの日本側関係者が携わった。以下にそれぞれの関係者及びその役割を述べる。また、概念図を図 1 - 1 に示す。

1) 現地プロジェクト

長期専門家及び短期専門家から成る。実質的な技術移転を行う。主な活動内容は、ベトナム側との折衝、ワークショップ開催(準備を含む)・フォローアップ、種々の情報収集及び日本側への発信、他ドナーとの交流等である。

2) 国内支援委員会

学識経験者、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等関係者及び各協力機関から成る。プロジェクト全般に係る助言・指導を行い、後述する年次協議において、活動計画の決定を行う。最終的な意思決定機関。

3) 連絡協議会

国内支援委員会の小委員会的な位置づけであり、円滑な意思疎通を図ることを目的に設置。毎月行われる定例会合、及び民法改正共同研究会の議題設定等、国内支援委員会及び民法改正共同研究会の効率的な実施を支援する業務を行う(原則メールで行う)。

4) 民法改正共同研究会

本プロジェクトにおける民法改正に特化して、現地のみではなく、日本国内においてベトナム民法の分析、改正に対する提案を行う。

5) 事務局

民法改正共同研究に係る業務進捗管理・現地専門家との連絡窓口、資料翻訳・校閲・送付管理、国内支援委員会開催補助等を行う。財団法人国際民商事法センターが受託。

6) JICA アジア第一部インドシナ課

プロジェクトの実施主体。プロジェクト計画策定・運営管理、モニタリング・評価、専門家派遣・機材供与・研修員受入れ等に係る手続き業務、国内支援委員会運営等を行う。

7) JICA ヴィエトナム事務所

JICAの現地事務所として、早急な対応を要する懸案事項や現地事務所にて対応可能な諸問題に対する助言・指導を与える。

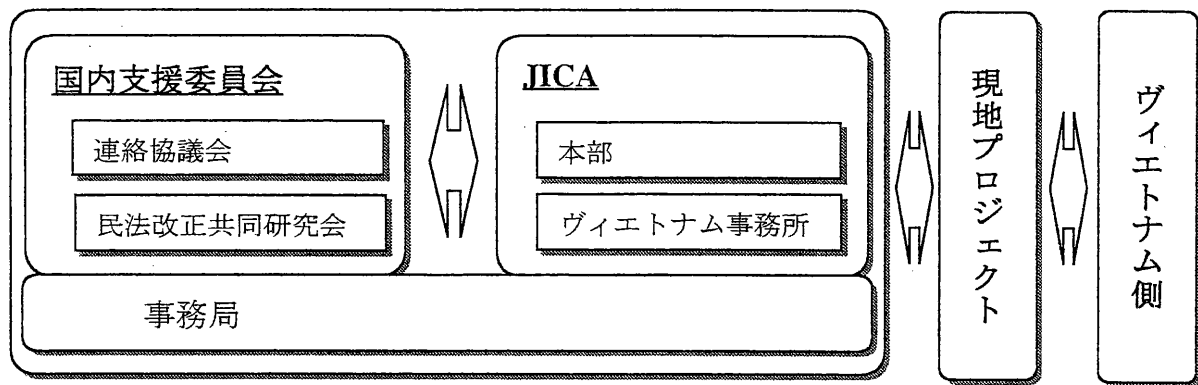


図 1 - 1 日本側プロジェクト実施体制

(2) ヴィエトナム側

ヴィエトナム側関係組織は司法省(Ministry of Justice: MOJ)、最高人民裁判所(Supreme People's Court : SPC)、及び最高人民検察院(Supreme People's Procuracy : SPC)である。形式上、MOJをメインカウンターパートとして本プロジェクトの調整役に位置づけている。

MOJ 内の関係機関は窓口は Department of International Law and Co-operation、立法支援(成果 1) 関係部局は Department of Civil and Economic Law、鳥瞰図作成及び民法改正支援(成果 2) 関係部局は Department of Civil and Economic Law 及び Institute of Legal and Scientific Research、法曹養成(成果 3) 関係部局は Legal Professional Training School である。

SPC 内の関係機関は窓口は Institute for Judicial Science、立法支援(成果 1) では主分野である倒産法と民事訴訟法の関係部局は Civil Division や Economic Division 等、鳥瞰図作成及び民法改正支援(成果 2) の関係部局は Civil Division や Economic Division 等、法曹養成(成果 3) 関係部局は Institute for Judicial Science と Judicial Training School である。

SPP 内の関係機関は窓口は Institute for Procuratorial Science、立法支援(成果 1) では主分野である刑事訴訟法の関係部局は Criminal Cases Division や Division of Judgment Execution 等、鳥瞰図作成及び民法改正支援(成果 2) の関係部局は Criminal Cases Division や Division of Judgment Execution 等、法曹養成(成果 3) 関係部局は College of Procuracy である。

ヴィエトナム側関係機関の本プロジェクトに対する概念図を図 1 - 2 に示す。

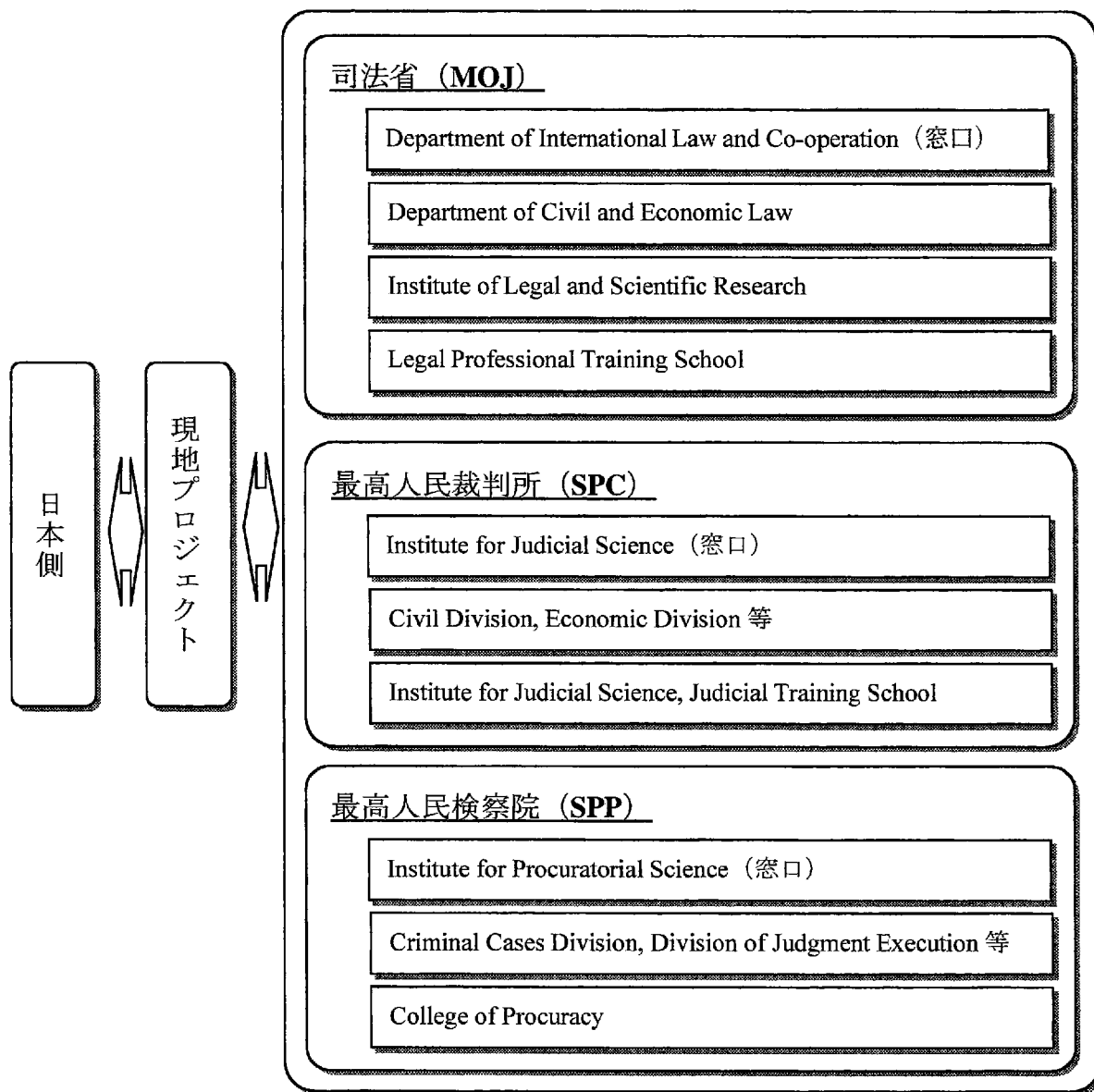


図 1 - 2 ヴィエトナム側実施体制

第2章 終了時評価の方法

2 - 1 PCM手法

JICAではプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を使って評価5項目の視点を中心に評価を行うプロジェクト・サイクル・マネージメント(PCM)手法を取り入れている。PCM手法とは、開発援助プロジェクトの計画・実施・評価という一連のサイクルを「プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)」と呼ばれるプロジェクト概要表を用いて、運営管理する手法である。PDMにはプロジェクトの構成要素である「目標」「活動」「投入」やプロジェクトをとりまく「外部条件」の論理的な相関関係が示されている。PCM手法は、プロジェクト・サイクルの各段階におけるPDMを中心とした参加型計画手法(PP)とモニタリング・評価手法(M&E)から成っている。PCM手法の特長としては、大きく3つの点があげられる。

第一は「一貫性」である。PDMを用いることによって、プロジェクト・サイクルの全過程を一貫して運営管理することができる。

第二の特長は「論理性」である。PDMの作成に至る各分析過程は「原因 - 結果」「手段 - 目的」などの関係に基づいて、状況を論理的に分析するものである。

第三の特長としては、計画段階及び評価段階における「参加型」があげられる。参加型計画手法におけるワークショップ形式の協議においては、援助機関、援助受入機関、プロジェクトの受益者など様々な立場の代表者が平等に取り上げられ、関係者がプロジェクトの計画作成へ主体的に参加することを可能にする。

JICAでは、このPCMを更に一步発展させ、JICA PCM(JPCM)として活用している。PCM手法による評価では、プロジェクトによって達成された結果に注目するため、プロジェクトの実施過程を直接の評価対象にはしていない。しかしながら、これら結果を把握するためには、計画どおりにプロジェクト活動が行われたかを把握する必要がある。そのためJPCMでは評価5項目の基礎情報として「計画の達成度(有効性)」の評価を追加している。

2 - 2 PCM手法によるプロジェクト評価

評価調査では、評価用PDM(PDMe)を用いてプロジェクトの投入内容及び活動内容の確認、成果・プロジェクトの達成状況を把握する。PDMeの作成は当初計画によるPDMを基として、様々な資料やプロジェクト関係者の当初の意図を収集する必要がある。そのため、本評価調査では、現地調査を行う前に、討議議事録(R/D)、計画打合せ調査団資料、国内支援委員会資料、関係者インタビューを通じて当初計画時の関係者の意図等を収集した。また、本プロジェクトにおいては、当初計画においてPDMは作成されていたものの、その内容は具体性に欠け、関係者間で理解の齟齬が生じる可能性があったため、PDMe作成にあたってはプロジェクトで実際に行った

内容を反映する形で活動内容を作成した。また、成果についても、プロジェクト目標の言い換えに近い形が散見されたため、スリム化して簡潔な形で表すよう変更を加えている。PDMにおける成果は、立法支援、法体系のあり方の提示（鳥瞰図作成・民法改正支援）及び法曹養成であったが、本プロジェクトにおける民法改正支援の位置づけは高いことから、PDMeにおいてはこれを1つの成果としてあげている。なお、上位目標、プロジェクト目標については大きな変更はない。本評価調査にあたって作成したPDMeを付属資料6に示す。

また、評価調査を行うにあたっては、評価の目的、調査項目、評価の視点等を取りまとめ、これらを基に評価グリッドを作成した。作成した評価グリッドを付属資料4に示す。

2 - 3 評価5項目

具体的な調査項目は、以下の評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、及び自立発展性）に沿って決定される。

（1）妥当性（relevance）

プロジェクトの目標が受益者のニーズと合致しているか、援助国側の政策と日本の援助政策との整合性はあるか、公的資金であるODAで実施する必要があるかといった「援助プロジェクトの正当性」を問う視点である。

（2）有効性（effectiveness）

プロジェクトの実施により本当にターゲットグループへ便益がもたらされているか（又は、もたらされるか）を検証し、当該プロジェクトが有効であるかを判断するもの。PDMではプロジェクト目標がターゲットグループの直接効果（直接便益）であるので、プロジェクト目標が期待どおりに達成されているか、またそれが成果の結果もたらされたものであるかをみることになる。

（3）効率性（efficiency）

プロジェクトの資源の有効活用という観点から効率的であったか（又は効率性が見込めるか）どうかを検証するもの。PDMでは投入と成果の関係性をみることになる。投入コストが成果やプロジェクト目標達成度合いに見合っているか、他の手段によってより効率的に行うことができたのではないかという視点である。

（4）インパクト（impact）

プロジェクト実施によりもたらされる、より長期的短期的、直接的間接的效果やその波及

効果をみるもの。当初予期した正負のインパクトとともに、プロジェクト計画時に予期しなかった正負のインパクトも含む。

(5) 自立発展性 (sustainability)

援助が終了してもプロジェクトで発現した効果が持続しているかどうか(又は、持続の見込みはあるか)を検証するもの。プロジェクト目標や上位目標に着目し、プロジェクトがもたらした直接的間接的效果が終了後一定期間経ても持続して発現し続けるかどうかをみる。

2 - 4 評価調査の流れ

本評価調査では、以下のようなプロセスで調査を行った。

(1) 国内準備期間

評価の目的の確認

評価設問の明確化と主な評価項目・調査項目の検討

評価調査団構成の検討

評価用 PDM (PDMe) の作成

調査項目と情報・データ収集方法の検討

評価グリッド(評価調査表)の作成

国内関係者に対するインタビュー調査

(2) 現地調査調査期間

長期専門家に対するインタビュー調査

ヴェトナム側関係者に対するインタビュー調査

情報・データの収集と分析

評価項目ごとの分析

評価結果に関する合意形成

結論・教訓・提言の策定

(3) 国内整理期間

国内関係者に対するインタビュー調査

報告書の作成

2 - 5 主な調査項目と情報・データ収集方法

本評価調査にあたっては、プロジェクトの実施プロセスの検証を通じてプロジェクト活動の貢献要因・阻害要因を分析し、今後の法整備支援プロジェクトに対する提言・教訓を導き出すこと、また、本プロジェクト実施によるインパクトを検証すること、を中心に調査を行うこととした。加えて、法整備支援という知的支援的側面の強い協力に対して、世界銀行やアジア開発銀行においてその評価手法の検討が行われているという背景の下、本評価調査において用いたPCM手法の「指標」に関する考察を行うことも目的のひとつとした。

法整備支援は従来JICAが中心的に行ってきた技術協力とは異なり、知的支援を中心とした協力であるため、成果の達成状況や目標の達成状況、カウンターパートの知的向上レベルを測るための、画一された定量的な指標が存在するわけではなく、かなりの部分を定性的な視点から判断することとなる。そのため、本調査においては、本プロジェクトが創出した諸資料の精査及び関係者に対するインタビューを中心に情報収集を行い、これらを総合的に判断して評価を行うこととした。

調査活動としては、まず付属資料4に示す評価グリッド（本付属資料は調査結果も併記）を作成し、これを基にインタビュー項目を作成した。

インタビュー内容は、関係者が多く、プロジェクト内における立場がそれぞれ異なる、プロジェクト活動内においてそれぞれの果たす役割が異なる、の2つの観点から、関係者ごとにインタビュー項目を作成して聞き取りを行った。なお、プロジェクト計画の策定状況や実施体制、今後の法整備支援に対する提言等、プロジェクトの根幹にかかわる部分については、関係者それぞれに聞き取りを行った。インタビュー対象者は、日本側として 長期専門家、長期専門家経験者、国内支援委員、長期研修員受入大学関係者（名古屋大学）、国別特設研修受入関係者、PCM手法関係組織（国際開発高等教育機構：FASID）とし、ベトナム側として プロジェクト実施関係者（司法省：MOJ、最高人民裁判所：SPC、最高人民検察院：SPP）、国別特設研修受講者、現地セミナー受講者とした。

国内調査と現地調査の時間的な都合上、多くのインタビュー調査が現地調査からの帰国後とならざるを得なかったため、現地調査時に開催した合同評価会においてベトナム側と協議・合意した内容は中間評価として位置づけ、帰国後に行ったインタビューも踏まえた調査結果を最終的な評価結果とした。

2 - 6 調査にあたっての制約条件

（1）時間的制約

2 - 5において概説したが、調査における時間的制約を受けたために日本側インタビュー調査は現地調査前に2名、現地調査後に12名を対象に行うこととなり、現地調査結果は中間

評価的な位置づけとならざるを得なかった。

(2) 第三者評価

本評価調査は第三者評価を基本とすることが国内支援委員会において決定されたため、計画評価団員以外は本プロジェクトにかかわりのなかった第三者を評価者として、選出した（団長は本プロジェクトの本部担当課課長だが、調査団派遣直前に同職に赴任したため、本プロジェクトの実施に過去携わっていなかった）。

しかしながら上記(1)とも関連するが、現地調査前の事前準備期間が短かったために、調査団員がプロジェクトの概略を把握するための時間があまりなく、結果として本来現地調査前に把握しておくべき事項についても現地調査時に確認することとなった。

(3) 定性的評価

評価調査を行うにあたっては、定量的指標と定性的指標との組み合わせにより、客観性・再現性を確保する必要がある。しかしながら、法整備支援の最適な方法論やその手法・バリエーションも確立されていないのと同様に、評価に係る指標等もまだ模索段階にある。特に定量的指標についてはどのカテゴリーにどのような視点で適用できるかについて不明な点が多く、JICAにおいても検討を重ねている段階である。

そのため、本評価調査においても定性的評価に偏らざるを得ない状況であった。定性的評価は能力強化、知識向上、行動変容などの質的側面を測るときに使われ、全体的な状況の把握や、ある現象がなぜ、どのように起こったのか等の把握には適している一方、調査者やインタビューアの主観や偏向に左右されやすいという欠点をもつ。本評価調査ではこれらに留意しつつ上記(2)も踏まえて可能な限り客観性をもたせるよう、努力した。

第3章 調査結果

3 - 1 現地調査総括（団長所感）

- (1) 今回の調査団は、法整備支援フェーズ（1999年12月～2002年11月）の終了時評価を目的に、2002年10月9日～10月26日（官団員は10月19日から）にベトナムに派遣された。この間、ベトナム側司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）各機関の関係者、プロジェクトの長期専門家の全面的な協力を得て調査を実施することができた。ベトナム側の熱心な対応は、今回の評価結果のいかにフェーズの協力の前提であると強く認識していたことの現れであったと思われる。
- (2) 調査期間を通じてまず印象的であったのは、長期専門家がベトナム側関係機関と極めて良好な関係を築いていることであった。プロジェクト活動へ真摯に取り組むだけでなく、ベトナム語を学習してコミュニケーションの円滑化を図ろうとするなど、専門家の数々の努力が先方の信頼を勝ち得たというべきで、その姿勢に敬意を表したい。フェーズがスタートした6年前と比べると、協力の前提になる環境は格段に改善されたとの確信をもつに至った。
- (3) 協力の対象機関が拡大し、投入も増え、また先方の日本側協力に関する理解も向上した結果、プロジェクトはフェーズに入って一挙に本格化したとって間違いない。事実、これまでの約3年間で実に多くの実績をあげてきたことが調査により確認された。プロジェクトの3本柱（個別立法作業に対する助言、法体系の整備、法曹の人材育成のシステムづくり）のなかで根幹（ベトナム側の表現を借りれば“バックボーン”）を成す改正民法の草案作成に対する協力に関しても、累次にわたる本邦研修、現地セミナーを通じて日本側が発信してきたメッセージがベトナム側によく理解され、その内容をかなりの程度反映した草案ができあがりつつある（調査時点では第3次草案の作業中）と評価された。当初2002年には民法の改正作業が終了する予定であったが、おそらく2004年あるいは2005年に目標年次が後ろ倒しになったことは、一見するとプロジェクトの遅れともとられかねないが、市場経済への移行を後押しする民法とするためには、小手先だけの改正では不十分で全面的な見直しが必要であるとベトナム側が認識した結果であり、この重大な決断に対してプロジェクトの果たした役割は決して小さくない。
- (4) プロジェクトの成果の詳述は最終的な報告に委ねることとしたいが、調査団の結論は「総じてプロジェクトは成功裏に実施された」というものであった。しかしながら問題がなかつ

たわけではない。ここでは3点について触れておきたい。

1) 実施体制1（ヴェトナム側関係機関の調整）

プロジェクト開始当初から懸念されていたMOJ、SPC、SPPの以上3者の関係であるが、結果的にいえばプロジェクトの活動が機関ごとに設計されていたため、強いて連携をとる必要がなく、実施の面で大きな障害となることはなかった。しかしこのことは同時に、3者をカウンターパートとしたことによる相乗効果が発現しなかったことをも意味する。当初計画されていた連絡会議も、協議すべき事項が存在しないということで開催の実績はほとんどなかった。かかる状況は、ヴェトナム側がプロジェクトに参加することのメリットを「日本での研修に参加できる人数は何人か」というように、投入ベースでのみ測ろうとする傾向に拍車をかけた。この問題意識については、調査期間中機会あるごとに先方に伝えるよう努力し、「機関先ありきでプロジェクト活動計画を立てることは適当でない」という内容をミニッツ中の提言に加えたところである。3機関とも一定の理解を示したが、実際にフェーズ の協議をする段階で改めて日本側とヴェトナム側の意識にギャップが生じる可能性は高いと想像されるので、ねばり強く説得していくことが必要である。

2) 実施体制2（日本側のマネージメント）

派遣されている専門家からは、現場からの問題提起や相談に対する本邦（特に実施機関であるJICA）のレスポンスの遅さが指摘された。複数機関からの参加者を得て組織された国内支援委員会は、プロジェクトをフレキシブルにバックアップするための強力なメカニズムとして機能しているが、その委員会の運営も含め、JICAのマネージメント能力の不足が問題視された。フェーズ を実施するにあたっては、この点の改善が緊急の課題であるとの認識を強くした。

3) 「プロジェクト」の設計

今回の評価調査では、当初設定されたプロジェクト目標や成果があまりにも漠然としすぎていたため、達成度を測ることが極めて困難であった。活動計画や投入計画に戦略性が不足していたのも、既述のヴェトナム側実施体制の問題とともに、この点に起因するところが大きかったといってよいだろう。しかしながら、プロジェクトの具体的かつ明確な設計についてヴェトナム側の理解を得ることは極めて難しかった。「プロジェクト目標が漠然としていた」という調査団の主張に対し「いや、明確に規定されていた」との反論が繰り返され、ヴェトナムにとってはプロジェクト目標とはスローガンであると痛感させられた。また、協力開始時点でプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）が作成されていたにもかかわらず、その存在をほとんどの関係者が意識していなかったことも明らかになった。この状態のままでフェーズ に突入すれば、関係者間

の思惑が微妙にずれてプロジェクトの実施に支障が出たり、焦点のぼやけた協力になってしまったりすることが危惧される。終着点がどこになるかが不明確のまま新たな協力を実施することは得策ではないので、残されたフェーズの協力期間中(当初の予定から4か月間、すなわち2003年3月末まで協力期間を延長することで双方合意)にプロジェクト・マネジメントの方法(計画策定、モニタリング、評価の一連の流れ)をヴィエトナム側にもよく理解してもらうことが重要であろう(事前評価の課題)。

(5) 本プロジェクトは、政策支援を目的としたソフト型の案件という性格をもつ。かかる案件の評価に関して JICA は明確な方法論を提示できる状況になく、今回の調査も試行的な面のあることは否定できない。かなりの無理があることを承知のうえで PDM に沿った評価を実施したが、特に難しいと感じたのは、先に述べた目標設定のあいまいさに加え、「政策支援」であるがゆえに日本側の知的インプットをどこまで採用するかは相手しだいであるという点であった。日本側の働きかけをヴィエトナム側がどれほど真剣に考慮したか、どれほどヴィエトナムの法整備に反映されたか、を測る手段を見いだすことは容易でない。更にいえば、真剣な吟味の結果であれば日本側の提案が反映されていなくとも協力をしたことに意義があったということも可能であろう。したがって、有効性や効率性だけで評価しきれない部分が残るので、政策支援型の案件にあっては通常の案件以上にインパクトに注目することが必要なのではないかと思われる。さらに、「○○ができるようになる」という観点から、先方のキャパシティーを測ることが難しいので、カウンターパートの取り組み姿勢、問題解決のスタイル、思考パターン、プレゼンテーションのしかた、などに認められる変化を読み取ることが大切であろう。そのため、よりきめ細やかなモニタリングのプロセスを組み込むことが望ましい。

(6) フェーズの協力に関しては、今回の調査においてその詳細を先方と意見交換をすることはなかったが、ヴィエトナム側は強い関心を寄せている様子が見ええた。調査団としても、フェーズまでで協力を終えてしまうことは、これまでせっかく築き上げてきた協力の成果を損なうおそれが多く、また協力の根幹を成す民法の改正が後倒しになった事情を考慮すれば、依然として協力のニーズは高いと思われるので、フェーズの実施は必須であるとの判断をもつに至った。しかしながら、現時点で話題に上っている協力案はいかにもスコープが広く、プロジェクト・マネジメントの観点からいってもかなり内容を絞り込むべきではないか、というのが現時点での団長としての所感である。今後、国内の関係機関ともよく協議して、なるべく早急にスコープを固める所存であるが、現地においても、専門家、JICA ヴィエトナム事務所、在ヴィエトナム日本国大使館にはヴィエトナム側と現実的な協

力内容につき議論を深めていただき、ご意見を聞かせていただければありがたい。

3 - 2 合同評価会結果

調査団は、ヴィエトナム側カウンターパート機関 MOJ、SPC 及び SPP と合同評価会を開催し、同協議内容をミニッツにまとめ署名・交換した。合同評価会における協議内容の概要は以下のとおりである。

(1) プロジェクト目標の達成度

法曹人材の育成及び民法改正を中心とした市場経済化を促進する各種法令の整備に貢献するなど、プロジェクトの目標を実現する多くの成果の達成が確認された。

(2) 成果の達成度

4 つの成果 (個別立法整備のための法知識の習得、 民商事法の法体系のあり方の提示、 市場経済化の進展に即した改正民法草案の作成、及び 法曹人材の育成) のいずれもおおむね達成した。成果 及び については、調査結果を取りまとめた報告書の作成など、若干の作業が今後予定されているが、2003 年 3 月末までに終了する予定である。

(3) 5 項目評価

妥当性 : “ The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010 ” との内容の整合性があること、協力の対象とした法令が国会の立法計画にすべてリストアップされていることから、妥当性は高い。

有効性 : プロジェクトの最終的な受益者であるヴィエトナム国民にプロジェクトの効果が裨益するには時間がかかるものの、MOJ、SPC 及び SPP 職員は国情に合わせた法律の起草又は改正に必要な知識を習得しているため、直接の受益者に対しては有効であった。

効率性 : 成果 については、現地セミナー及び本邦研修を通じて習得した知識を生かし、法令の草案を作成中であり、効率性は高いといえる。成果 については、プロジェクト開始当初の計画が変更したことにより、鳥瞰図の作成作業に若干の遅れがみられるが、2003 年 3 月末までには作業が終了する予定である。成果 については、実態調査結果の改正民法への反映が残されるが、効率性は高い。成果 については、プロジェクト開始当初は明確な計画がなかったが、効率性は確保された。

インパクト : プラスのインパクトとして、民法の全面改正を行うために国会への法案提出時期が変更になったこと、The National Judicial Academy の設立など法曹養成分野の機関の再編成を側面的に促進したこと、ヴィエトナムの法整備支援分野においてプロジェクトが高く評

価されていることが確認された。

自立発展性：制度的側面については、機関の再編成や法曹養成の重要性が認識されていることから、自立発展性は高い。財政的側面については、MOJ、SPC 及び SPP とともに十分な予算確保がなされておらず、高くはない（低くもない）。技術的側面については、市場経済化に向けた法整備の更なるニーズを満たすためには、日本を含めた外国からの支援が必要である。

（４）協力の延長

鳥瞰図の作成、実態調査を改正民法草案へ反映することについては、今後数か月間の作業が必要となるので、2003 年 3 月 31 日までのプロジェクトの協力期間の延長が必要との結論に至った。

（５）提 言

プロジェクト設計時において目標・成果・活動をより明確に表現すること、プロジェクトの実施にあたってはヴェトナム側関係機関のより緊密な関係構築が必要であること、法整備支援の評価について学術的な貢献が強く望まれること、以上 3 点が提言された。

3 - 3 インタビュー調査結果

ここでは、現地調査の前後において行った関係者インタビュー結果について取りまとめる。取りまとめた項目としては、（１）プロジェクト実施体制、（２）プロジェクト目標・成果・活動、（３）プロジェクトのインパクト、（４）今後の協力のあり方、（５）評価方法、（６）その他と大きく 6 つに分けた。これは、本プロジェクト関係者それぞれの感想や意図などを共有することを目的としている。

（１）プロジェクト実施体制

1) ヴィエトナム側実施体制について

- ・セクショナリズムが強く、関連機関相互において連携ができていない。
- ・日本と同じ縦割りなので、先方にコーディネートを求めても難しい。ある程度容認する形で長期専門家による対応とするよりほかはないだろう。
- ・現在の協力形態としては、MOJ、SPC、SPP 間の連携について、必ずしも必要性を感じていない。

2) 日本側実施体制について

- ・国内支援委員会をより小規模の委員会にし、小回りが利くようにする必要があると感じる。

- ・国内関係者が多くなりすぎて、それぞれが利益代表のようになると連携が難しくなる。しかし、小さくするのもまた難しいため、機能ごとに分割したり、事務局のみの会議をもったりという工夫が必要。
- ・国内支援委員会は情報交換の場としては評価できるが、関係者が多すぎて意思決定ができていない。
- ・JICA が決めるべきものまで国内支援委員会にうかがいを立てている場合があり、迅速な活動の阻害要因となっている。
- ・国内支援委員会の開催時間が長いうえに（自分の部署に）関係のない議題が多い。
- ・国内支援委員会で議論しても発散することが多く、最終結論が出ないことがある。JICA の取りまとめ方にも問題があると思われる。

3) 長期専門家体制について

- ・4 名体制は適切と考える。現在は国内支援委員会とのつながりが強く、所属部署に対する協力依頼等が円滑。裁判官や弁護士等、それぞれの特徴を生かしつつ、活動が行える。
- ・当初、4 名体制は過大かと感じていたが、コーディネーションとしてはうまく機能しているのではないかと感じる。ただし、JICA 出身長期専門家に業務が偏りすぎていると感じる。他の 3 名との業務的なバランスを考慮する必要がある。
- ・現状のコーディネーターとしての役割では 4 名は過剰。2 名程度でも対応は可能ではないか。
- ・省庁間ではポストの問題があるようだが、専門家ごとに派遣元を決める必要はない。
- ・プロジェクトにおけるタームズ・オブ・レファレンス（TOR）から専門家の配置を決めるべきであり、人数は流動的でいい。
- ・主な関係機関から長期専門家が出ている現状では、それぞれの機関からの協力が得られやすく、プロジェクト活動の円滑な運営に寄与している。

4) 長期専門家 TOR について

- ・プロジェクトの方向性が明確ではなかったため、長期専門家の TOR も明確ではなかった。そのため、派遣前のブリーフィング等はほとんどなく、それぞれが現地で活動内容を考えることとなった
- ・長期専門家の TOR が明確ではなかったため、以前は専門家ごとの考えにまとまりがなかった。
- ・長期専門家がコーディネーターとなってしまっている。もっと長期専門家に専門的な TOR を与えて、技術移転の中心とする必要がある。
- ・ベトナム側が得た知識をより向上させるためにも、技術移転対象者との継続的な接触が必要ではないか。

- ・ JICA 出身長期専門家以外の長期専門家の活動が伝わりにくい。

5) 長期専門家に求められる能力

- ・ コミュニケーション能力、コーディネーション能力、目標達成の意思、ベトナム側の意見をいかに聞き出し、またどう対処すべきか判断できる能力

(2) プロジェクト目標・成果・活動

1) 目標の設定について

- ・ プロジェクトの活動内容として、民法改正支援、立法支援という形が先にあり、これに法曹養成を加えた3本柱として計画した。目標はこれらに合致した形で策定した。
- ・ 関係者としてめざしていた方向性は一致していたが、漠然としたイメージであって明確な形では表されていないかった。
- ・ ベトナム法整備の支援という目標のほかに、法曹三者及び大学関係者によるプロジェクトという、いままでになかった日本側の新たな協力形態を構築することが目標としてあった。

2) 当初計画について

- ・ ベトナム側が求める内容が明確ではなかったことに加え、初めて行う法整備プロジェクトであったために日本側関係者もどのような形が最適か分からなかったこともあり、試行錯誤的に計画を策定するよりほかはなかった。
- ・ 人材を高度に育てあげるためには大学との連携が必要と考えられ、当初計画にはなかったが、結果としてハノイ国家大学での講義は有効と考える。

3) 国別特設研修について

- ・ 目標がはっきりしないために研修の位置づけがあいまいであり、意味合いや方向性が見えない。
- ・ 日本側が求める基本的な考え方は、研修で得た知識を研修受講者がベトナムで普及させることであるが、アドホックの立法支援としての位置づけでは、その成果が見えてこない。
- ・ 日本側とベトナム側とで文言の認識が異なるため、日本側が求める研修生と呼ぶには General Information (GI) の内容を厳格にする必要がある。
- ・ カンボジア法整備支援では受講者がほぼ決まっており、回数を重ねるごとに知識習得度合いが目に見えて向上しているが、ベトナムでは毎回受講生が変わるためにこれが測りにくい。毎回受講者を変えなくてはならない、また研修内容は現地セミナーと変えなければいけないという当初計画に問題があるのではないか。
- ・ 長期専門家にはあまり理解されていないが、資料・教材作成、講師の手配、視察先の手

配など、研修計画の策定にはかなりの時間と労力を要する。その結果来た受講生が研修内容と合致せず、あまり真剣に講義を受けないとなると、実施部署としての士気にかかわる。

4) 長期研修員（留学生無償）について

- ・大学での位置づけとしては、法整備の一環として即戦力となり得る人材養成である。特にベトナム人留学生は（MOJの）在職者なので、その色合いが強い。
- ・大学院は研究者養成という側面もあるため、留学生自身が研究テーマを選ぶ。そのため、留学生は半分程度が世界貿易機関（WTO）関連のテーマを選ぶが、本プロジェクトと直接的な関連はほとんどない。
- ・JICAから長期研修員に対する要望の明確な意思表示がないため、プロジェクトとの関連を確認できない。これはプロジェクト実施者のJICAが明確にすべきである。
- ・JICAが長期研修員の位置づけや目的を明確にして、受入れ先にも説明するなど、調整すべきである。

（3）プロジェクトのインパクト

ここでいうインパクトは、プロジェクト・サイクル・マネージメント（PCM）的な意味合い（プロジェクト実施によってもたらされる波及効果）のみではなく、プロジェクト内部での種々の効果も含んでいる。

- ・立法支援は協力した法案が手続き中、改正民法は第3草案作成中、人材育成はかなりの時間を要する、という現段階ではインパクトは語れない。
- ・日本・ベトナム間で情報伝達が十分にできていること。
- ・ベトナム側の縦割り行政に対して、そのままの形で対応したため、ベトナム間で横のつながりがほとんどなくなってしまったこと。
- ・プロジェクト活動の副産物として、日本の裁判官任官制度（司法試験制度）の導入をSPCが検討するようになったこと。
- ・ベトナム側関係機関と意見交換できるようになったこと、また今後もこの関係が継続できるようになったこと。
- ・カウンターパートが法律に対する考え方や法的な考え方を習得したこと。
- ・法曹三者に加え、大学も含めた法律関係者による協力体制ができたこと。
- ・ベトナム民法が改正される予定であること。
- ・国別特設研修がベトナム側の権益となり、権益項目を増やしたこと。
- ・想像以上に縦割り社会であり、それぞれの関係機関で利権争いがみられること。

(4) 今後の協力のあり方

1) ヴィエトナム法整備支援に対する提言

- ・ ストラテジーをまず考えること。人材育成にするのか、市場経済化にするのか、裁判制度の確立なのか、WTOに関連した法支援にするのか、フォーカシングを明確にすべき。
- ・ 目標を明確にすること。
- ・ 人材育成が一番大切であるが、法分野の人材育成は成果があがるのに多くの時間を必要とするため、地道な協力を行うことが必要である。
- ・ 法律は作る側と使う側の両面で協力を行う必要がある。
- ・ 日本は何のために法整備支援を行っているのかを基本に立ち返って考える必要があり、フェーズ からの 6 年間を振り返り、反省点や教訓等を次の協力に生かす。
- ・ 他ドナーとの連携は不可欠。他ドナーの長所・短所をよく把握し、日本として重点的に協力する部分を明確にすること。
- ・ ヴィエトナム側の主体性を引き出すことが重要である。ヴィエトナム側が計画を作成し、日本側はピンポイント的な協力するという形が良いのではないか。
- ・ プロジェクト初年度には国別特設研修はないとの立場から協力を行うのも一案。2 年目以降、習得度合いやカウンターパートの姿勢をかんがみ、必要であれば行うこととする。ラオスはこの方法で成功している。

2) 今後の協力内容

- ・ 民法改正支援及び付属法令や実施法令も整備されることを目標に置くことは妥当と考える。
- ・ 教官若しくは教官になることが決まっている人を教育するという人材育成制度の構築を含めてはどうか。
- ・ 人材育成としては教材、マニュアル類の整備を進め、現地セミナーの開催、大学での教育等を入れるといい。人材育成は 3 年や 5 年では成果が出にくいことから、地道な努力が必要である。
- ・ 国別特設研修、長期研修員の位置づけを明確にすること。特に長期研修員には何を学んでくることを望むのか、帰国後にどのようにプロジェクトと関係させるのかを検討する必要がある。
- ・ 短期専門家 2 名による現地セミナー 3 日間という形が定着している。本来は内容によって変えるべきと考える。
- ・ 協力内容によって長期専門家の TOR を考えるべきであるが、法分野の関係者は国際協力のノウハウを持ち合わせていないため、JICA 等国際協力関係者が専門家として入るのは有効と考える。

(5) 評価方法

- ・法整備評価という分野は活動が緒についたばかりであり、まだ確立されていないので、現在名古屋大学等で行われている研究結果を踏まえることを見越して、今後も継続して検討していく必要がある。
- ・法整備という知的支援分野では、成果の達成度合いを測る指標の確定が難しい。定量的な側面と定性的な側面とで測るしかないのではないかと。
- ・成果を測る手段はどのような分野でも存在する。カウンターパートの知識の吸収度合いを測るにはテストが一番と考える。法分野でも絶対評価である大学の定期試験や相対評価である司法試験があるので、不可能ではない。試験目的やその方法、試験内容等を検討すればできるのではないかと。
- ・評価はその目的によってデータのまとめ方や切り口等が異なるので、評価結果を何に生かすのかを明確にする必要がある。日本が行った協力の妥当性をみるのか、その国のニーズとの整合性をみるのか、など。
- ・評価指標は立法支援や民法改正等、カテゴリーごとに異なる。今後いろいろな協力を進めていくなかで、これらに対する評価指標をパターン化できるのではないかと。
- ・法整備支援の評価にあたっては、成果達成までのプロセスが重要であるため、民法共同研究会等の議事録からどこまでアドバイスしたか、どこからカウンターパート自身で検討したかが分かる。これらを定性的に判断することが必要である。
- ・さしあたってはJICAで行っている教育案件等のトレーナーズ・トレーニング方式での経験を流用、更に学生教育などを扱う教育学からその知識を流用する。

(6) その他

- ・法曹分野は一般より収入が高いため、法分野に対する協力として裾野を広げる予定であるのであれば、人件費を上げてもらいたい。ボランティアベースといえども現状では継続が難しい。
- ・政府開発援助（ODA）はもっと連携を良くする必要がある。文部科学省、経済産業省、日本貿易振興会（JETRO）、大学等、いろいろな組織が協力を行っているが、他の組織がどのような協力を行っているのかJICAが把握しておらず、バッティングしていることがある。納税者の立場からは無駄が多いといわざるを得ない。
- ・現地セミナーで参加者に日当を出していると聞くと、これはやめるべきである。日当を払わなくては参加できないのであれば、そもそもセミナーが必要ないのではないかと。ラオスでは出席者に交通費しか支給しておらず、セミナー後に試験を行っているが、意欲のある人はそれでも受講しにやって来る。

3 - 4 プロジェクトの実績

3 - 4 - 1 プロジェクト活動概略

(1) 立法作業

立法支援は大きく分けて現地セミナー開催、国別特設研修、現地専門家による個別立法等助言の3つに分けられる。ある法令に対してセミナー開催を行い、これについてヴィエトナム側が草案作業を行い、そのなかで現地専門家による個別立法等助言が行われる。併せて本邦研修での研修成果も取り入れて、起草、立法化という流れがあり、立法作業は比較的スムーズに行われているといえる。

現地セミナーでこれまでに実施されたものとして、企業倒産法、WTOの枠組みでの紛争処理、知的財産権法、判決執行法などがあげられ、今後実施予定のものとして海事法、経済犯罪法、知的財産権法などがある。

また国別特設研修でこれまでに実施されたものとして、戸籍・犯歴、国際商事紛争処理、刑事訴訟法、企業倒産法などがあげられ、今後実施予定のものとして担保登録制度がある。

現地専門家による個別立法等助言でこれまでに実施されたものとして、弁護士法、米越通商協定、金融リース、民事責任と刑事責任の相違などがあげられる。

(2) 法体系のあり方（鳥瞰図作成）

鳥瞰図作成としては、協力内容について2001年に行われた年次協議の際に基本合意を得、MOJで既に作成した民法の個別条文の分析（他の法規との関連も含めたもの）を翻訳した。更に民商事法に限定した形で法律相互間の矛盾、重複を洗い出すために個別条文を分類することを目的とした分類項目を策定した。

また、今後更に行われる活動として、分類項目に基づき民法及び商法・経済契約法などの各条文を分類する。分類結果に基づき、民法とその他の民商事関連法規との矛盾、重複を解析する。

(3) 民法改正支援

民法改正としては、主にMOJ民商事局を中心としたヴィエトナム側作業部会が草案起草作業を、法学研究所が調査活動をそれぞれ行うという役割の分担を行った。

草案作業は、現行民法の関連法令の収集整理、問題点の抽出を行ったのち、調査活動の結果を反映させつつ、実際の草案を作成した。ヴィエトナム側作業部会による関連法令の収集整理、問題点の抽出作業は2001年後半にはほぼ終了し、その後、同年3月に現行民法施行後4年間の実施状況に関するワークショップを実施したうえで、民法の分野ごとに

日本側作業部会とワークショップを重ね、同年12月には改正民法の第2草案が日本側に提出された。2002年1月・2月には、「契約及び民事責任」「債権担保」「所有権」「相続」「土地所有権」「渉外的要素を含む民事関係」の6分野でベトナム側作業部会と現地専門家の間でワークショップが開催された。同年2月・3月には作業部会を日本に招き、第2草案についてのコメントを中心として研修を行った。2002年度からは各分野別に個別条文へのコメントを中心とした小規模なワークショップを行っている。

調査活動は各地における民法の施行実態の調査(ヒアリングミーティング)、典型判例の調査分析(判例分析)、民法に関する文献の分析評価(文献分析)等の活動を行うことによって、現行民法の問題点を把握し、改正への方向性を探る作業を行い、それを作業部会に適時報告することで作業部会の草案作業を支援した。民法の施行実態調査として2001年8月にハノイ・ホーチミン・カンターにおいて相続に関する調査を行った。また2002年1月から6月にかけてダナン・ホーチミン・ゲアン省・ホアビン・ハノイにおいて不動産関係の紛争・登記、共有、契約の公証、渉外関係に関する現行民法の問題点について各地の司法関係者の意見を聴取し、合作社、組合を訪問してその実態を調査した。現在、判例分析と文献分析が進められている。

(4) 法曹養成

本分野の協力は広範に及び、立法作業の枠組みで行われる現地セミナーなども法曹養成の意義を含み、本邦研修に関しても特定のテーマを設定するものの、日本法の一般的な知識を醸成するという法曹養成の目的を有するものである。立法作業に係る法曹養成活動以外でこれまでに行われた活動として、本邦研修ではSPPに対する経済犯罪、また長期研修では2000年度にMOJから2名、2001年度にSPCから1名、2002年度にMOJから1名を選出し研修を行った。マニュアルに関しては2001年度にLegal Professional Training School(LPTS)により裁判官マニュアルが作成された。現地専門家による講義としては、2000年度から2001年度にかけて、LPTSに対して裁判官訓練コースの一環として日本の裁判官制度を、2001年度に、SPP検察学校に対して日本の検察制度を、LPTSに対して弁護士訓練コースの一環として日本の弁護士制度を、2002年度にハノイ国家大学に対して日本法等(民事及び刑事)に関する講義をそれぞれ行った。

今後行われる活動としては、LPTSにおいて弁護士実務マニュアルの作成と裁判官訓練コース試験問題作成、SPPにおいて日本の刑事司法制度と検察制度の講義、ハノイ国家大学において日本法等(民事及び刑事)に関する講義を実施する。

3 - 4 - 2 プロジェクトの成果達成状況

本終了時評価調査においては、作成した評価用 PDM (PDMe) に基づいて成果の達成状況を取りまとめた。そのため、当初作成の PDM では成果が 3 つであったのに対し、ここでは民法改正支援を加えた 4 つの成果についてその達成状況を検証した。

成果 1 . 民商事法及びその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識が習得される。

ヴェトナム側は、民商事法及びその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識を習得した。指標 1) - 1 については、起草作業に従事したセミナー参加者の 81.4 % が、セミナーで習得した知識及び経験が現在の仕事に適切であると回答した。さらに、セミナーの参加者の 77 % は、知識及び経験が将来の仕事に役立つだろうと回答した。指標 1) - 2 については、「人民検察院組織法」は 2002 年 4 月に起草され、また他の法は起草作業が進んでいる。例えば、起草された破産法は、2003 年 3 月末日までに国会に提出される見通しである。商事仲裁法は国会の常任委員会に提出された。また、刑法訴訟法の第 7 草案が作成された。ヴェトナム側からは、日本からの様々な助言が法起草に反映されているといった意見が聞かれた。これらから成果 1 は達成されたと評価される。しかしながら、セミナー及びワークショップの開催については立法作業のスケジュールを考慮して適時に開催すべきであるとのコメントがあった。

成果 2 . 民商事法の法体系のあり方が提示される。

指標 2) - 1 については、活動のコンセプト確定に時間を要したため、作業はまだ完了していない。評価時点では、民商事法分野における法文書のレビューと分類が完了している。残りの作業は、2003 年 3 月末までに完成する予定である。指標 2) - 2 については、本件に関するワークショップが 2003 年 3 月末までに開催されることで、鳥瞰図が認知され、民商事法の起草等に活用される予定である。指標 2) - 3 については、日本側からコンピューターが供与され、地方の人民委員会の法務局に設置された。同機材は、法令の収集及び普及の目的に使用されている。これらから成果 2 はほぼ達成されたと評価される。

成果 3 . 市場経済化の進展に合致したヴェトナム改正民法の草案が作成される。

民法改正はこのプロジェクトの中心でもあり、評価時点において民法改正の第 3 草案段階まで進んでいる。実態調査はすべて終了しており、2 つの報告書の完成を待つのみであるが、それらは 2002 年末までに提出される予定であるとヴェトナム側は発言した。指標 3) - 1 については、インタビューを通じて、市場経済化に則した民法の基本的な概念については参加者は理解している。指標 3) - 2 については、調査研究のいくつかの結果

が草案に反映された。指標 3)- 3 については、一部ではなく全体的な改正が必要となったことから計画の修正が行われた。最終草案は、2004 年末又は 2005 年初めに国会に提出される予定である。これらから成果 3 はほぼ達成されたと評価される。

成果 4 . 法曹人材の育成が促進される。

日本での国別特設研修、ヴィエトナムでのセミナー及びワークショップ開催など様々な活動により、関係機関及び法分野の職員の能力が高まった。指標 4)- 1 については、ワークショップの参加者の 90.4% が、プレゼンテーションが論理的、かつ理解しやすいと回答した。指標 4)- 2 については、法曹人材養成学校では日本人専門家と共同でカリキュラムを改善し、裁判官マニュアルを作成した。更にワークブックと弁護士マニュアルの開発が進められている。

長期専門家は、法曹人材養成学校において日本の司法制度の概要と裁判官倫理の概念を紹介した。指標 4)- 3 について、法曹人材養成学校が具体的に法曹養成計画を作成したことは、ヴィエトナム側が法曹養成の重要性を認識したといえる。指標 4)- 4 については、ヴィエトナム側から、裁判官、弁護士及び検察官の育成のための The National Judicial Academy の設立計画について説明があった。

さらに、日本人専門家により検察大学校やハノイ国家大学で民法に関する講義を行った。これらから成果 4 は達成されたと評価される。

3 - 5 プロジェクト実施のプロセス

3 - 5 - 1 プロジェクトの位置づけ

本フェーズ プロジェクトに先駆けて、1996 年より 3 年間の計画で、ヴィエトナム法分野に対する協力として「重要政策中枢支援（法整備支援）」（以下、フェーズ プロジェクト）が行われた。これは日本が国として初めて行った司法関係のプロジェクトであった。フェーズ プロジェクトでは、市場経済化を導入しつつあるヴィエトナムにおいて、その対応のために急務である民商事法の整備を中心に活動が行われた。投入としては長期専門家 1 名の派遣と現地でのセミナー開催、カウンターパート研修として日本側関係機関での研修生受入れ等であったが、これらはまず日本側・ヴィエトナム側の司法関係者の関係確立とそれぞれの情報交換ができたという点からも一定の成果があったといえる。しかしながらプロジェクト終了時点では、法整備協力は緒についたばかりであり、より深い協力が必要であるとの共通認識の下でフェーズ プロジェクトは終了した。

本フェーズ プロジェクトは、このフェーズ プロジェクトに続くものとして計画された。フェーズ プロジェクトでは、フェーズ プロジェクトと同様に民商事法の整備に対する協力

を中心に置き、ヴィエトナム側の要望に対応した協力を行うとともに、フェーズ プロジェクトにおいて、確立した基盤の更なる強化、及び法曹三者と大学関係者の協同による協力というこれまでにない形で国内支援体制の確立に重点が置かれた。

3 - 5 - 2 プロジェクトの当初計画

本プロジェクトの成果は、大きく 立法支援、 法体系の明示（鳥瞰図作成、民法改正支援）及び 法曹人材養成、の3つに分けられる。プロジェクト計画時のヴィエトナム側要請としては、民商事法に関する個別立法に対する支援と民法改正に対する支援とが柱としてあり、日本側もこれに対応する形とした。1995年に制定されたヴィエトナム民法は、市場経済化の急速な進展に伴い、制定後間もないにもかかわらず改正の必要性が指摘されており、日本側において改正民法共同研究会を立ち上げて日本・ヴィエトナム双方による共同研究として支援を行うこととした。また、フェーズ プロジェクトの活動中に、ヴィエトナムは約35万という膨大な数の法や規制（Law、Ordinance、Decree、Decision）を有しており、これらの相互関係が明確ではない、重複、矛盾した法や規制が多く存在する、ということが明らかになった。そのため上記支援に加えて民商事法の法体系を明確にするという鳥瞰図の作成を活動に入れることとし、民法改正支援と併せて法体系を明示することとした。さらに、法律の基本的概念を理解し、これに基づいて起草作業を行えるような人材の育成が必要であることから、これも加えることとした。本フェーズ プロジェクトでは、これらが3本柱として計画された。

これらの要件を基本として、当初はJICAが従来行ってきた技術協力プロジェクトとして、活動内容や必要な投入を計画した。しかしながら、法分野への協力という本プロジェクトは、従来型のような技術中心の協力ではない知的支援であり、セミナー中心による知識の移転や長期専門家の位置づけなど、プロジェクトを実施していくなかで様々な点が異なることが明らかとなった。日本として法整備支援の経験がなかったことも要因のひとつとなり、計画段階で予期し得なかった課題に対してはJICAや本プロジェクト関係者は、その都度対応することとして事業を開始することとし、本プロジェクトに対する目標は、関係者間でのイメージは統一されていたものの、詳細計画に関する意思統一まではできていなかった。

また、ヴィエトナム側の要望及びフェーズ プロジェクトからの継続した課題に取り組むため、立法支援、法体系のあり方の提示、及び法曹人材養成の3本柱がプロジェクトの成果としてまず決定され、これを包括した形でプロジェクト目標が定められた。そのため、目標の文言は、ヴィエトナム側法律関係者が「知識を習得し」、「法制度整備が促進される」という内容的にあいまいな形とならざるを得なかった。

加えて、フェーズ プロジェクトの終了後すぐに開始することを重視したため、フェーズ プロジェクトのための事前の調査がかなり短期間で行われ、また他の調査と合同で行われたた

めに本プロジェクトの調査に割かれた時間が短かったことも、当初計画の不明確さの一因となり得た。具体的には、フェーズ プロジェクトが1999年11月に終了することを受け、フェーズ プロジェクトを継続実施するために、本プロジェクトの基礎調査は1999年1月にフェーズ プロジェクトの計画打合せ調査と合同で、また事前調査は1999年7月にフェーズ プロジェクトの終了時評価調査と合同で行われている。そのため、プロジェクトの活動内容を細部まで詳細に検討する時間を有していなかった。

さらに、3 - 5 - 3で後述するが、フェーズ プロジェクトより新たにカウンターパート機関となったSPC及びSPPは、本プロジェクトに対する明確な協力要請内容を有しておらず、プロジェクト開始後長期専門家との協議を通じて協力内容を具体化していったため、計画当初には明確に協力内容が策定されていなかった。

3 - 5 - 3 プロジェクトのカウンターパート機関

フェーズ プロジェクトではMOJがカウンターパート機関であったが、ベトナムでは民商事分野の一部についてSPCも起草・執行を担当している。また、刑事分野の一部についても協力の必要性が認められ、ベトナム法曹会への協力を行うこととして、フェーズ プロジェクトにおいてはSPC及びSPPもカウンターパート機関として加えることとした。本プロジェクトにおけるそれぞれの関係は、MOJをメインカウンターパートとして、プロジェクトの調整を行うこととし、SPC及びSPPはサブカウンターパートとしてプロジェクト活動を行うこととなった。

しかしながら、4 - 1 - 6に後述するようにSPC及びSPPはベトナム国内の組織上の地位がMOJより上位に当たる。組織的な序列の強いベトナムでは、下位組織が上位組織を調整することは容易ではなく、プロジェクト開始当初はMOJもこの点についての難しさを指摘していた。プロジェクト活動途中からMOJはこの点については言及しなくなったが、これはベトナム側の調整が円滑に進むようになったというよりも、長期専門家がその調整役を行うことによって、調整に係る支障がなくなったという側面が強い。評価時点においてはそれぞれの機関に対する折衝担当を長期専門家ごとに行っており、大きな問題は起こっていない。

プロジェクトに対するベトナム側組織としてはステアリングコミッティが設立されたが、プロジェクト活動が個々の機関によって対応する形となっており、連携の必要性があまりなかったことから、実質的な活動を行っていない。

3 - 5 - 4 年次協議による年間活動計画の策定

本プロジェクトでは毎年2月ごろに行われる年次協議によって、次年度の活動計画を策定している。ベトナム側の要望はこの年次協議で集約され、活動内容の適切性や日本側の対応

の可否について議論が行われる。上述のとおり、おおまかな活動内容はプロジェクト開始時にイメージとして描かれていたが、詳細な部分についてはプロジェクトの進捗に合わせて個別的に対応していたため、全体としてフォーカシングされた詳細な活動計画はプロジェクト開始時には策定されなかった。

特に立法支援の活動については、ベトナム側によって毎年策定される立法計画に沿った形での協力内容とする必要もあったことから、アドホックベースによる協力とならざるを得ない部分があり、これに伴って国別特設研修や現地セミナーなども年次協議時においてテーマを選定し、内容については個別に詳細を検討することとした。

鳥瞰図作成及び民法改正支援については、それぞれ民商事法に関する法体系の分析や市場経済化に対応した改正という目標の下でひとつの柱として比較的明確な成果が描かれていたため、民法改正共同研究会の協力もあり、プロジェクト活動開始時において段階的な活動計画が策定された。

法曹人材養成については、当初はベトナム側の強い要請ではなかったこと、及び日本側も明確なイメージをもっていなかったこと、法曹人材養成に対する初めての協力ということでプロジェクト開始と同時に協力内容の模索を行うとしたこと、などの理由から開始当初においては明確な活動計画を策定できなかった。

第4章 評価結果

4 - 1 評価5項目の評価結果

評価5項目の主な視点については「第2章 終了時評価の方法」のとおりであり、本プロジェクトの評価調査結果は以下のとおりである。

4 - 1 - 1 妥当性

第9回共産党大会報告“ The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010 ”との整合性があり、また協力の対象とした法令が国会の立法計画にすべてリストアップされていることから、妥当性は高いといえる。

次に日本の援助計画との整合性の観点から検証する。外務省が策定している国別援助計画においては、「市場経済に適合した法制度整備・運用、人材育成」として、「外国直接投資を奨励するうえでも投資環境関連分野をはじめとする法制度の整備、及び法制度の安定性と、運用における透明性の確保は極めて重要な課題である。また、市場経済への移行にあたっては、市場経済に即応できる人材を各分野で育成することが重要である」と述べられている。また、JICAが策定している国別事業実施計画においては、「人づくり・制度づくり（特に市場経済化移行支援）」として、「国家近代化の基礎として位置づけられる法整備への支援を重視し、個別立法作業への助言、2003年国会提出を見据えた現行民法改正のための共同研究の継続、法曹養成支援等を行っていく」とある。これらは本プロジェクトの目的・成果と一致しており、妥当性は高いと判断される。

4 - 1 - 2 有効性

プロジェクトの最終受益者は、ヴィエトナム国民である。現在の状況の下では、民法改正の第3草案段階まで進んでいるものの、目標とした多くの法案が起草作業中であり、ヴィエトナム国民にプロジェクト効果が裨益するまでにはまだ時間がかかる。しかしながら、司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）及び最高人民検察院（SPP）の職員が日本の基本的な法的概念を習得し、ヴィエトナムの国情に合わせた法律の起草と改正に必要な知識を習得している。このことからプロジェクトは直接的受益者であるヴィエトナム側職員に対して有効であったといえる。

4 - 1 - 3 効率性

本プロジェクトにおける日本側の投入は、7名の長期専門家の派遣、50名の短期専門家の派遣、11コースの国別特設研修を通じた108名の研修員の受入れ、ヴィエトナムで開催した15回

の現地セミナー及び6名の長期研修員の受入れである。またベトナム側の投入は、3名の職員の配置、及び1室のプロジェクト執務室、会議室の提供などである。

成果1の投入は7名の長期専門家、29名の短期専門家、8コースの国別特設研修、ベトナムでの15セミナー、及び長期専門家により開催された8つのミニセミナーである。セミナーは学術的、又は実践的アプローチから講義がなされ、内容の濃いものであった。また、ベトナム側は、国別特設研修及びセミナーを通じて習得した知識や経験により、多くの草案を作成してきた。日本側の助言が草案に反映されたことから、効率性は確保されたといえる。しかしながら、長期専門家によるミニセミナーの開催を増やすなど、よりコストの低い方法の活用による成果の実現も可能であったといえる。さらに、国別特設研修では日本とベトナム双方が研修の詳細内容や参加者の選定について、事前に入念な打合せを行い、合意のうえで実施していれば、より効率的な研修の実施が実現したものと考えられる。また、国別特設研修は個別にはそれぞれ成果があがっているものの、その位置づけと目標の不明確さにより、成果との関連は必ずしも明確ではなく、この点においては効率性が高いとはいえない。

成果2の投入は7名の長期専門家及び16セットのコンピューターの供与である。プロジェクト開始の当初の計画変更により、活動内容を新たに決定するために時間を要し、鳥瞰図作成の作業が遅れたが、2003年3月末までには完成すると予想され、効率性は確保される見通しである。

成果3の投入は7名の長期専門家、21名の短期専門家及び1コースの国別特設研修である。効率性は高く評価されるが、調査研究の結果のすべてが民法改正の第3草案に反映されなかった。

成果4については、すべての投入が直接的あるいは間接的に関係があった。プロジェクト開始当初に明確な成果がみえていなかったにもかかわらず、活動は個々の諸事情に対応した形で行われた。しかしながら、成果4に対する明確な活動内容が示されていなかったことに起因して、長期専門家が何回かにわたってハノイ法科大学など法曹養成諸機関と協議を行ったものの、メインカウンターパートの決定に時間を要したこと、及び上述のとおり国別特設研修の位置づけ等の観点から、投入は必ずしも効率的であったとはいえない。

なお、日本側法曹三者及び大学関係者による協同という今までになかった関係の確立は、専門家の人選やそれぞれの得意分野への協力など本プロジェクトの円滑な推進に寄与しており、直接的な投入ではないものの、効率性を高めているといえる。

4 - 1 - 4 インパクト

プロジェクトがもたらした正のインパクトは以下のとおりである。

- (1) 当初計画では民法改正は部分改正を2002年までに行う予定であった。しかし、日本側専門家による助言などにより、改正は一部ではなく全面的改正が必要であることが明らか

になり、国会提出に向けた草案改正スケジュールが変更された。このことからプロジェクトが民法改正に関する重要な決定に貢献したといえる。

(2) ヴィエトナム側は、MOJ、SPC 及び SPP の再編成を進めてきた。そのひとつが法曹養成面である。The National Judicial Academy は、裁判官、弁護士及び検察官を訓練し、かつ司法専門家を再教育するために設立される(日本の司法修習制度と類似する)。この構想自体はプロジェクト開始前に提案されていたが、プロジェクト活動が同構想の推進に部分的に寄与したといえる。

(3) プロジェクトの活動と成果は他ドナーからも高く評価されている。例えば、長期専門家は他ドナー主催の会議に招待され、ドナーコーディネーションやプロジェクトコンセプトなどについて見解を求められた。また、ヴィエトナム政府は、本プロジェクトをヴィエトナムでの法整備支援で最も重要なプロジェクトのうちの1つとして、他ドナーと同様に認めている。

(4) 日本においては、法曹三者による連携プロジェクトというものはほとんど存在しなかったが、法整備支援という本プロジェクトによって法曹三者に加え、大学も含めた法律関係者による協力体制ができた。これは他国も含めた今後の法整備支援を円滑に進めていくうえで非常に有用な実施体制を築いたといえる。

プロジェクトがもたらした負のインパクトは以下のとおりである。

(1) 本プロジェクトが行っている国別特設研修の受講がヴィエトナム側の新たな権益と化し、受講生の選定に日本側が関与する余地がほとんどなくなった。これによって選定されたすべての研修生が研修内容に合致したわけではなく、一部に研修内容にそぐわない受講生も散見された。

4 - 1 - 5 自立発展性

(1) 制度的側面

法分野においては MOJ、SPC 及び SPP が管轄機関であることから、これらは組織上安定している。また、ヴィエトナム政府は本分野の重要性を認識し、人材育成を進めている。したがって、制度的側面から自立発展性は高く評価される。

(2) 財政的側面

MOJ、SPC 及び SPP 予算のうちのほとんどが人件費である。MOJ は National Legal Database(NLD)システムの拡充のための予算を十分には確保していないが、NLD システム予算の不足が職員の業務の支障にはなっていない。同様のことは SPC、SPP でもいえることから、財政的側面から自立発展性は高いとはいえないが、また低くもないといえる。

(3) 技術的側面

プロジェクトを通じて、ヴィエトナム側職員は、市場経済化を念頭に置きながら法案を起草また研究し、知識や経験を習得した。今後、それらの能力を向上させるために、日本を含む諸外国からより多くの知識及び経験を得ることが必要である。

4 - 1 - 6 プロジェクト活動に対する貢献要因・阻害要因

本プロジェクト活動に対する貢献要因、及び本プロジェクトが内包し、かつフェーズ プロジェクトの計画までに解決すべき、若しくは解決が望ましい様々な点を以下にあげる。

貢献要因

(1) 柔軟な計画の見直し(プロセス型アプローチの実施)

本プロジェクトは、日本が実施した初めての法整備支援であり、試行錯誤のなかで実施してきた。要望又は問題については、長期専門家による対応や年次協議調査における計画見直しにより柔軟に対応がなされたため、効果的に事業が実施された。特に、個別立法支援においては、年度ごとのヴィエトナム立法政策に合わせ、年次協議にて支援対象の法律を決定したため、ヴィエトナム側のニーズに合った支援活動計画を立てることができた。

(2) 長期専門家の配置

本プロジェクトの長期専門家配置は基本的に4名体制となっており、その出身母体は法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会という法曹三者に加え、JICAからも米国弁護士資格をもつ法律専門家が配置されている。そのため、それぞれの機関に対する協力依頼がスムーズに行われ、また、その対応も早く、プロジェクト活動の円滑な進捗に貢献した。さらに、それぞれの専門家が MOJ、SPC、SPP と主担当に分かれ、ヴィエトナム側と折衝を行うことで情報の流れをそれぞれ集中化し、意思疎通を円滑に行うことができた。

(3) 特定の人材を対象とした継続的な支援(知的なインプットの反復)

民法改正については、特定の人材に対して研修及び現地でのワークショップを通じて知

的なインプットを継続して実施した。その結果、日本側の意見がおおむね反映された草案が作成されつつあり、また、民法全面改正への方針転換などのインパクトをもたらした。

阻害要因

・プロジェクト計画

(1) 投入主義〔プロジェクト・サイクル・マネージメント（PCM）手法の活用の不徹底〕

本プロジェクトの計画は、長期専門家及び短期専門家の派遣人数を協議し、同時に本邦研修の受入人数を機関ごとに割り振る作業を行い、その枠のなかで、セミナー・ワークショップのテーマを協議するという、いわゆる投入主義の原則を採用していた。これは、法整備支援の経験が日本・ 베트남 双方にない状態で、各課題に対してどのようなアプローチでいつまでにどこまで実現できるのか予想がつかないなか、プロジェクトを開始したという過去の状況を考慮すると、やむを得なかったといえる。

しかし、JICA は PCM 手法によるプロジェクトの計画・運営・モニタリング・評価を行うことを標榜しており、プロジェクト目標及び成果を実現する効果的かつ効率的な投入を行う、いわゆる成果主義を採用している。本プロジェクトでは、上記の投入主義の原則を重視していたため、当初のプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）は完成度が低く、ベトナム側に十分な説明やワークショップ開催も行わないままに作成されたため、ベトナム側の多くは PDM の存在を知らなかった。

(2) プロジェクト目標の明確性の欠如

本プロジェクトはフェーズ からの継続案件として協力が行われている。フェーズ の終了に先立ち、先方からプロジェクト継続の強い要請があったため、フェーズ の開始を前提として、フェーズ の評価が実施された。このため、フェーズ の終了時評価とフェーズ の事前評価が同じ調査団にて実施されることとなった。

フェーズ のプロジェクト内容（各成果）は、おおむね決まっていたものの、これらを統合するプロジェクト目標を定めることが容易ではなく、関係者間で理解の齟齬が生じるような目標となった。この目標の表現の不明確さがそのままプロジェクト活動の詳細や課題の対応策を決めるにあたり時間を要す原因となった。つまり、プロジェクト目標の「法制度整備が促進される」との表現では、プロジェクトの目標達成度を終了時に評価することが困難である。つまり、「法制度整備が促進された状態」のイメージが関係者間で異なってしまったのである。そのため、今後はより明確な目標を描き、だれが読んでも理解の齟齬が生じない文言で表現する必要がある。

(3) プロジェクト活動の明確性の欠如

上記目標の明確性の欠如に起因して、プロジェクト開始時における活動もまた具体性や戦略性を欠いていた。フェーズ のPDMにおける「活動」は、「投入」に値する部分を除くと、行うべき活動は非常に多岐にわたることが予想されるが、実際に決められた活動は「専門家が助言を与える」や「セミナーを開催する」等であった。これは、以下のように長期専門家の活動全般や法曹養成分野の支援に影響を及ぼした。

(長期専門家の活動)

プロジェクト活動が明確でないために、長期専門家のタームズ・オブ・レファレンス(TOR)もプロジェクト開始当初は決まっておらず、赴任前にプロジェクト活動や専門家が行うべき活動に対するブリーフィングも十分行われなかった。そのため、これらが専門家の赴任初期の活動に大きく影響した。つまり、明確な目標も活動内容もなく、専門家は「法整備に対する協力を行う」「なかでも民法改正に対する協力を行う」という漠然とした意識のなかで、活動を手探りでやっていくこととなった。

結果としては、特に法曹養成分野で長期専門家が活動の多くを自らの力で作りあげ、いろいろな形の活動と成果を出すことができた。また他の専門家についてもプロジェクト後半に作成されたTORに沿って活動を行い、一定の成果をあげたといえる。しかし、プロジェクト開始時の活動が明確ではなかったために、専門家もその活動自体が本当に正しい方法であったのか確信がもてないとの指摘もあった。

(法曹養成支援)

法曹養成分野は、活動の当初計画がほぼなかったといえる。現在は法曹人材養成学校を支援することとなっているが、これは活動計画がなかったがゆえに担当専門家が試行錯誤を行った結果として、法曹人材養成学校の支援となった経緯がある。専門家はSPC、SPP、ハノイ法科大学等と協議を重ねたが、計画がなかったためにあまり協力に前向きな回答は得られず、法曹人材養成学校が直接のカウンターパートとなった。

また、ハノイ国家大学も専門家による講義が可能となり、現在は3週間に1度、学部生を対象に講義を行っている。ただし、ハノイ国家大学における講義は上述のとおり当初計画にはなかったものであり、結果として法学部生に対する講義として有意義であったものの、その扱いには日本・ヴィエトナム双方の理解に隔たりがある。つまり、同講義をプロジェクト活動内としたい日本側の意向と、専門家のボランティアとしてプロジェクト活動外としたいヴィエトナム側の意向との差異である。この点の合意には時間を要するとの判断から、本終了時評価調査においても評価用PDM(PDMe)には示したものの、日本・ヴィエトナム間での明確な意思統一は図られていない。専門家は、裁判官・弁護士マニュアル作成や学校のカリキュラムに対する助言等の活動

を行っているが、これらも当初計画にはなかったものであった。

(4) 事前調査の不足（カウンターパート機関の受入れ能力・他ドナー支援動向）

カウンターパート機関（特に、法学研究所）の受入れ能力、及び他ドナーの支援動向の調査の不足が、プロジェクトの成果発現の阻害要因となった。

プロジェクトの1つの活動である鳥瞰図作成は、法学研究所が独立して行うこととなっているが、作業が全体として遅れている。これは法学研究所のマンパワーに起因するものが大きいと推測される。マンパワーの問題は、実態調査の遅延にも大きく影響している。すなわち、法学研究所は民商事分野に関するすべての調査・研究を約50名のスタッフで対応しており、本プロジェクトの鳥瞰図作成、及び実態調査を担当しているスタッフは6名である。彼らは本プロジェクトのみの業務を行っているわけではなく、他業務も兼任しているために本プロジェクト活動に割ける時間が限られると予想される。調査時点においても土地法の体系評価（10月提出）や2010年までの法整備計画策定（11月提出）などの大きな業務があった。そのため、本プロジェクトのように、スタッフの業務をプロジェクト活動のみに確定しない場合は、プロジェクト計画時において、スタッフがどのような業務分担となっているのか、プロジェクトで行う活動はスタッフの能力を超えていないか、等を十分に検討したうえで活動内容を確定する必要がある。

また、当初計画では個別条文に関するデータベース作成などを視野に入れた協力を想定していたが、他ドナーによるデータベース協力が判明するなどしたことによって、協力内容自体の大幅な変更を余儀なくされ、結果として日本・ヴィエトナム間で合意できる協力内容の策定が著しく遅れた。これは、計画段階における他ドナーとの連携の不足が全体作業遅延の要因であった。計画変更後、他ドナーとの協調や動向把握は円滑に行われているものの、プロジェクト計画時にはヴィエトナム側や他ドナーから十分にヒアリングを行い、支援内容の重複を避けるよう計画することが必要である。

・ヴィエトナム側実施体制

(1) 組織構造及び縦割り行政

本プロジェクトの関係機関はMOJ、SPC、及びSPPの3機関である。組織上、MOJは国会の下であるヴィエトナム政府の下、SPC及びSPPは国会の直属機関となっており、MOJと上記2機関に直接的なつながりはない。SPC及びSPPはヴィエトナム政府と同等の扱いであり、むしろ組織的には以下の図に示すようにMOJよりも上位の機関となっている。ヴィエトナムの組織上、下位機関が上位機関の取りまとめを行うことは非常に難しい。

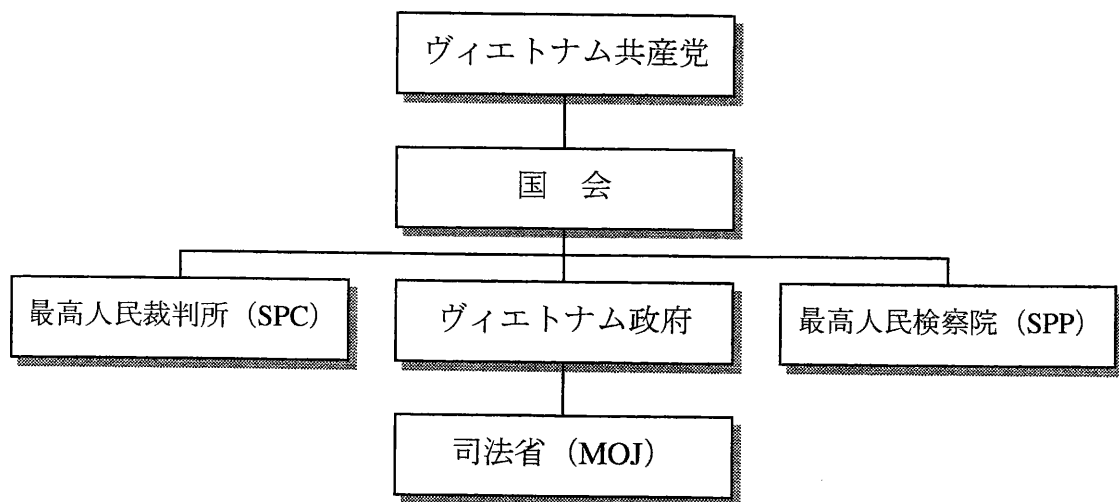


図 4 - 1 ヴィエトナム国におけるプロジェクト機関の関係図

また、これらは同じ法曹分野であるが、業務としても連携が必要な部分がほとんどない。そのため、プロジェクト開始当初は3機関によるステアリングコミッティを開催していたが、MOJとして取りまとめを行う必要性がほとんどなかった。そのため、本フェーズプロジェクトでは、個々の機関に対してそれぞれ担当専門家が直接対応する形となった。終了時評価調査時点においては、この形式による協力でプロジェクト活動に対する大きな影響はなく、ロジスティックス的な業務を除いて、あえてMOJに取りまとめを強いる必要性もほとんどなくなっている。しかしながら、これは本来MOJが行うべきコーディネーション業務を長期専門家が行っているにすぎず、プロジェクトのオーナーシップは、ヴィエトナム側にあるとの観点からは、現在の形が最適であるかどうかは疑問が残る。また、SPCとSPP、特にSPPには国別特設研修やセミナーを割り当てられたのみとの認識がみられ、プロジェクトに実質的に内包されているとの意識が低い。そのため、プロジェクトの活動・成果によって、どのような形式が最適であるか、再度検討する必要がある。

また、ヴィエトナムにおいては「隣の局は赤の他人」的な面が多々あり、局が異なると横断的なつながりがかなり希薄になる傾向がある。例えば、本プロジェクトで行っている民法改正共同研究は、3 - 4 - 1(3)で述べたように実態調査をMOJ法学研究所が行い、この調査結果をMOJ民商事局において、改正民法草案に反映させることとなっているが、それぞれが「調査を行う」「草案を作成する」という自らの責任を果たすことに集中し、「実態を反映させる」という重要な要素は軽んじられてしまう。横断的な情報共有や協力関係があまり円滑に進まず、組織的排他性が強いヴィエトナムにおいて、この改善が迅速に進むとはいえない。しかし、横断的な協力関係を築くことをヴィエトナム側に継続的に伝えることは必要であり、同時に、上記同様、全体の責任をとれる組織を決定し、ヴィエトナム側に徐々に改善を促すなどの対応が必要である。

・日本側マネジメント

(1) 法整備支援に関する全体目標・長期目標の欠如

援助国である日本に法整備支援に関する明確な全体目標がなかったことが問題点としてあげられる。一国の法整備に対する支援は、その国の国民生活に直接的・間接的に影響を及ぼすという点で重要である。また、支援のめざすところは法曹関係者が条文を理解するという表面的なものではなく、その根底に流れる基本理念・概念を正確に理解するとの目標に立ち、長期間にわたる協力が必要である。言うまでもなく、これには5年先、10年先を見越したビジョンが必要であり、また、このビジョンを実現するための全体目標や戦略が必要である。個々のプロジェクトは、この戦略のなかでそれぞれのステージや明確な個別目標を打ち出し、すべてのプロジェクトの統合が全体目標の達成につながるよう、計画する必要がある。

本プロジェクトは、ベトナムに対する法整備支援として計画されたが、同国の法整備に対する明確な全体目標を策定する前に、個別プロジェクトとして開始されたため、本プロジェクト自体の位置づけや目標があいまいなままとなってしまった。日本は世界銀行や国連開発計画（UNDP）の動向から法整備の重要性を認識しつつも、その具体的な全体目標や目標達成のための手段を策定するためのコンセプトに欠けている。日本の法分野はどのような優位性をもっているのか、当該国のどの部分に協力できるのか、当該国がどのように発展することを望むのか、そしてそれをどのように法整備分野として支援できるのか、今後分析・検討する必要がある。

そのため、フェーズ に対する協力を検討する際に、ベトナムに対する法整備支援の全体目標を併せて検討することが必要である。

(2) JICA のマネジメント方法と当事者意識の希薄

本プロジェクトの実施機関である JICA のプロジェクト・マネジメント方法と当事者意識の希薄がプロジェクト活動の進捗に対する阻害要因となっている場合がある。プロジェクト業務には、早急な回答を求められるものや慎重に検討すべきもの、または重要性の低いものまで様々な形があり、それぞれ対処方法が異なるはずである。しかしながら JICA 本部のこれらに対する対応には一元的な面がみられ、プロジェクトからの「要検討」「重要」書類についてもレスポンスがなかったり、資料が迅速に送られず会議直前に資料を配布して関係者に検討の時間を与えていなかったり、と対応に不備がみられる。本プロジェクトは、月間報告書にみられるように、他のプロジェクトに比してプロジェクト側からの情報提供は多いと思われるが、これに対する対応が十分でなく、情報が一方通行となっている傾向がある。そのため、まずは JICA 内でのマネジメント方法を改善

することが必要である。

また、本プロジェクトでは非常に多くの短期専門家を派遣しているが、派遣前に十分なブリーフィングがなされておらず、帰国後に個々の総合報告書も作成されていない。そのため、短期専門家は長期専門家との意見の交換は行いが、現地で単発的にセミナーを行うのみとなり、問題点の抽出やフィードバックがプロジェクトに対して活発に行われていない。個々の短期専門家のプロジェクトにおける位置づけを理解して、それがプロジェクトに対してどのようなインパクトを与えているのか、また短期専門家帰国後にはプロジェクトに対してどのようなフォローが必要なのか、十分に検討することが必要である。

さらに、JICAの当事者意識の希薄が見受けられる。プロジェクトから受け取った資料や情報を「検討してください」と関係者に横流しするだけで、JICAとしてどう考えるかがみえてこない。やはりプロジェクト実施組織として「JICAはこう考えるが関係者はどう考えるか」というスタンスがほしい。

アジア第一部の主業務のひとつに個別専門家派遣がある。個別専門家派遣では、専門家自身に比較的自由的な裁量が認められ、JICAからの強力なマネジメントはそれほど必要ではないが、チーム派遣はこれとは異なる。4名の専門家派遣に対する成果は4名分ではなく、チームとしてそれ以上のものが求められる。これにはJICAの強力なマネジメントが必須である。チーム派遣業務は個別専門家派遣業務とは質を異にすることを十分に認識し、自らもプロジェクト業務のなかに入り、マネジメントを行う必要がある。

(3) 日本側関係者の意識の不統一

本プロジェクトは非常に多くの関係者が存在し、個人及び関係機関から構成される国内支援委員会が組織されている。同委員会は、プロジェクトを実施していくうえでのバックアップ体制として非常に有益であり、長期専門家も国内支援委員会との連携を強め、その助言・指示を信頼している。一方、関係者が多岐にわたっていることから、プロジェクトに対する思惑がそれぞれ組織的・個人的に異なり、大枠においての方向性は異ならないものの、意見の食い違いがみられる。例えば、これは文言のあいまいさにも起因するが、プロジェクト目標である「法制度整備が促進される」の理解が多少異なっていることが予想される。関係者の円滑な意見の統一を行い、プロジェクトをよりバックアップする体制を築くことが必要である。

また、多くの関係者が過大な国内支援委員数による意思決定の遅さを指摘している。そのため、小委員会を作成し、重要な意思決定的なものと事務手続き的なものとを分けて対応するなどの検討も一案である。

・本邦研修の位置づけ・実施方法

(1) 国別特設研修

本プロジェクトでは、立法支援や民法改正支援に対する投入として国別特設研修が日本会計年度につき、4回（MOJ 2回、SPC 及び SPP それぞれ 1回）行われているが、プロジェクト目標のあいまいさに起因してこの位置づけが明確ではなく、受入側である法務総合研究所及び JICA 大阪国際センター関係者に多少の戸惑いがみられる。これは、日本側はアドホックに対応する立法支援（成果 1）と一貫した民法改正支援（成果 3）という認識で研修を行っていたのに対し、ベトナム側は法曹養成（成果 4）として研修を行っているという理解であり、双方間での認識の違いに表れている。また、それぞれの機関に対する国別特設研修の開催回数と受入れ人数（各 10 名）を、本プロジェクト計画時において決定したために、まず回数ありき、人数ありきの研修になったこともあり、研修の必要性やその位置づけについても明確さに欠けていた。さらに、本フェーズ プロジェクトにおいて国別特設研修と現地セミナーは、それぞれ個々の目的を設定して、アドホックベースによる個別立法支援と民法改正支援とに分かれているが、これらについても再考が必要と思われる。特に国別特設研修では、日本側・ベトナム側双方の対応の遅れから計画時に必要な諸情報の入手が難しいこと、毎回テーマが異なるために受け入れる研修生が異なり、帰国後に研修による成果や普及状態を測ることが難しいこと、同じくテーマが異なるために教材やカリキュラム作成、訪問先の了解を得ること等に非常な時間を要することがその理由にあげられる。以上のことから、法務総合研究所、JICA 大阪国際センターは、研修の位置づけや目標があいまいで、また、同一のカウンターパートが、その都度研修に参加し知識の集積がみられるカンボジア法整備支援の研修と異なり、毎回参加する研修員が別の者となることから、研修による成果が発散する傾向にあり、現状のままでは今後の研修員受入れが難しいとの意見があった。

また、日本側では研修員の人選にも疑義が生じている。日本側は研修の効果を十二分に活用するためにも、General Information(GI)で年齢制限を設け、なるべく若いカウンターパートに知識を習得させ、得た知識が長期間に活用されるよう意図した。これに対して、ベトナム側は年齢が上でも研修内容に合致した業務を行っているとの理由で年齢制限はあまり意味がないとの意識がある。これは上述した研修の位置づけのあいまいさにも起因することであり、日本・ベトナム間で研修に対する理解・位置づけについて十分に合意する必要がある。

また、日本側は研修内容に合致しないカウンターパートや研修中にあまり集中できていないカウンターパートの存在を指摘しており、日当目当てのカウンターパートもいるのではないかと疑念が生じている（特に SPP 職員にこのような傾向が強くみられる）。これ

に対する対処としては、他ドナーでも行っていることとして、帰国後に報告会を開催し、その議事録及びレポートの提出をもって日当を支払う、とする案も専門家の意見として得られた。

なお、人選にあたってはヴィエトナム側の権益にかかわってくることであり、専門家はあまり口出しができないのが現状である。人選に対して専門家が関与すると“泥沼”になり、専門家業務に支障が出るとの懸念があった。

(2) 長期研修員

本プロジェクトでは、ヴィエトナム側カウンターパートを日本の大学の修士課程若しくは博士課程にて受け入れ、帰国後に法整備促進に資することを目的として長期研修員制度を活用している。しかし、同制度のプロジェクトにおける位置づけが明確でなく、研修員がどのような内容を学び、学んだことを帰国後にどのように活用したいか、プロジェクト関係者間での認識が定まっていない。名古屋大学大学院（修士・博士課程）は、長期研修員の受け入れを行っているが、その目的や本プロジェクトにおける位置づけ、帰国後の扱い等があいまいであるため、名古屋大学では本プロジェクトと関連するような講義・研究はほとんど行っておらず、同大学としては共同研究としての大学間交流、及び短期的な研究者育成という位置づけとなっている。本プロジェクトの長期研修員はMOJ職員を中心とした在職者であるため、大学としても即戦力となり得る人材育成が必要との認識はあるものの、プロジェクト内での位置づけと方向性があいまいであるがために、教育内容・研究内容が必ずしもプロジェクトとリンクしていない。

また、プロジェクト開始後、長期研修員制度の留学生無償への切り替えが行われたが、この理由が明確でないことや、これに起因して本プロジェクトカウンターパートが英語力を理由に留学生無償公募に選出されにくくなっていること、などが問題としてあげられる。枠組みを留学生無償から長期研修員へ再変更することや、その目的・支援方法について再度整理する必要がある。

・その他

(1) セミナー開催時期

立法支援はMOJ、SPP及びSPCそれぞれに対して行っている。これは、ある法令（law、ordinance、decree等）に対してセミナー開催を行い、これについてヴィエトナム側が草案検討→起草→立法化というひとつのサイクルを行うことで完成する。本分野は、セミナー資料の事前配布や英語力の問題等、小さな問題はあるものの、比較的スムーズに行われている。ただし、セミナー開催時期の設定は改善の余地があるといえる。セミナーの開

催は、ベトナム側が作成している年間法整備計画、5 年法整備計画に基づいて計画されているが、実際の制定や改正までに 1 年以上の隔たりがある場合も見受けられ、セミナー開催による立法作業に必要な基礎知識の習得という成果は達成されているものの、プロジェクト目標の「法制度整備の促進」への貢献が低いといえる。

これは基本的にベトナム側の事情によって延期された場合がほとんどであり、いわば外部条件であるが、年次協議以降もベトナム側と十分に協議をしたうえで、セミナー開催時期を見極める必要がある。

(2) 刑事分野の情報公開の閉鎖性

ベトナムは民商事法分野と異なり、国家の治安に関する部分についての情報提供には極端に消極的である。そのため、この分野を管轄する SPP は情報提供には極端に消極的である。特に、SPP の組織にかかわる予算配分や人材配置等に関する情報が提示されることはほとんどなく、検察官の人数等も正確な数字はつかめないのが現状である。「国家は人によってつくられる」という理念がかなり強いベトナムにおいては、人材育成計画に関する情報も紙面として入手することは難しい。そのため、SPP に対する協力内容は上記をかんがみたくて策定することが必要である。

(3) 長期専門家の任期の短さ

ベトナムは他国に比べて信頼関係をより重視する傾向があり、これは業務の円滑な遂行にも間接的に影響する。もちろん、これまでの協力によって日本 - ベトナム間の信頼関係は確立されているといえるが、ベトナムでは個人対個人の信頼関係も重要な要素である。本プロジェクトでは、長期専門家の任期は基本的に 1 年であるが、初めの数か月はベトナム側との信頼関係の確立に費やされる割合が比較的高い。そのため、派遣専門家の交代が多いとその分プロジェクト活動の進捗に影響を及ぼすこととなる。

しかしながらベトナム側も長期専門家の人間性が分からない時点では 1 年間の受入れしか表明できず、日本側としても、日本の法曹関係者は非常に多忙であり、2 年間の派遣が難しい。よって任期が 1 年間となる場合もあることや、信頼関係確立に費やされる時間を考慮しつつ、プロジェクト成果や活動は無理のない計画を作成する必要がある。

4 - 2 結 論

- (1) 立法支援、鳥瞰図作成、改正民法支援、法曹養成とも、それぞれ成果をあげており、また、評価 5 項目の観点からも一定の評価が確認できたことから、プロジェクトとしておおむね成功したと結論づけられる。

(2) ただし、鳥瞰図作成及び改正民法支援における実態調査については 2003 年 3 月完成を目処としていることから、協力期間の同月末までの延長が妥当と判断される。

(3) また、知的支援的な側面が強い法整備分野への協力においては、人材育成の成果が目に見えるようになるまで多くの時間を有し、個々の成果をより発展させるためには協力の継続性が求められる。加えて、大幅な民法改正の必要性から最終草案の国会提出が 2004 年末、又は 2005 年初頭と変更された背景をかんがみ、今後もヴェトナムに対する法整備支援は必要と判断される。

(4) 個別立法支援はアドホックな対応とならざるを得ないために全体としてのゴールはなく、これに対する協力形態は今後の検討が必要であると思われるが、民法改正支援、及び現在設立が検討されている The National Judicial Academy のキャパシティー・ビルディングを対象とした法曹養成支援については、特に今後の支援が必要である。

(5) そのため、フェーズ プロジェクトの協力の実施について検討を提案したい。

第5章 提言と教訓

5 - 1 提 言

当該プロジェクトに関する提言は、次のとおりである。なお、これらはプロジェクト終了までに行われることが望ましいことに加えて、フェーズ プロジェクトの実施においても採用することが望ましい事項である。

(1) 当初計画の重要性（投入主義から成果主義へ）

本プロジェクトでは、日本として初めての法整備支援ということもあり、その計画にあたっては試行錯誤的な部分がみられたが、今後はプロジェクト開始時にプロジェクトデザインを明確に示す必要がある。プロジェクト目標が何であり、それを達成するためにどのような成果が必要であり、そのためにはどのような活動が必要であるか、その活動のために必要な投入は何であるか、またそれぞれを測る最適な指標は何であるかなどを明確にすることは、プロジェクト活動を円滑かつ効率的に進めるために必須である。また、併せてPO¹、APO²を作成し、それぞれの詳細活動やその期間を明確にし、進捗の把握を容易にするとともに、自己評価に活用することが望まれる。

(2) 関係機関、関係者間の意思疎通

プロジェクトのスムーズな実施には、プロジェクトに関するヴィエトナム側関係機関、関係者の良好な意思疎通が必要である。本プロジェクトでは前述のとおりステアリングコミッティが機能せず、実質的に長期専門家がコーディネーションを行ったために問題は生じなかった。しかし、プロジェクトのオーナーシップはヴィエトナム側にあるとの日本側の立場から、及び、それぞれ個別のチームではなくプロジェクトとして行っている以上は、形式はどうあれ活動内容に沿った関係者間の意思疎通やそれぞれの活動に対する検討が必要であると思われる。また、それぞれの機関が個々に活動計画を策定するのではなく、プロジェクトとしてのまとまりをもった活動計画を策定すべきである。

(3) 長期専門家のより有効な活用

本プロジェクトには4名の長期専門家を配置しているが、プロジェクト開始当初、個々の専門家のタームズ・オブ・レファレンス（TOR）が明確でなかったがために、ヴィエトナム

¹ PO（Plan of Operation）：プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）に示された活動を行うため、実行時期・期間、予算・投入量、担当・責任者等を書き込んだ協力期間全体の計画表

² APO（Annual Plan of Operation）：POを更にブレイクダウンして詳細に書き込んだ年間活動計画表

側及び日本側関係機関との折衝や他ドナーの動向調査というコーディネーションが実質的な主業務となっている。プロジェクトにおける長期専門家の位置づけを明確にし、それぞれに求められる役割に沿って専門家を配置する必要がある。また、長期専門家は法分野の十分な知識・経験を有していることから、活動内容に照らし合わせて長期専門家による現地セミナー開催数を増やすことや、本プロジェクトの技術移転に対するTORを拡大するなど、長期専門家のより有効な活用方法を検討する必要がある。

また、国内支援委員会に意思決定権を集中させていたため、国内支援委員会に懸案事項を諮ることを待つこともあり、円滑な実施を阻害している場合がある。そのため、現地中心で活動が行われる事項については、専門家及びJICA事務所が決定することが望まれる。

(4) フェーズ プロジェクトの協力形態

フェーズ プロジェクトの必要性が認められた場合、協力内容については今後の調査に委ねるが、その協力形態を再考する必要がある。本フェーズ プロジェクトでは個別立法支援、法体系のあり方の提示（鳥瞰図作成、民法改正支援）及び法曹養成という3本柱の成果からプロジェクトの枠組みを策定したが、これらを包含する形でプロジェクト目標を決めたために非常にあいまいな表現とならざるを得ず、またそれぞれの成果の目標とのつながりも明確ではなかった。そのため、フェーズ プロジェクトでは図のように整理し、フェーズ プロジェクトにおける成果をサブ・プロジェクトとして各サブ・プロジェクトの目標に置くことも一案である。また、本フェーズ プロジェクトの上位目標はかなり幅広い表現となっていることから、スーパーゴールとして位置づけることが適当ではないかと思わされる。

これによって個々のプロジェクトの目標や成果、活動内容が明確となり、PDM上の整理も容易になることに加え、ヴェトナム側関係機関の横のつながりも整理しやすくなると思われる。例えば民法改正プロジェクトは司法省（MOJ）のみがカウンターパートであるのに対し、法曹養成プロジェクトではThe National Judicial Academyの形式・内容にもよるが、MOJ、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）の3者が関係するため、これらの連携が必要と思われ、法曹養成のみに関する小委員会（ステアリングコミッティ）の設立などプロジェクト間の明確な仕分けがで

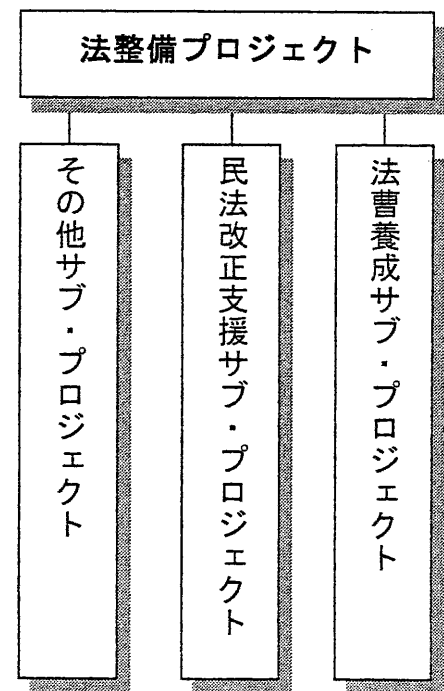


図5 - 1 フェーズ プロジェクト概念図（案）

きるためである。

また、フェーズ プロジェクトでは、プロジェクト開始前に、日本・ヴィエトナム間の共通認識の確保や協力形態、プロジェクト目標、協力内容の確定等をフェーズ プロジェクト以上に厳密に行う必要があることから、基礎調査や事前調査等に十分な時間をとり、本フェーズ プロジェクトの反省点の解決を行う必要がある。そのため、フェーズ プロジェクトは必ずしもこれと連続してフェーズ プロジェクトを行う必要性はなく、プロジェクトのスキームが十分に固まってから開始すべきである。

(5) 国内支援体制

多くのフェーズ プロジェクト関係者の意見として、国内支援委員会の肥大化があげられ、これによる意思決定の遅さや、それぞれの責任範囲内のみの発言などが指摘されていた。そのため、より小回りの利く国内支援体制とすることを目的に、以下の体制を一案として提案する。

法整備支援戦略委員会：他国の法整備支援プロジェクトを含めた法整備支援全体に関する助言を与えることを目的とする。委員は各協力分野の学識経験者数名とする。開催回数は年1回又は2回程度。

作業連絡委員会（仮称）：ヴィエトナム側関係者及び現地専門家に対して法整備プロジェクト全体に関する助言・指導を与えること、及びプロジェクト活動にあたっての比較的大きな諸問題の解決のための情報交換を目的とする。委員はプロジェクト関係者とする。開催回数は四半期に1回程度。

作業部会（仮称）：サブ・プロジェクトごとに設置し、プロジェクトに直接関係するヴィエトナム側関係者及び長期専門家に対して助言・指導を与えること、及びプロジェクト活動にあたっての諸問題を解決することを目的とする。委員は各プロジェクト関係者と日本側各機関の窓口とする。開催回数は隔月1回程度。

これらをヴィエトナム側及び長期専門家も含めた形で図示すると、図5 - 3のとおりとなる。

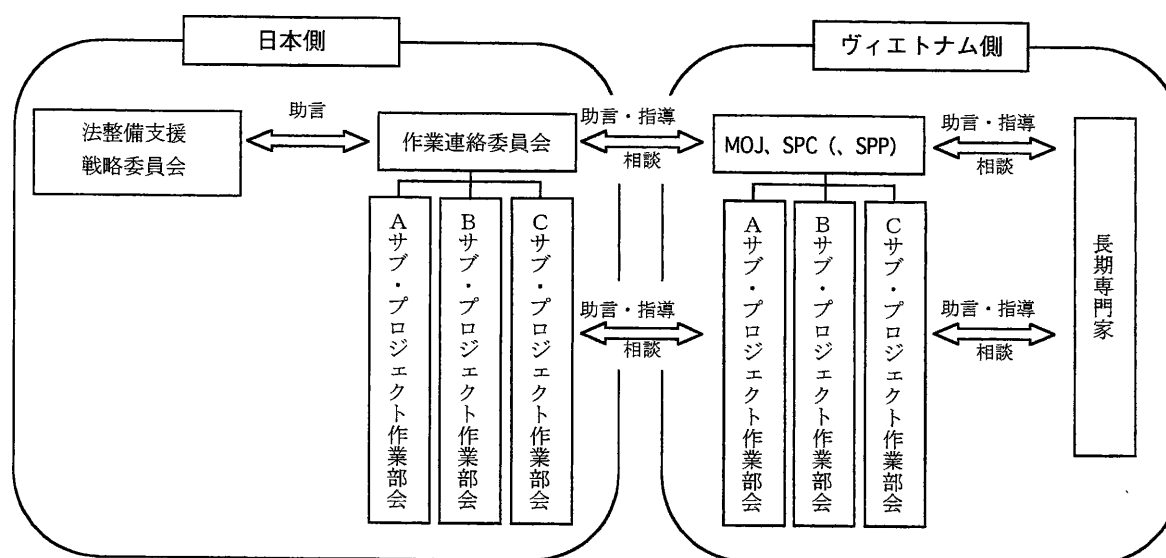


図5 - 2 フェーズ プロジェクト組織図（案）

（6）国別特設研修・現地セミナーの目的・位置づけ及び相互関係の明確化

フェーズ プロジェクトにおける国別特設研修と現地セミナーの目的・位置づけ及び相互関係を明確にすべきである。また、国別特設研修は民法改正支援に特化し、個別立法支援は長期専門家及び短期専門家による現地セミナーにて対応するなど、その内容についても検討が必要である。カンボジア法整備プロジェクトでは民法及び民事訴訟法の起草に対する支援を目的として研修受講生をある程度確定している。そのため、知識習得が早く、研修の成果が目に見える形で表れている。これを参考にするのも一案であろう。さらに、国別特設研修の成果を補助する、若しくはその普及を助ける意味での現地セミナーの位置づけや内容等についても再度検討を要する。

5 - 2 教 訓

当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘、形成、実施、運営管理、評価に参考となる事柄としては、次のとおりである。

（1）他ドナーとの協調

本分野については国連開発計画（UNDP）、アジア開発銀行（ADB）、デンマーク国際開発庁（DANIDA）、スウェーデン国際開発協力庁（SIDA）など他ドナーとの協調をより深めることを検討する必要がある。現時点で本プロジェクトは他ドナーから重要なプロジェクトのうちの1つとして認識されており、また DANIDA は SPC に対して人材育成支援を行っている。これらから、本分野における他ドナーのヴィエトナムに対する協力内容や立場を把握し、また他ドナーが日本に期待する協力内容などを把握しつつ、今後の協調をしていくこと

が望まれる。

(2) 知的支援の評価

法分野のような知的支援に関するプロジェクトを評価する場合には、人材育成や能力開発の程度を正確に把握することが難しいことから、その評価も難しいと考えられる。今後、同種のプロジェクトの評価に関しては、学術的評価手法の開発導入が望まれる。

(3) プロジェクト・サイクル・マネジメント (PCM) 評価における指標の選定

本終了時評価調査では、調査団員、国内関係者及び長期専門家とで幾度も検討して指標を決めたが、これらは必ずしも確定的な指標ではない。プロジェクトでは、開始前と開始後とで得た技術や知識の差からその成果を測るものであるが、知的支援という側面の強い法整備支援プロジェクトでは、分野としての特殊性から一概に成果を測ることが難しい。すなわち、立法作業担当者の個別的な知的レベルを測る術がないうえに、法律はそれぞれの国の歴史的背景や国家としての主義・政治的要因などが絡み、行った助言が必ずしも法律に反映されるわけではない。また、支援を受ける側も一国のみの助言に頼ることはなく、多くの国の助言を得て受入国に適した形に修正するものであり、例えばある部分に対して日本の協力が反映されたと特定することは困難である。

これらの要因から、知的支援分野の評価にあたってはプロジェクトとしてのインパクトをいかに測るかにより重点を置く必要があり、また個別の成果としてはより細分化した形、すなわち個々の現地セミナーにおける理解度をテストを通じて測るなど、により測定することが適当と思われる。

いずれにせよ、法整備分野における目標・成果の指標については今後も継続的な検討が必要である。

(4) 評価コンサルタントの適切性

本評価調査では、第三者による客観的評価を行うことを目的としたため、計画評価担当団員を除いて本プロジェクトとは一切かわりをもたない人物を評価者として選定し、評価分析担当団員についてもプロジェクト評価に係る知識・経験のあるコンサルタントを選定した。しかしながら、本調査団評価コンサルタントは法律に関する知識は持ち合わせておらず、法律用語や法学に係る基本的知識・背景を理解していないために、短期間で行う評価調査の進捗に影響を与えた。そのため、今後法分野の評価調査を行う場合には、第三者評価といえども同分野に関する理解を持ち合わせた評価コンサルタントを選定するか、若しくは評価コンサルタントと併せて、法律専門のコンサルタントを配置するか等の対応を検討すべきで

ある。

(5) 長期研修員の積極的活用

長期研修員を本邦の大学で受け入れる場合、受入前に日本語教育を行っているが講義は基本的に英語で行われており、また講義内容も日本法に関するものもあるものの、英米法や国際法などが中心となっている。そのため、長期研修員は日本の大学で法学を学んではいるが、必ずしも日本法に関する知識が多いとはいえない状況である。日本が他国に対して法整備支援を行うにあたって、本プロジェクトのような法整備支援プログラムをより円滑に、有効に進めていくためには、日本法に精通したカウンターパートの支援が重要な要素となり得る。したがって、ヴィエトナム人研修員が日本語で日本法を学ぶには相当なる日本語教育が必要ではあるが、研修員受入れに際しては、日本語による日本法の教育を行うのも一考に値する手立てであると思われる。長期的課題として検討すべきである。

5 - 3 評価の技術的側面に関する分析（技術評価団員所感）

(1) 今回、ヴィエトナム重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ）の終了時調査団の一員としてハノイを訪問し、私が参加しただけでも、インタビュー・討議・打合せ・報告書作成など20時間を超える、昼夜にわたる調査作業に携わった。まずは、ご協力頂いた、現地専門家の方々、現地 JICA 事務所の方々、ヴィエトナム側カウンターパートの皆様に御礼申し上げたい。また事前に現地に入って多くの資料・指標を収集されたコンサルタント団員の方々、そして最後になったが、同行させていただいた JICA の梅崎団長・石亀団員にも御礼申し上げたい。

私としては、JICA による評価調査の実務に参加した初めての経験であり、むしろ私の方こそ学ぶところが多かった、というべきであるが、この場では、この評価調査作業の技術的側面について、私なりの感想や分析などを、あまり整理できていない形ではあるが、若干、申し述べたい。

(2) 今回調査は、「法整備支援」というプロジェクトについて、JICA が開発した PDM による「上位目標・プロジェクト目標・成果」を「活動・投入・指標」によって測定する手法、及び PCM の5項目（妥当性・有効性・効率性・インパクト・自立発展性）による評価という手法を、比較的厳密に採用した評価調査となった。

(3) その特徴をあげれば、第一には、PDM 枠組み及び PCM 手法を、それほど大きな違和感なく「法整備」プロジェクトについても利用できた点ではないだろうか。第二には、ヴィエト

ナム側カウンターパートについていえば、調査当初は繰り返されるインタビューにやや遺憾感をもったものの、結論的には、今回の共同作業を通して、フェーズ の過程全体を系統的にレビューする好機となったかもしれない点である（更にいえば、次のプロジェクトを今後デザインしていく際のヒントを与えたかもしれない）。第三には、現地の長期専門家や事務所スタッフには調査団に長時間付き合っていただく結果となり、それに見合った新しい諸「発見」が数多くあったかどうかは分からないが、この過程のなかで、日本側もまた全体として、このプロジェクトについて系統的にレビューする好機となったかもしれない点である。この第二、第三の点については、実は、政府・自治体レベルで行われている「政策評価」「行政評価」においても、個別の達成を測定することのみならず、プロジェクト当事者たちがこれまでの活動過程全体を系統的に回顧できる面がみられるのだが、それと類似した点であったように思われる。

（４）また、10月3日の調査団対処方針会議の際に指摘された点、例えば、民法改正作業が、ヴィエトナム側の当初の予定を超えて、大規模かつ根本的なものになったことを、作業の遅れとしてマイナスに評価するのか、「プロジェクト目標」に近づいたという点でプラスに評価するのか、という点について、ヴィエトナム側からも大筋で「成果」として評価されていた点は、興味深い。

（５）以上の（３）（４）を踏まえると、PDMによる評価枠組み及びPCMによる5項目評価は、今回の場合、比較的有效であったと考えられる。

（６）他方、今回調査において、やや苦労した点は、PDMにいう「プロジェクト目標」から導かれる「成果」（今回の場合は4項目）をどのように設定し、それをどのように報告書に正確に表現できるか、また「プロジェクト目標」及び諸「成果」の達成を測定する各「指標」を実際にどのように設定し、それをどのように正確に報告書に表現できるか、という点であったと思われる。

この点については、現行のPDM枠組みを前提とするならば、今後は、第一に、大本となる「プロジェクト目標」それ自体を、プロジェクト終了時に行われる評価を考慮して、つまり、評価時において諸「成果」に明瞭に分解可能であるように、より明確な形で定立しておくことが必要になると思われる。ただしこの場合、評価作業のための目標設定という本末転倒が起こらないようにすることは、当然である。

第二には、「プロジェクト目標」と「成果」の達成を測定する「指標」を、現地に入る前に、できるだけ明確に設定しておくことが望まれる。

第三には、実際にこの間行われた諸活動・諸投入のなかで、アドホック・ベースのものが比較的多く、これをいかに「成果」に取り込み、また「指標」で測定するかを、現地で検討しなければならなかったことが、作業に苦勞をもたらしたと思われる。評価作業の観点からはアドホック・ベースの諸投入・諸活動は少ないほうが望ましいであろうが、これらは他面ではカウンターパートからの要請に応えるものでもあって少なくにくい面もあり、なかなか悩ましいところである。

(7) 上記は、例えば、当初「目標」について、一定期間ごとに「中間評価」(モニタリング)を行い、当初「目標」の明瞭性を損なわない形で、アドホックな、また事後的な活動・投入をできるだけ取り込んで「目標」の微調整・再体系化を図っていく、という手法も考えられよう。

(8) 今回調査の、物理的な面でやや苦勞した点は、厳密さの裏側として、各「指標」に基づく諸データ(インタビュー・文書資料など)の収集に多くの時間を費やした点かもしれない。こうした時間的・人的コストの面については、今後、それこそ「効率化」することが望まれるが、例えば、現地に入る前に日本であらかじめ諸データを収集・整理しておくことが考えられるとしても、実際にはなかなか難しく、これも悩ましいところである。

(9) 次いで、PCMによる5項目評価についていえば、法律改正というプロジェクトの「インパクト」の測定や、法律起草能力といった人材養成のプロジェクトの「有効性」や「自立発展性」の測定については、どちらも現時点では測定するだけの期間が経っていないこともあり、今回調査においては大きな論点とはならなかったのであるが、今後、多くの法律が改正されたり、法律専門家養成学校が本格的に機能し始めた場合に、その「インパクト」や「有効性」などをどのように測定するのか(「指標」の設定にかかわる問題)、またこの5項目で十分なのか(PCMそれ自体の適用可能性の問題)が問題となってくると考えられる。

(10) 今回の評価用PDM(PDMe)のいくつかの具体的な指標について、若干の指摘をしておきたい。

「成果」1の「指標」1と2、「成果」4の「指標」1の測定結果については、アンケート結果の分析を利用して今回は数値化しているが、このように、数値化できる箇所については数値で示すことで、成果が一層分かりやすくなると思われる。ただしその際には、成果が明瞭に定式化されていることと、それに添った形でセミナー・ワークショップの際にアンケート設問を工夫することが必要になる。

「成果」2の「指標」1については、「鳥瞰図がいつごろまでに提示される」といった形で、また「成果」3の「指標」2については、「いつごろまでに、社会調査が実施される」といった形で設定することで、達成を測定することも考えられよう。

「成果」4の「指標」2については、より直截に、カリキュラムやワークブック、ワークマニュアルが編集・作成・利用されているかを問うという指標が良いのではないか。

(11) PDMの枠組みについても、(6)で述べた点を考えると、法整備支援プロジェクトを評価する場合、「上位目標」「プロジェクト目標」「成果」「活動」という4階層で十分か、必要であるのかという点も、今後考えてみるべき課題であるかもしれない。また、プロジェクト遂行過程でそれぞれの当事者が実感として感じていたいろいろな不都合〔今回であれば、「提言」にまとめられた3点(5-1(1)~(3))を、この評価の枠組みが十分にすくい取れたのかどうか、あるいはすくい取れるようにするには、「成果」項目の設定や「指標」の設定でどのような工夫ができるのか、という点も、考慮すべき課題かもしれない(実際には、実感レベルでの不都合は、評価枠組みの外で、例えば、フリーディスカッションの場などですくい取られる場合があると思われ、それをどう評価枠組みに反映させるかは、必ずしも明瞭ではなかったかもしれない)。

(12)最後に、これは評価調査それ自体ではないが、民法改正草案についての「社会調査」報告会に参加できたことは、ヴェトナムが現在、都市化、外資導入、国家でも個人・地域でもない中間団体の叢生という事態に直面していることを垣間見る機会となり、大変印象深かったことを、記しておきたい。

付 属 資 料

- 1．調査日程
- 2．主要面談者
- 3．ミニッツ
- 4．評価グリッド
- 5．当初のPDM
- 6．PDMe
- 7．プロジェクト活動の概略

1. 調査日程

調査期間：2002年10月9日～10月26日

(コンサルタント団員)

日 順	月日(曜)	用 務	宿泊先
1	10/9(水)	名古屋→(香港)→ハノイ	ハノイ
2	10/10(木)	午前 専門家との打合せ 午後 資料確認、専門家との打合せ	同 上
3	10/11(金)	午前 インタビュー調査：専門家 午後 資料整理(評価グリッド)	同 上
4	10/12(土)	終日 資料整理(インタビュー議事録作成)	同 上
5	10/13(日)	終日 資料整理(評価グリッド調査結果、PDMe作成)	同 上
6	10/14(月)	終日 インタビュー調査：MOJ	同 上
7	10/15(火)	終日 インタビュー調査：MOJ、SPP、UNDP	同 上
8	10/16(水)	終日 インタビュー調査：国別特設研修帰国研修員	同 上
9	10/17(木)	終日 インタビュー調査：現地セミナー参加者	同 上
10	10/18(金)	終日 インタビュー調査：SPC、現地セミナー参加者 インタビュー結果まとめ及び分析	同 上
11	10/19(土)	終日 報告書作成	同 上
}	}	官団員に同じ	同 上
12	10/26(土)	ハノイ→(香港)→名古屋	

PDMe：評価用プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

MOJ：司法省

SPP：最高人民検察院

UNDP：国連開発計画

SPC：最高人民裁判所

(官団員)

日 順	月日 (曜)	用 務	宿泊先
11	10/19 (土)	東京→ハノイ	ハノイ
12	10/20 (日)	終日 コンサルタント団員からの結果報告 専門家及び団内打合せ	同 上
13	10/21 (月)	午前 JICA ヴィエトナム事務所との打合せ MOJ との協議 午後 SPC との協議 SPP との協議	同 上
14	10/22 (火)	終日 合同評価会の開催 レセプション (MOJ 主催) ミニッツ案作成	同 上
15	10/23 (水)	午前 合同評価会の開催 午後 ミニッツ作成 レセプション (SPC 主催)	同 上
16	10/24 (木)	終日 ミニッツの修正・確認 レセプション (SPP 主催)	同 上
17	10/25 (金)	午前 MOJ 民法改正実態調査報告会参加 午後 在ヴィエトナム日本国大使館報告 ミニッツ署名 レセプション (調査団主催)	同 上
18	10/26 (土)	ハノイ→東京	

2 . 主要面談者

(1) ヴィエトナム側

司法省 (MOJ)

Mr. Nguyen Huy Ngat	Director, Department of International Law and Co-operation
Dr. Dinh Trung Tung	Director, Department of Civil and Economic Law
Dr. Tran That	Director, Department of Management of Nationality Public Notary Legal Expertise Civil Registry
Mr. Hoang The Lien	Director, Institute for Law Research
Mr. Nguyen Van Huyen	Deputy Director, Legal Professional Training School
Mr. Hoang Thi Ngan	Deputy Director, Department of International Law and Co-operation
Mr. Hoang Phuoc Hiep	Deputy Director, Department of International Law and Co-operation
Mr. Le Hong Son	Deputy Director, Department of Management of Lawyers and Legal Consultation
Ms. Du Thi Thuy Lan	Staff, Department of Management of Nationality Public Notary Legal Expertise Civil Registry
Dr. Nguyen Kim Thoa	Staff, Department of Criminal and Administrative Law
Ms. Tran Huyen Nga	Staff, Department of Civil and Economic Law
Mr. Dinh Troug Nghia	Staff, National Registration Agency for Secured Transactions

最高人民裁判所 (SPC)

Mr. Ngo Cuong	Deputy Director, Institute for Judicial Science, National Project Coordinator of the Legal Reform Project
Mr. Nguyen Van Luat	Deputy Director, Institute for Judicial Science
Mr. Chu Trung Dung	Legal Expert, National Project Secretary
Ms. Bui Thi Dung Huyen	Legal Expert, National Project Secretary
Mr. Ngo Van Nhac	Legal Expert, National Project Secretary
Mr. Le Manh Hung	Legal Expert, National Project Secretary
Mr. Hoang Thi Thanh	Legal Expert, National Project Secretary
Mr. Vu Tien Tri	Legal Expert, Institute for Judicial Science
Ms. Dao Thi Minh Thuy	Secretary
Ms. Nguyen Thi Van Huong	Legal Expert, Civil Division
Ms. Tran Thi Hoa	Legal Expert, Civil Division
Mr. To Dung	Legal Expert, Economic Division
Mr. Nguyen Van Ouang	Legal Expert, Economic Division

最高人民検察院 (SPP)

Dr. Khuat Van Nga	Deputy of General Procurator
Dr. Vu Moc	Deputy Director, Institute, National Project Coordinator
Miss. Hoang Thuy Hoa	Project Secretary

Miss. Khuat Le Minh	Project Secretary
Mr. Tran Dink Khanh	Deputy Chief, Economic Labor Cases Division
Mr. Tran Cong Phan	Chief, Foreign Relation Department
Mr. Lai Hop Viet	Chief Editor, Procuratorial Magazine
Mr. Mai Anh Thong	Procurator, Criminal Cases Division
Mr. Au Van Tu	Chief, Complains Division
Ms. To Thi Munh Tom	Senior Procurator, Division of Custom and Reform
Mr. Le Minh Tuan	Procurator, Institute for Procuratorial Science
Dr. Nguyen Ngoc Khanh	Institute for Procuratorial Science
Mr. Nguyen Minh Dut	Deputy Chief, Division of Investigate of Security Cases
Mr. Nguyen Van Nhung	Senior Procurator, Division of Judgment Execution
Mr. Pham Thank Tuih	Senior Procurator, Division of Judgment Execution
その他	
Mr. Chu Duc Nhuan	Deputy Director, Government Legislative Bureau
Mr. Nguyen Quang Viet	Chief, Security Committee Legislative Bureau
Mr. Nguyen Huu Chu	Ministry of Foreign Affairs, Asia Deapartment, Japan Section

(2) 国際協力機関

国連開発計画 (UNDP)

Ms. Rini Reza

Senior Assistant Resident,

Representative/Head Governance and Public Policy Reform Unit

Mr. Luu Tien Dung

Programme Officer,

Governance and Public Policy Reform Unit

(3) 日本側

個別長期専門家

河津 慎介

杉浦 正樹

柳原 克哉

オブザーバー

佐藤 安信

名古屋大学大学院国際開発研究科 教授

在ヴェトナム日本国大使館

藤原 浩昭

参事官

菊森 佳幹

二等書記官

JICA ヴィエトナム事務所

金丸 守正

所 長

子浦 陽一

所 員

仲宗根邦宏

所 員

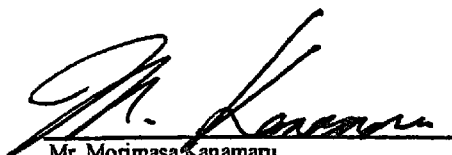
**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE EVALUATION STUDY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED
OF
THE GOVERNMENT OF SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON
THE JAPANESE COOPERATION
TO
SUPPORT THE FORMULATION OF
KEY GOVERNMENT POLICIES ON LEGAL SYSTEM
IN
SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM**

The Japanese Evaluation Team (hereinafter referred to as the "Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Ms. Michiko Umezaki, visited the Socialist Republic of Vietnam from October 9 to 26, 2002, for the purpose of evaluation of The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System (hereinafter referred to as the "Project"), which started on December 1 in 1999 with three years of cooperation period.

During its stay in the Socialist Republic of Vietnam, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Vietnamese Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ"), the Supreme People's Court (hereinafter referred to as "SPC"), and the Supreme People's Procuracy (hereinafter referred to as "SPP") with respect to the substantial and administrative aspects of the Project and desirable means to be taken by both sides for the implementation of the cooperation programs for the Project.

As the result of the study and discussions, both sides agreed to forward to their respective governments the matters referred to in the summary report attached hereto.

Hanoi, October 25, 2002

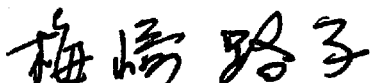


Mr. Morimasa Kanamaru
Resident Representative of Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency
Japan



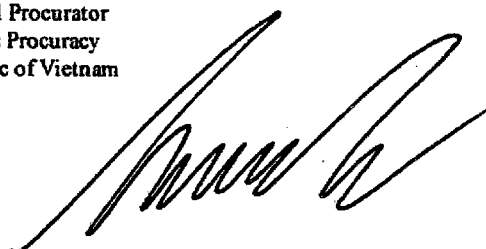
Dr. Ha Hung Cuong
Vice Minister
Ministry of Justice
Socialist Republic of Vietnam

Dr. Dang Quang Phuong
Deputy Chief Justice
Supreme People's Court
Socialist Republic of Vietnam



Ms. Michiko Umezaki
Leader
Japanese Evaluation Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

Dr. Khuat Van Nga
Deputy of General Procurator
Supreme People's Procuracy
Socialist Republic of Vietnam



SUMMARY REPORT OF THE EVALUATION STUDY

1. THE METHOD OF EVALUATION

At the preparation stage of the study in Japan, the Team confirmed the project framework being described in the Project Design Matrix (hereinafter referred to as the "PDM") as shown in ANNEX I, and reviewed the existing project documents. For the next step, the Team newly formulated the PDM for Evaluation (hereinafter referred to as the "PDMe") shown in ANNEX II, for assessing the Project achievements and progresses. Then, the Team conducted the evaluation study in Vietnam through interview survey and joint meetings with concerned organizations such as MOJ, SPC and SPP.

Firstly, the Project was evaluated in terms of its achievements by using of the PDMe. The result is illustrated in the ANNEX III. Achievement of the Project Purpose and the Outputs are explained in Sections 2 and 3 below. Secondly, the Project was evaluated from the viewpoint of following five (5) criteria using the Project Cycle Management method (hereinafter referred to as the "PCM method").

(1) Relevance

The relevance of a project plan is reviewed by the validity of the project purpose and a overall goal in connection with the development policy of the State of Vietnam and needs of the beneficiaries and also by the logicity of the project plan.

(2) Effectiveness

The effectiveness is assessed through verifying that the benefit of a project is actually brought into the target group.

(3) Efficiency

The efficiency of the project implementation is analyzed with the emphasis on the relationship between outputs and inputs in terms of timing, quality and quantity.

(4) Impact

The impact of a project activities is forecasted by either positive or negative changes caused by a project, which are not originally expected in the project plan.

(5) Sustainability

The sustainability of a project is assessed in organizational, financial and technical aspects by examining the extent to which the achievements of the project are sustained or expanded after the project is completed.

The concrete evaluation of the Project based on the five (5) criteria is narrated in Section 4 below.

2. ACHIEVEMENT OF PROJECT PURPOSE

At the start of the Project, the Project Purpose was set up as "Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and procurators is strengthened in the civil, commercial, criminal and other fields through learning of Japanese experiences." Through the evaluation study, plentiful achievements consistent with the Project Purpose were observed. The activities and outputs of the Project have contributed much to the Vietnamese capacity building. The drafts of various laws and regulations suitable for market-oriented economy are waiting to be enacted or amended. The third draft of amendment of Civil Code is in progress at the time of the evaluation and is to be completed, according to the explanation of the Vietnamese authorities, by coming December. Achievement of the Project Purpose is found, for instance, in the recognition, being shared among the Vietnamese officials concerned, that the Civil Code should be put as a foundation of other private laws.



Although it can be concluded that the Project Purpose has been achieved to much extent, more clear-out and precise evaluation would have been possible, if the Project Purpose had been defined at the beginning more distinctively.

3. ACHIEVEMENT OF OUTPUTS

3.1 Output 1: Basic knowledge necessary for law-drafting in civil, commercial, criminal and other fields is acquired

Vietnamese staff has been gaining the basic knowledge for law-drafting in civil, commercial, criminal and other fields. For Indicator 1)-1, 81.4% of participants in seminars, who worked for drafting, answered that the knowledge and experiences would be adequate for their current work. Also, 77% of participants in seminars answered that the knowledge and experiences would be useful for their future work. For Indicator 1)-2, one law namely "Law on organization of People's Procuracy" was amended in April 2002, and all of other laws and regulations which the Project targeted are in the process of drafting. For example, the amended Business Bankruptcy Law will be submitted to the National Assembly by the end of March 2003, the Ordinance on Commercial Arbitration has been submitted to the Standing Committee of the National Assembly, and the seventh amended draft of Criminal Procedure Code has been produced. According to the explanation of the Vietnamese side, advice from the Japanese side was reflected in various aspects of law-drafting.

By referring to all the results, the Output 1 is evaluated as achieved. However, there was a comment that some seminars and workshops should have been more timely organized, considering the legislation schedule.

3.2 Output 2: The system of civil and commercial laws is identified

The overall assessment on legal system in civil and commercial fields is used for creating an effective mechanism to eliminate redundancies and contradictions among provisions in Civil Code, and other laws and regulations. For Indicator 2)-1, necessary works have not been completed yet because it took long to finalize the concept of the activity. At the time of the evaluation, reviewing and systemizing the legal documents in civil and commercial law area is completed. The remaining works will be completed by the end of March 2003. For Indicator 2)-2, a workshop on the overall assessment will be held by the end of March 2003. After the workshop, overall assessment shall be acknowledged and used as a reference for drafting and other works in the civil and commercial law area. For Indicator 2)-3, the computer sets provided from Japanese side have been installed and used in Justice Departments under People's Committees. They are used for collecting and disseminating laws and regulations.

The Output 2 is evaluated as almost achieved.

3.3 Output 3: The draft of the amendment of the Civil Code which is consistent with progress of market-oriented economy is prepared

The amendment of Civil Code is recognized as the core of this Project. The third draft of the amendment of Civil Code is being prepared at the time of the evaluation. All five surveys and researches related to the drafting have been completed, but two of those research reports have not been submitted yet. The Vietnamese side promised that the reports be submitted by the end of 2002. Careful examination of the reports will follow the submission. For Indicator 3)-1, through interviews, the knowledge of participants on basic concepts of Civil Code suitable for market-oriented economy was found adequate. For Indicator 3)-2, some results of surveys and researches have been reflected to the draft amendment and the rest will be examined. For Indicator 3)-3, the timing of the submission of draft amendment was rescheduled, because the comprehensive amendment was found necessary. The final draft will be submitted to the National Assembly in late 2004 or early 2005.

The Output 3 is evaluated as almost achieved.

3.4 Output 4: Human resources development in legal circles is promoted

Many activities have been implemented and contributed to human resources development. The training courses in Japan, the seminars and the workshops in Vietnam strengthened the capacity of the staff in the relevant agencies and legal professionals. For Indicator 4)-1, 90.4% of participants of workshops answered that the presentation was logical and understandable. For Indicator 4)-2, Legal Professional Training School (hereinafter referred to as "LPTS"), in collaboration with the Japanese experts, improved its curriculum and made a manual for judges. LPTS is also working on developing workbooks and a manual for lawyers. These have strengthened the institutional capacity of LPTS. Also long-term experts introduced the outline of Japanese judicial system and the concepts of judge ethics to LPTS. For Indicator 4)-3, since LPTS has made a concrete human resources development program, it can be said that Vietnamese side recognized necessity and importance of human resources development. For Indicator 4)-4, Vietnamese side explained the plan to establish the National Judicial Academy for comprehensive training for judges, lawyers and procurators.

In addition, Japanese experts gave lectures at such institutes as Procuratorial College and Hanoi National University.

By referring to the indicators, the Output 4 is evaluated as achieved.

4. FIVE CRITERIA EVALUATION OF THE PROJECT

4.1 Relevance

The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010, which was decided by the Congress of the Communist Party, says that "it is to renew and complete the legal framework, dismantle all obstacles in terms of mechanism, policy and administrative procedure with a view to maximizing all resources, generating a new impetus for the development of production and business by all economic sectors with different forms of ownership." So it can be concluded that the Project was formulated in consistent with the policies at the national level.

Since all the targeted laws and ordinances in the Project were listed in the legislative programs of the National Assembly, it can be said that the Project has progressed along with Vietnam's needs. Therefore, it is evaluated that the relevance is high.

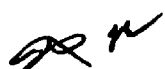
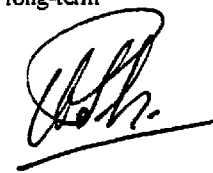
4.2 Effectiveness

The end beneficiaries of the Project are Vietnamese people. However, under the present situation that many targeted laws and regulations are in the process of drafting, and that the third draft of Civil Code is being produced, it will take more time until Vietnamese people obtain the benefits from the outputs of the Project. Through the Project, however, the staff in MOJ, SPC and SPP gained benefits, in that Vietnamese staff learned basic legal concepts of Japan and that they adapted them into Vietnam's conditions in drafting and amending laws and regulations. Therefore, it is evaluated that the Project was effective to direct beneficiaries, Vietnamese staff.

4.3 Efficiency

In the Project, Japanese side has inputted seven (7) long-term experts, fifty (50) short-term experts, eleven (11) training courses in Japan (one-hundred-eight (108) participants), fifteen (15) seminars in Vietnam and six (6) long-term trainees. Vietnamese side has inputted from assignment of three (3) administrative staff and necessary facilities including one (1) project room, conference rooms and so on.

The inputs related to Output 1 are seven (7) long-term experts, twenty-nine (29) short-term experts, eight (8) training courses in Japan, fifteen (15) seminars in Vietnam and eight (8) mini-seminars held by long-term

experts. The output of this field is mentioned in 3.1 above. Lectures by combination of both academic approach and practical approach enriched contents of seminars, and Vietnamese side has been making many drafts of laws and regulations by themselves with reference to knowledge and experiences acquired through the training courses in Japan and in-country seminars. The Project flexibly responded to Vietnam's needs. Japan's advice has been reflected to the drafts visibly and invisibly. Therefore, the efficiency is highly evaluated. However, there might be a possibility to achieve the output by using other way such as more mini-seminars by long-term experts. Furthermore, to make training courses in Japan more efficiently, it was better that both Japanese and Vietnamese sides would reach to the consensus on the detailed training contents and selection policies of participants in advance.

The inputs related to Output 2 are seven (7) long-term experts and sixteen (16) computer sets. The output of this field is mentioned in 3.2 above. Because of the change of the plan at the beginning of the Project, it took long time to decide new contents of the activity. Even though the activities of the overall assessment on legal system in civil and commercial laws have delayed, they are expected to be completed by the end of March 2003.

The inputs related to Output 3 are seven (7) long-term experts, twenty-one (21) short-term experts and one (1) training course in Japan. The output of this field is mentioned in 3.3 above. Although the efficiency is highly evaluated, all of the results of surveys and researches have not been reflected to the third draft amendment of Civil Code. It was confirmed between both sides that the results would be carefully considered shortly since the reflection of the results to the draft was important.

All the inputs have directly or indirectly been related to Output 4. The output of this field is mentioned in 3.4 above. Despite of not having clear view of the output at the beginning, the efficiency of the inputs is satisfactory to the outputs.

4.4 Impact

The following positive impacts have been produced by the Project:

- The amendment of Civil Code was scheduled in 2002 in the original plan. Since the comprehensive amendment instead of the partial amendment was found necessary due to many causes including advice by Japanese experts, the timing of the submission of draft amendment was rescheduled. The Project, to some extent, contributed to this important decision.
- The Vietnamese State has been progressing the reorganization of MOJ, SPC and SPP. One big change is seen in the human resources development system in judicial sector. The National Judicial Academy will be established to train judges, lawyers and procurators, and to retrain judicial professionals. Although this idea had been proposed before the Project, the Project activities have partially facilitated this change.
- The outputs and activities of the Project have been highly valued among other donors. For instance, long-term experts were sometimes invited to meetings and conferences held by other donors and asked for opinions on donor coordination, contents of the Project and so on. This indicates that the Vietnamese Government as well as other donors admits the Project as one of the most important projects in legal and judicial sector in Vietnam.

4.5 Sustainability

(1) Institutional Aspect

Since MOJ, SPC and SPP are responsible for the legal and judicial sector, which is a fundamental function of a state, these organizations are institutionally stable. And as mentioned above, the Vietnamese State further recognizes the importance of the legal and judicial sector and is making efforts to develop human resources. Therefore, the sustainability of institutional aspect is highly evaluated.



(2) Financial Aspect

For a characteristic of legal and judicial sector, significant portion of budget of MOJ, SPC and SPP is spent for personnel. Although it can be inferred that MOJ does not have enough budget to expand the system of the National Legal Database, this can not be basically an obstacle to staff's work. The same kinds of the situation are observed in SPC and SPP. Therefore, it can be said that the sustainability of financial aspect is not high, but not low.

(3) Technical Aspect

Through the Project, Vietnamese staff has obtained knowledge and experiences of drafting laws and regulations, researching, and applying concepts of market-oriented economy in Civil Code and other laws and regulations. However, it was inferred that, to enhance their capacity, there is a need of them to obtain more knowledge and experiences from foreign countries including Japan.

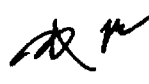
5. EXTENSION OF PROJECT DURATION

It is confirmed that some of the expected outputs will not be fully achieved by the end of the Project. For instance, the overall assessment on legal system in civil and commercial fields needs approximately four more months. Two out of the five researches and surveys related to amendment of the Civil Code have not produced final results yet. It is planned that they will be compiled in reports in a few months and will be carefully examined in the drafting process. Taking these situations into consideration, the evaluation study has reached the conclusion that the cooperation period of the Project should be extended to March 31, 2003.

6. RECOMMENDATIONS

Although the Project is evaluated at a satisfactory level, the evaluation study leads to the following recommendations, which should be kept in mind in case that future cooperation in this field will be considered:

- (1) A project design should be formulated with clear and distinctive descriptions. It is recommended that project outputs and project activities be strategically planned towards the project purpose so that the project may be monitored and evaluated logically and definitely.
- (2) Effective and smooth implementation of a project needs good communication among concerned parties (including communication among Vietnamese organizations participating in the project). Which Vietnamese organizations are involved shall be determined on project activity basis. It is not recommended to plan activities of the project separately in accordance with each organization.
- (3) Difficulty in evaluating a project in legal and judicial fields is recognized. Any academic inputs regarding evaluation of such kinds of projects are strongly desired.



Project Design Matrix (PDM) : The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System

Nov. 18, 1999

NARRATIVE SUMMARY	INDICATORS	MEANS OF VERIFICATION	IMPORTANT ASSUMPTIONS
OVERALL GOAL Legal system of Vietnam will be improved and strengthened, thus contributing to a smooth shift toward a socialist market-oriented economy in Vietnam, especially in the civil and commercial legal fields.	1. The Vietnamese side enacts or amends the laws and regulations which the Program deals with. 2. The Vietnamese side improves the effectiveness / consistency of existing laws and regulations 3. The Vietnamese side established the capacity building of legal experts, judges and prosecutors	1) Interviews by long-term experts 2) Annual reports on evaluation of activities 3) Other relevant documents	The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
PROJECT PURPOSE Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and prosecutors will be strengthened in the civil and criminal fields through learning of Japanese experiences.	1. The Vietnamese side drafts the relevant laws and regulations, utilizing the knowledge and experiences the Japanese side has introduced to them 2. The Vietnamese side works for improvement of implementation / consistency of existing laws and regulations, utilizing the knowledge and experiences of joint research activities on the Civil Code and related regulations. 3. The Vietnamese side strengthens the capacity building of legal experts, judges and prosecutors, utilizing the knowledge and experiences the Japanese side has introduced to them.	1) Interviews by long-term experts 2) Annual reports on evaluation of activities 3) Other relevant documents	The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
OUTPUTS 1) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and skills by learning of Japanese experiences in the civil, commercial and criminal fields. As a result, law-drafting and improvement of law-enforcement in the civil, commercial and criminal fields will be promoted. 2) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and concepts for the consistency and implementation of the Civil Code and other related laws and regulations through joint research and learning of Japanese experiences. As a result, their consistency and implementation will be promoted. 3) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and understanding of concepts for capacity building of legal experts, judges and prosecutors. As a result, the system of capacity building for judges will be improved.	1. 70% of the Vietnamese participants of seminars and workshops understand fundamental knowledge for better implementation of laws and regulations effective, through discussion. 2-1 70% of the Vietnamese participants of joint research activities and related seminars and workshops understand fundamental knowledge and concepts of law-drafting and law-execution through joint research 2-2 The joint research team will make an analysis report on the present situation of the Vietnamese legal system in the civil and commercial fields 3. 70% of the Vietnamese participants of seminars and workshops understand fundamental knowledge and concepts of legal systems under a market-oriented economy.	1-1) Questionnaire for participants at seminars / workshops 2-1) same as above 2-2) Number of long-term trainees in Japan 2-3) Reports of joint research 2-4) Reports of research 3-1) Questionnaire for participants at seminars / workshops 3-2) More detailed means of verification will be considered later	The Vietnamese side will be well-coordinated through the steering committee

ANNEX-1

ACTIVITIES		INPUTS	
(See below)	VIETNAM SIDE	JAPANESE SIDE	1) The Vietnamese side will be coordinated through the steering committee 2) The Vietnamese side will provide information on necessary legal documents and information
	1. Land, facilities and equipment for conference room 2. Operating expenses 3. Assigning counterpart staff (including administration staff and secretaries) 4. Urban transportation facilities 5. Privileges and exemption	1. Dispatching experts 1) Long-term experts 2) Short-term experts 2. Provision of machinery, equipment and other materials 3. Training of counterpart staff in Japan, including long-term training in Japan	PRE-CONDITIONS 1) The Vietnamese MOJ, SPP, and SPC are highly interested in the Japanese legal system 2) The MOJ, SPP, and SPC will make an effort to coordinate their efforts for efficient and effective implementation, the MOJ as the main counterpart of the Program
	ACTIVITIES		
0) To establish a steering committee composed of members from Japanese and the Vietnamese sides		3-1) To suggest for the capacity building for legal experts, etc 3-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 3-3) To implement group training courses in Japan 3-4) To promote acquisition of academic degrees (master and doctor) 3-5) To provide legal documents, if necessary 3-6) To provide equipment and machinery, if necessary	
1-1) To suggest the law-drafting 1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 1-3) To implement group training courses in Japan 1-4) To provide legal documents, if necessary 1-5) To provide equipment and machinery, if necessary			
2-1) Joint research on the effectiveness of the Civil Code and relevant regulations 2-1-1) To carry out joint research (including social research and workshops) 2-1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 2-1-3) To provide legal documents, if necessary 2-1-4) To provide equipment and machinery, if necessary 2-2) Analysis on the present situation of the legal system in Vietnam 2-2-1) To implement joint research with local agencies such as the MOJ 2-2-2) To make suggestions through long-term experts 2-2-3) To hold seminars and workshops in Vietnam through coordination long-term experts			

Project Design Matrix for Evaluation (PDMc) : The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System

Target group: MOJ, SPC, and SPP

Target area: Hanoi and the outskirts

Cooperation term: From 1, Dec. 1999 to 31, November 2002

25, Oct. 2002

NARRATIVE SUMMARY	INDICATORS	MEANS OF VERIFICATION	IMPORTANT ASSUMPTIONS
OVERALL GOAL Legal system of Vietnam is improved and strengthened, thus contributing to a smooth shift toward a socialist market-oriented economy in Vietnam, especially in the civil and commercial legal fields.	1. The Vietnamese civil and commercial laws satisfy the conditions to join WTO. 2. The basis of reorganization of judicial training is established. 3. Influence of amended Civil Code toward Vietnamese people begins to appear.	1. Vietnamese official reports 2. Materials in MOJ 3. Data of Planning and Investment Department	1. The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
PROJECT PURPOSE Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and prosecutors is strengthened in the civil, commercial criminal, and other fields through learning of Japanese experiences.	1. Vietnamese side enacts and/or amends laws and regulations which are targeted in the Project. 2. Vietnamese side well understands the system of civil and commercial laws suitable for market-oriented economy. 3. The amendment of Civil Code is expected to be legislated.	1. Materials in MOJ, SPC, and SPP 2. Interviews 3. The schedule of amendment of Civil Code	1. The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy. 2. The system of the law made in the Project is accepted to persons concerned in legal circles except Vietnamese counterparts in the Project.
OUTPUTS 1. Basic knowledge necessary for law-drafting in civil, commercial, criminal and other fields is acquired. 2. The system of civil and commercial laws is identified. 3. The draft of the amendment of the Civil Code which is consistent with progress of market-oriented economy is prepared. 4. Human resources development in legal circles is promoted.	1)-1 Over 70% of participants in seminars and workshops, who work for drafting, put outputs in seminars to account on drafting. 1)-2 The laws and regulations which the Project targeted are in the process of enactment/amendment. 2)-1 The contents of overall assessment on legal system in civil and commercial fields are adequate. 2)-2 The overall assessment on legal system in civil and commercial fields is recognized as a reference material. 2)-3 The computer sets are used for various purposes including NLD. 3)-1 Participants in seminars and workshops can explain basic concepts of an amendment suitable for market-oriented economy. 3)-2 The results of surveys and researches have been reflected to the amendment of Civil Code. 3)-3 The amendment procedure is on schedule. 4)-1 Participants in seminars, workshops and training courses in Japan acquired basic knowledge in the relevant fields. 4)-2 Vietnam's actual situation is reflected to the curricula, workbooks and manuals in Legal Professional Training School. 4)-3 Vietnamese counterparts recognize necessity of human resources development suited to Vietnam's condition. 4)-4 Measures for human resources development in legal profession are initiated and implemented.	1)-1 Questionnaire to participants in seminars and workshops, interviews 1)-2 Interviews 2)-1 Materials in the Project 2)-2 Interviews 2)-3 Interviews 3)-1 Questionnaire to participants in seminars and workshops, Interviews 3)-2 The results of actual research and The draft of an amendment of Civil Code 4)-1 Questionnaire to participants in seminars, workshops and training in Japan, and Interviews 4)-2 Interviews 4)-3 Interviews 4)-4 Interviews	1. The drafts made in the Project are drew up without political interfere. 2. The necessity of an amendment of Civil code is continuously recognized.

ACTIVITIES		INPUTS	
(See below)	VIETNAMESE SIDE	JAPANESE SIDE	1. The knowledge acquired through the seminars and workshops is spread out. 2. The draft of a amendment of Civil Code is made smoothly.
	1. Land, facilities and equipment for conference room 2. Operating expenses 3. Assigning counterpart staff (including administration staff and secretaries) 4. Urban transportation facilities 5. Privileges and exemption	1. Dispatching experts 1) Long-term experts 2) Short-term experts 2. Provision of machinery, equipment and other materials 3. Training of counterpart staff in Japan, including long-term training in Japan	Pre-Condition 1. The material necessary for the project activities is prepared 2. The steering committee is established 3. The expenses for seminars and workshops are secured
ACTIVITIES			
1)-1 To discuss targeted laws and regulation 1)-2 To draw up the seminar and workshop plans 1)-3 To hold seminars and workshops related to law-drafting of Japanese civil and commercial laws 1)-4 To hold seminars and workshops related to law-drafting of Japanese other laws 1)-5 To conduct questionnaire surveys to participants of seminars and workshops 1)-6 To analyze Vietnamese concerned laws which are dealt with in seminars and workshops 2)-1 To discuss a plan to draw up the system of Vietnamese laws 2)-2 To analyze an individual provision in Civil and Commercial Laws and related laws 2)-3 To draw up classification groups of Civil and Commercial Laws and related laws 2)-4 To classify each provision in Civil and Commercial Laws and related laws based on the classification groups 2)-5 To analyze contradictions and duplications among laws based on the results of classification 2)-6 To hold seminars and workshops necessary for drawing up the bird's-eye picture of Vietnamese Civil Code 2)-7 To make the overall assessment on legal system in civil and commercial laws		3)-1 To draw up a research plan for joint research on the Civil Code 3)-2 To conduct a documents research and a precedent analysis 3)-3 To conduct investigation of actual conditions in enforcement of Civil Code 3)-4 To extract problems in present Civil Code 3)-5 To hold seminars and workshops necessary for amendment of Civil Code 3)-6 To hold meetings for making draft of Civil Code 4)-1 To analyze targeted contents 4)-2 To draw up the seminar and workshop plans 4)-3 To hold seminars and workshops related to human resources development in the legal profession 4)-4 To conduct questionnaire surveys to participants of seminars and workshops 4)-5 To scrutinize the curricula in the Legal Professional Training School 4)-6 To improve the curricula 4)-7 To make workbooks for the Legal Professional Training School 4)-8 To make manuals for judges and lawyers 4)-9 To lecture at Legal Professional Training School 4)-10 To lecture for undergraduate students	

Project Achievement : The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System

Target group: MOJ, SPC, and SPP

Target area: Hanoi and the outskirts

25, Oct. 2002

NARRATIVE SUMMARY		INDICATORS	ACHIEVEMENT	IMPORTANT ASSUMPTION (Planned)	IMPORTANT ASSUMPTION (Evaluation)
OVERALL GOAL					
Legal system of Vietnam is improved and strengthened, thus contributing to a smooth shift toward a socialist market-oriented economy in Vietnam, especially in the civil and commercial legal fields.		1. The Vietnamese civil and commercial laws satisfy the to join WTO. 2. The basis of reorganization of judicial training is established. 3. Influence of amended Civil Code toward Vietnamese people begins to appear.		The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy	1. The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
PROJECT PURPOSE					
Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and prosecutors is strengthened in the civil, commercial, criminal and other fields through learning of Japanese experiences.		1. Vietnamese side enacts and/or amends laws and regulations which are targeted in the Project. 2. Vietnamese side well understands the system of civil and commercial laws. 3. The amendment of Civil Code is expected to be legislated.	1. The law on organization of the People's Procuracy has been legislated. 2. Through the interviews of Vietnamese staff, some of them could explain the basic concept of the system. 3. The third draft of amendment of Civil Code is under drafting and is going to be submitted to National Assembly at the end of 2004 at the latest.	The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy	1. The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, economy. 2. The system of the law made in the Project is accepted to persons concerned in legal circles except Vietnamese counterparts in the Project
OUTPUTS					
1. Basic knowledge necessary to law-drafting in civil, commercial, criminal and other fields is acquired. 2. The system of civil and commercial laws is identified. 3. The draft of the amendment of the Civil Code is prepared. 4. Human resources development in legal circles is promoted.		1)-1 Over 70% of participants in seminars and workshops, who work for drafting, put outputs in seminars to account on drafting. 1)-2 The laws and regulations which the Project targeted are in the process of enactment/amendment. 2)-1 The contents of overall assessment on legal system in civil and commercial fields are adequate. 2)-2 The overall assessment on legal system in civil and commercial fields is recognized as a reference material. 2)-3 The computer sets are used for various purposes including NLD. 3)-1 Participants in seminars and workshops can explain basic concepts of an amendment suitable for market-oriented economy. 3)-2 The results of surveys and researches are reflected to the amendment of Civil Code. 3)-3 The amendment procedure is on schedule. 4)-1 Participants in seminars, workshops and training courses in Japan acquired basic knowledge in the relevant fields. 4)-2 Vietnam's actual situation is reflected to the curricula, workbooks and manuals in LPTS. 4)-3 Vietnamese counterparts recognize necessity of human resources development suited to Vietnam's condition. 4)-4 Measures for human resources development in legal profession are considered.	1)-1 81.4% of participants in seminars and workshops, who work for drafting answered that the knowledge and experience would be adequate for their present work. 1)-2 One law has been amended and all of other laws which the Project targeted are in the process of drafting and in certain stage of legislation. 2)-1 Reviewing and systemizing the legal documents relating to the application of Civil Code is completed. 2)-2 The workshop on overall assessment of legal system in civil and commercial fields will be held by March 2003. 2)-3 The provided sets produced results in collecting and disseminating laws and regulations. 3)-1 The basic concepts of Civil Code suitable for market-oriented economy were found adequate. 3)-2 Some results have been reflected to the draft of Civil Code and the rest will be examined. 3)-3 The timing of the submission of the draft amendment of Civil Code was rescheduled because of the comprehensive of amendment. 4)-1 90.4% of participants of workshops answered that the presentation was logical and understandable. 4)-2 LPTS improved curriculum, workbooks and manuals with the support of Japanese experts according to actual situation. 4)-3 Through interviews, it can be said that Vietnamese staff recognized necessity of human resources development suitable for market-oriented economy. 4)-4 Through interviews, it was explained that Vietnamese side had a plan to establish the National Judicial Academy.	The Vietnamese side will be well-coordinated through the steering committee	1. The drafts made in the Project are drew up without political interfere. 2. The necessity of an amendment of Civil Code is continuously recognized.
INPUTS					
VIETNAMESE SIDE	JAPANESE SIDE		The inputs from both sides has been conducted as planned.	1) The Vietnamese side will be coordinated through the steering committee 2) The Vietnamese side will provide information on necessary legal documents and information	1. The knowledge acquired through the seminars and workshops is spread out. 2. The draft of a amendment of Civil Code is made smoothly.
1. Land, facilities and equipment for conference room 2. Operating expenses 3. Assigning counterpart staff (including administration staff and secretaries) 4. Urban transportation facilities 5. Privileges and exemption	1. Dispatching experts 1) Long-term experts 7 2) Short-term experts 50 2. Provision of machinery, equipment and other materials ¥19,186,000 3. Training of counterpart staff in Japan 108 4. Long-term training in Japan 6			PRE-CONDITIONS (Planned) 1) The Vietnamese MOJ, SPP, and SPC are highly interested in the Japanese legal system. 2) The MOJ, SPP, and SPP will make an effort to coordinate their efforts for efficient and effective implementation of the MOJ in the near future of the Program.	PRE-CONDITIONS (Evaluation) 1) The material necessary for the project activities is prepared. 2) The steering committee is established. 3) The expenses for seminars and workshops are secured.

評価グリッド : ヴィエトナム技術協力プロジェクト (法整備支援フェーズ2) 終了時評価調査

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
実績	プロジェクト目標達成度	立法作業の進捗状況	報告書、専門家、C/P	資料レビュー、インタビュー	ヴィエトナム側は、民商事法およびその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識を習得した。指標 1-1 については、起草作業に従事したセミナー参加者の 81.4%が、セミナーで習得した知識および経験が現在の仕事に適切であると回答した。さらに、セミナーの参加者の 77%は、知識および経験が将来の仕事に役立つだろうと回答した。指標 1-2 については「人民検察院組織法」は 2002 年 4 月に起草され、また他の法は起草作業が進んでいる。例えば、起草された破産法は、2003 年 3 月末日までに国会に提出される見通しである。商事仲裁法は国会の常任委員会に提出された。また、刑法訴訟法の第七草案が作成された。ヴィエトナム側からは、日本からの様々な助言が法起草に反映されているといった意見が聞かれた。これらから成果 1 は達成されたと評価される。しかしながら、セミナーおよびワークショップの開催については立法作業のスケジュールを考慮して適時に開催すべきであるとのコメントがあった。
		民法等の法体系に対する理解	C/P	インタビュー	指標 2-1 については、活動のコンセプト確定に時間を要したため、作業はまだ完了していない。評価時点では、民商事法分野における法文書のレビューと分類が完了している。残りの作業は、2003 年 3 月末までに完成する予定である。指標 2-2 については、本件に関するワークショップが 2003 年 3 月末までに開催されることで、鳥瞰図が認知され、民商事法の起草等に活用される予定である。指標 2-3 については、日本側からコンピューターが供与され地方の人民委員会の法務局に設置された。同機材は、法令の収集及び普及の目的に使用されている。これらから成果 2 はほぼ達成されたと評価される。
		改正民法法案成立の経緯、目処	専門家、C/P	インタビュー	民法改正はこのプロジェクトの中心でもあり、評価時点において民法改正の第三草案段階まで進んでいる。実態調査は全て終了しており、2つの報告書の完成を待つのみであるが、それらは 2002 年末までに提出される予定であるとヴィエトナム側は発言した。指標 3-1 については、インタビューを通じて、市場経済化に則した民法の基本的な概念については、参加者は理解している。指標 3-2 については、調査研究のいくつかの結果が草案に反映された。指標 3-3 については、一部ではなく全体的な改正が必要となったことから計画の修正が行われた。最終草案は、2004 年末または 2005 年初めに国会に提出される予定である。これらから成果 3 はほぼ達成されたと評価される。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
	成果の達成度	立法作業の概念および手続きの理解	専門家、C/P	インタビュー	立法支援は大きく分けて現地セミナー開催、国別特設研修、現地専門家による個別立法等助言の3つに分けられる。ある法令に対してセミナー開催を行い、これについてベトナム側が草案作業を行い、その中で現地専門家による個別立法等助言が行われる。併せて本邦研修での研修成果も取り入れて、起草、立法化という流れがあり、立法作業は比較的スムーズに行われていると言える。現地セミナーでこれまでに実施されたものとして、企業倒産法、WTO の枠組みでの紛争処理、知的財産権法、判決執行法などが挙げられ、今後実施予定のものとして海事法、経済犯罪法、知的財産権法などがある。また国別特設研修でこれまでに実施されたものとして、戸籍・犯歴、国際商事紛争処理、刑事訴訟法、企業倒産法などが挙げられ、今後実施予定のものとして担保登録制度がある。現地専門家による個別立法等助言でこれまでに実施されたものとして、弁護士法、米越通商協定、金融リース、民事責任と刑事責任の相違などが挙げられる。
		セミナー・ワークショップ参加者数	報告書	資料レビュー	ベトナムで開催した15回の現地セミナー、および長期専門家により開催された8つのミニセミナーである。また越側作業部会と現地専門家の間でワークショップが開催された。
		起草・執行の基本的知識および概念の理解	専門家、C/P	インタビュー	ベトナム側は、民商事法およびその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識を習得した。セミナーで習得した知識および経験が現在の仕事に適切であり、その知識および経験が将来の仕事に役立つと回答している。
		鳥瞰図に対する理解	専門家、C/P	インタビュー	鳥瞰図作成としては、協力内容を2001年に行われた年次協議の際に基本合意を得、MOJで既に作成した民法の個別条文の分析（他の法規との関連も含めたもの）を翻訳した。更に民商事法に限定した形で法律相互間の矛盾、重複を洗い出すために個別条文を分類することを目的とした分類項目を策定した。 これらの活動は計画当初データベース作成などを視野に入れた協力を想定していたところ他ドナーによるデータベース協力が判明するなどしたことによって協力内容自体の大幅な変更を余儀なくされ、結果として双方の合意できる協力内容の策定が著しく遅れた。これは、他ドナーとの重複関係の問題に加え、現地専門家がその協力内容を理解できなかったため、結果として協力関係の変更に關し、現地専門家と越側の協議が進まなかったことも要因である。協力計画策定後も越側の作業自体が遅延し、双方で合意した作業経過に基づく作業が行われていなかった。これは、越側のプロジェクト執行能力に起因する問題が大きい。これは本協力と民法改正のうち調査を担当する局はMOJ内では結果的に同一（法学研究所）であり当該部局はMOJが行う調査関係を行っていることから業務量に無理があると考えられる。 また今後更に行われる活動として、分類項目に基づき民法及び商法・経済契約法などの各条文を分類する。分類結果に基づき、民法とその他の民商事関連法規との矛盾、重複を解析する。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		改正民法の概念・法体系に対する理解	専門家、C/P	インタビュー	民法改正としては主に MOJ 民商事局を中心とした越側作業部会が草案起草作業を、法学研究所が調査活動をそれぞれ行うという役割の分担を行った。 草案作業は、現行民法の関連法令の収集整理、問題点の抽出を行った後、調査活動の結果を反映させつつ実際の草案を作成した。越側作業部会による関連法令の収集整理、問題点の抽出作業は 2001 年後半にはほぼ終了し、その後、同年 3 月に現行民法施行後 4 年間の実施状況に関するワークショップを実施した上で、民法の分野ごとに日本側作業部会とワークショップを重ね、同年 12 月には改正民法の第二草案が日本側に提出された。2002 年 1 月 2 月には「契約及び民事責任」「債権担保」「所有権」「相続」「土地使用权」「渉外的要素を含む民事関係」の 6 分野で越側作業部会と現地専門家の間でワークショップが開催された。同年 2 月 3 月には作業部会を日本に招き、第二草案についてのコメントを中心として研修を行った。2002 年度からは各分野別に個別条文へのコメントを中心とした小規模なワークショップを行っている。 調査活動は各地における民法の施行実態の調査（ヒアリングミーティング）、典型判例の調査分析（判例分析）、民法に関する文献の分析評価（文献分析）等の活動を行うことによって、現行民法の問題点を把握し、改正への方向性を探る作業を行い、それを作業部会に適時報告することで作業部会の草案作業を支援した。民法の施行実態調査として 2001 年 8 月にハノイ・ホーチミン・カントーにおいて相続に関する調査を行った。また 2002 年 1 月から 6 月にかけてダナン・ホーチミン・ゲアン省・ホアビン・ハノイにおいて不動産関係の紛争・登記、共有、契約の公証、渉外関係に関する現行民法の問題点について各地の司法関係者の意見を聴取し、合作社、組合を訪問してその実態を調査した。現在、判例分析と文献分析が進められている。
		実態調査結果の改正民法への反映	専門家、C/P	インタビュー	民法改正はこのプロジェクトの中心でもあり、評価時点において民法改正の第三草案段階まで進んでいる。実態調査は全て終了しており、2つの報告書の完成を待つのみであるが、それらは 2002 年末までに提出される予定であるとヴィエトナム側は発言した。
		他国（特に日本）の法曹養成の理解	専門家、C/P	インタビュー	日本での国別特設研修、ヴィエトナムでのセミナーおよびワークショップ開催など様々な活動により、関係機関および法分野の職員の能力を高めた。長期専門家は、法曹人材養成学校において日本の司法制度の概要と裁判官倫理の概念を紹介した。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		法曹養成の必要性の認識	報告書	資料レビュー	本分野の協力は広範に及び、立法作業の枠組みで行われる現地セミナーなども法曹養成の意義を含み、本邦研修に関しても特定のテーマを設定するものの、日本法の一般的な知識を醸成するという法曹養成の目的を有するものである。これまでに行われた活動として本邦研修では SPP に対する経済犯罪、また長期研修では 2000 年度に MOJ から 2 名、2001 年度に SPC から 1 名、2002 年度に MOJ から 1 名を選出し研修を行った。マニュアルに関しては 2001 年度に LPTS により裁判官マニュアルが作成された。現地専門家による講義としては、2000 年度から 2001 年度にかけて LPTS に対して裁判官訓練コースの一環として日本の裁判官制度を、2001 年度に SPP 検察学校に対して日本の検察制度を、LPTS に対して弁護士訓練コースの一環として日本の弁護士制度を、2002 年度にハノイ国家大学に対して日本法等（民事及び刑事）に関する講義をそれぞれ講義を行った。 今後行われる活動として LPTS において弁護士実務マニュアルの作成と裁判官訓練コース試験問題作成、SPP において日本の刑事司法制度と検察制度の講義、ハノイ国家大学において日本法等（民事及び刑事）に関する講義を実施する。 ヴェトナム国の人口は 8,000 万人（2002.10.11）。 起訴数、対処件数、結審件数は資料「ヴェトナム民事訴訟、経済訴訟に関する司法統計について（内部資料）」を参照願いたい、それぞれの段階が複雑であるために明確な数字としての統計は整理されていない。 「法曹界」をどう定義するか。（弁護士、裁判官、検事に限定）おおまかな数字しか分からないので、正確なのは各機関に聞いて欲しい。弁護士 2,000 人、裁判官 3,000 人、検察官 7,000 人程度。SPC 判事は 100 人前後、SPP 検察官は 170 人程度。司法省職員数は約 300 人。 弁護士 2,100 人、検察官 7,100 人、裁判官 3,430 人（2,001 年度）
	投入の実績	長期専門家派遣数	専門家派遣資料	資料レビュー	プロジェクト協力期間中 7 名
		短期専門家派遣数	専門家派遣資料	資料レビュー	プロジェクト協力期間中 50 名
		専門家投入のタイミング	専門家派遣資料	資料レビュー	年次協議を通じておおよその専門家投入時期は予測できるが、セミナーが越側の事情によりその時々に応じて開催されることもあり、それに合わせて短期専門家の派遣が行われた。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		供与機材額	供与機材資料、財務諸表	資料レビュー	コンピュータ類であり、年度別に 2001 年度 7,913 千円、2002 年度 11,273 千円である。
		供与機材投入のタイミング	供与機材資料	資料レビュー	法令の収集及び普及の目的また鳥瞰図作成作業に合わせて投入された。
		研修員受入数	研修員受入資料	資料レビュー	11 コースの国別特設研修を通じた 108 名の研修員の受入、6 名の長期研修員の受入。
		研修員受入のタイミング	研修員受入資料	資料レビュー	国別特設研修では日本とベトナム双方が研修の時期を含めて詳細内容や参加者の選定について事前に入念な打ち合わせを経て合意したうえで実施していれば、より効率的な研修の実施が実現したものと考えられる。
		現地業務費総額	JICA 資料、財務諸表	資料レビュー	2000 年度 14,371 千円、2001 年度 18,536 千円、2002 年度 22,288 千円
		終了時評価時点までの投入総額	財務諸表	資料レビュー	評価時点までに 494,221 千円。
実施プロセス	当初の目標の確認	プロジェクト目標、成果、活動	国内支援委員	インタビュー	プロジェクト目標が明確ではなかった。プロジェクト開始当初は JICA を始め、関係者がノーアイデアだったため、「活動内容は現地に行ってから考えよ」であった。プロジェクトの目標・内容が明確でなかった点は大きな阻害要因である。これがために最初の一年は基盤・方向性の確立に忙殺され、活動細部までの決定に時間がかかった。そして日本側関係者から批判を受けたが、SIDA など他ドナーでも活動基盤の確立に 1 年程度は要しており、この程度の時間は必要。法整備は一国に対する影響力が大きく、重要であるため、プロジェクト形成調査に時間をかけて行っただと考えた方が適切ではないか。
			専門家	インタビュー	長期専門家の TOR はプロジェクト開始当初に決まっておらず、赴任前にプロジェクト活動や専門家が行うべき活動に対するブリーフィングも十分行われなかった。そのため、これらが専門家の赴任初期の活動に大きく影響した
		中長期的目標	国内支援委員	インタビュー	越国での法整備支援は初めてのケースであることから当初計画というしっかりしたものは無く、漠然としたイメージとなっており、ベトナム側の要請に応える形が多かった。今後ははっきりとした戦略を持って活動をする必要がある。ただし長期的な目標として市場経済化、WTO 加盟にむけた法整備協力があつたのは確かである。
			専門家	インタビュー	知的支援では概念や考え方が定着するかどうかが重要である。社会主義と市場経済の統合は越国側の政策的なところによる面が大きい。また法を作る側と使う側の両面での協力が必要である。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
	活動の進捗状況	活動は計画どおりに行われたか	報告書	資料レビュー	プロジェクト開始当初の計画変更に伴い、活動内容を新たに決定するための時間を要し、鳥瞰図作成の作業が遅れたが、その他の民商事法を中心とした立法作業、改正民法の草案作成および法曹人材養成などは概ね計画通りに行われた。
			専門家・C/P	インタビュー	派遣された専門家の総合報告書が一切プロジェクトに送られてきていない。JICA が保管しているのか？（水口：本部資料の中に一部は見たが） 少なくともプロジェクトサイトには送られてきていないため、専門家報告がプロジェクトの進捗に与えた影響や活動への反映は一切ない。杉浦専門家は以前に短期専門家で派遣されているが、総合報告書を書く必要性も知らされていなかったと言っている。JICA の運営に問題があるのでは。そもそも JICA 本部で情報が止まることが多すぎる。こちらから「要検討」で送った資料もかなりの時間が経ってから関係者に配られたり、会議のあとに配られたりしており、情報が一方通行になっている。JICA のマネジメント方法がプロジェクト活動の進捗に対する阻害要因になっている場合がある。 短期専門家の報告書は JICA に提出されていないことから、プロジェクトにも文書化した物はない。しかし、短期専門家が越国滞在中に、協力の目的や活動内容、スケジュール、成果などを口頭にて確認またディスカッションしていることから、その概要はプロジェクトでも掴んでいる。現時点で、プロジェクトの進捗に与えた影響を詳細に明言できない。杉浦専門家と佐藤元専門家は以前、本プロジェクトの短期専門家として派遣された経緯があるが、その派遣の折りに JICA 担当者から、報告書作成の必要性や提出期限やフォーマットについて一切聞いたことがない。専門家の中には報告書を作成し JICA に提出した者がいると聞いたことがあるが、その報告書はもしかすると JICA 越国事務所までは届いているのかも知れないが（推測）、プロジェクトには一切報告書が送られてきていない。長期専門家の感覚では、プロジェクトから JICA 本部また越国事務所に情報発信するがその逆の流れができていないと感じる。JICA 内部での情報の一方通行を是非是正してもらいたい。
	モニタリングの実施状況	モニタリング方法・状況	報告書、月間報告書	資料レビュー	月間報告書をプロジェクトが作成しており、立法作業、鳥瞰図作成、改正民法、法曹養成のそれぞれの観点から月毎の活動を纏めた実施プロセス表が作成されている。
			専門家、C/P	インタビュー	長期専門家は立法作業、鳥瞰図作成、改正民法、法曹養成のそれぞれの活動を通じて進捗状況を把握していた。特に鳥瞰図作成については活動のコンセプト確定に時間を要したために、必要な作業はまだ完成していない。今回の評価時には、民商事法分野における法文書のレビューと分類が完了しており、残りの作業は、2003 年 3 月末までに完成する予定である。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		PDM、詳細活動の軌道修正の有無、内容	報告書、月間報告書、PDM	資料レビュー	フェーズⅡの PDM における行うべき活動は非常に多岐にわたるであろうことが予想されるにも関わらず「専門家が助言を与える」と「セミナーを開催する」のみである。活動が明確でないために、長期専門家の TOR もプロジェクト開始当初は決まっておらず、赴任前にプロジェクト活動や専門家が行うべき活動に対するブリーフィングも十分行われなかった。そのため、これらが専門家の赴任初期の活動に大きく影響した。つまり、明確な目標も活動内容もなく、専門家は「法整備に対する協力を行う」「なかでも民法改正に対する協力を行う」という漠然とした意識のなかで活動を手探りで行っていくこととなった。結果として、特に法曹養成分野で長期専門家が活動の多くを自らの力で作り上げ、いろいろな形の活動と成果を出すことができた。また他の専門家についてもプロジェクト後半に作成された TOR に沿って活動を行い、一定の成果を上げたと言える。
		外部条件の変化への対応	報告書、月間報告書、PDM	資料レビュー	外部条件として、ドイモイ政策下においてヴィエトナム政府が法体系の改良・強化に対する努力を続ける、越国改正民法の必要性が継続して求められるについては、MOJ を含めた政府レベルにおいてその重要性が認識されている。またプロジェクトの草案が政治的な外圧を受けずに立案されるについては、日本側専門家も含めて越国体制に則した草案作成が進められた。セミナー・ワークショップで得た知識が未受講者に普及するについては、組織内でのミーティング時、また関係雑誌に報告を掲載することにより普及活動が行われている。
	専門家と C/P との関係性	コミュニケーション状況	専門家、C/P	インタビュー	C/P としては、MOJ が Ngat 氏と Tung 氏、SPC がフォン氏、SPP が The 氏。また事務レベル C/P は MOJ が Moc 女史、SPC がズン氏、SPP がホア女史である。主に日本の国内作業部会が中心となっている。他のプロジェクトのようにマンツーマン形式による技術移転ではなく、起草メンバーや民法改正メンバーに対してセミナーやワークショップを通じて技術移転を行っている。 セミナー開催時のフリーディスカッションでは長期短期専門家と C/P が互いに質問や意見を交わしていることからコミュニケーションの点で問題はない。方法はセミナーでの討議やセミナー以外でも必要に応じて電話 e-mail 等での意見交換を行っている。また必要に応じて双方の事務所での打ち合わせも行っている。司法省には日本人専門家の執務室が確保されているが他機関にはスペースの関係で設置されていないが、それが支障ではない。
		共同作業による問題解決方法とその見直し状況	専門家、C/P	インタビュー	常に協議の場で行っている。セミナー・ワークショップの参加者募集は越側が中心となっており、Invitation Letter を出して呼んでいる。日越間の意思疎通が十分にできているため、セミナー・ワークショップの主旨に反した出席者はいない。 長期専門家とのミーティングは定期的ではなく不定期での開催である。開催の連絡を行えば、数日中に開催し、双方の担当者とその上長クラスが出席しておりミーティングに問題はなく、この点からもコミュニケーションに問題はない。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		C/P の意識の変化（日本に対する意識やコミュニケーションについて）	専門家、C/P	インタビュー	当初計画とは状況の違う点もあり、現行越国法の問題点の所在を明らかにし、越側が理解し、改正作業が進んでいる。また日本の法を手本として見習い、越側法に取り入れてゆく姿勢が見受けられる。
	相手国実施機関のインシアチブ	実施機関責任者の参加の度合い	司法省、裁判所、検察院関係者	インタビュー	詳細な作業については各機関の担当者により行われ責任者により確認が行われている。またプロジェクトの方向性の決定や機関間の調整などに関する重要事項では責任者によりが参加し、決定される。
		予算確保・執行状況	報告書、クエスチョネア	資料レビュー	MOJ、SPC および SPP 予算のうちのほとんどが人件費である。MOJ は National Legal Database (NLD) システムの拡充のための予算を十分には確保していないが、NLD システム予算の不足が職員の業務の支障にはなっていない。同様のことは SPC、SPP でも言えることから、財政的側面から自立発展性は高いとは言えないが、また低くもないと言える。
		C/P 配置の適切性	専門家、C/P	インタビュー	MOJ をメインの C/P 機関とし、さらに SPC と SPP も C/P 機関に加えており、形式上 MOJ が SPP および SPC を取り纏める形となっている。しかしながら、ヴェトナムの組織論上、下位機関（MOJ）が上位機関（SPC,SPP）の取り纏めを行うにはさまざまな障害があり、円滑なプロジェクト運営を阻害しているのが現状である。 また、法学研究所は民商事分野に関するすべての調査・研究を約 50 名のスタッフで対応しており、本プロジェクトの鳥瞰図作成および実態調査を担当しているスタッフは 6 名である。彼らは本プロジェクトのみの業務を行っているわけではなく、他業務も兼任しているために本プロジェクト活動に割ける時間が限られると予想される。そのため、本プロジェクトのように、スタッフの業務をプロジェクト活動のみに確定しない場合は、プロジェクト計画時において、スタッフがどのような業務分担となっているのか、プロジェクトで行う活動はスタッフの能力を超えていないか、等を十分に検討した上で活動内容を確定する必要がある。
妥当性	上位目標は相手側の開発政策に合致しているか	国家法整備計画	国家法整備計画資料	資料レビュー	第 9 回共産党大会報告「The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010」との整合性があり、また協力の対象とした法令が国会の立法計画に全てリストアップされていることから相手側の開発政策に合致している。
	法整備支援は日本の援助政策に合致しているか	国別援助計画	援助計画資料	資料レビュー	社会主義市場経済を機能させるための法システムが未整備であり、政府機関（特に地方）において法の支配が確率していない。このことから、国家近代化の基礎として位置付けられる法整備への支援を重視し、個別立法作業への助言、2003 年国会提出を見据えた現行民法改正のための共同研究の継続、法曹養成支援等を行ってゆく。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
	ターゲットグループ以外への波及効果は期待できるか	C/P 以外への知識の普及	報告会資料	資料レビュー、インタビュー	プロジェクトの最終受益者はベトナム国民である。現在の状況の下では、民法改正の第三草案段階まで進んでいるものの、目標とした多くの法案が起草作業中であり、ベトナム国民にプロジェクト効果が裨益するまでにはまだ時間がかかる。しかしながら、MOJ、SPC および SPP の職員が日本の基本的な法的概念を習得し、ベトナムの国情に合わせた法律の起草また改正に必要な知識を習得している。このことからプロジェクトは直接的受益者であるベトナム側職員に対して有効であったと言える。
	プロジェクト目標は相手側のニーズに合致しているか (市場経済化の中での協力の妥当性)	国家法整備計画	国家法整備計画資料	資料レビュー	第9回共産党大会報告「The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010」との整合性があり、また協力の対象とした法令が国会の立法計画に全てリストアップされていることから相手側の開発政策に合致している。
		関係機関のニーズ	司法省、裁判所、検察院関係者	インタビュー	プロジェクト計画時は必ずしも反映していなかったのではないかと考えられる。改正民法はあったが、その他の Detail については戦略が無かった。
		住民のニーズ	新聞、メディア	資料レビュー	プロジェクトに内包される国民のニーズは越国の法機関である、MOJ、SPP、SPC によりくみ取られていると考えられる。プロジェクトの最終受益者はベトナム国民であるが、現在の状況の下では、民法改正の第三草案段階まで進んでいるものの、目標とした多くの法案が起草作業中であり、ベトナム国民にプロジェクト効果が裨益するまでにはまだ時間がかかる。
	他ドナーの協力内容との整合性	他ドナーのコンセプト、協力内容	他ドナー（世銀、UNDP 等）のプロドク	資料レビュー	UNDP では如何にオーナーシップを持つかに重点をおいており LNA (Legal Needs Assessment) において法分野の協力を進めてきた。また 11 月以降考えられている JFM (Multi Donor Joint Legal Development Program Formulation Mission) については積極的に関与してゆきたいと考えている。インフォーマルドナーミーティングに関する協議では関係者の考える具体的な内容が不明であることから、今後は互いに連携しあいながらも動きを注視する必要があると考えている。 また UNDP、ADB、DANIDA、SIDA など他ドナーとの協調をより深めることを検討する必要がある。現時点で本プロジェクトが他ドナーから重要なプロジェクトのうちの1つとして認識されており、また DANIDA は SPC に対して人材育成支援を行っている。これらから、本分野における他ドナーのベトナムに対する協力内容や立場を把握し、また他ドナーが日本に期待する協力内容などを把握しつつ、今後の協調をしてゆくことが望まれる。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
有効性	プロジェクト実施により、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院職員の組織論的・法的質が向上したか	プロジェクト目標の達成の度合い	活動報告書、月間報告書	資料レビュー	目標があいまいであったために、明確な形での達成の度合いを示すことが難しい。しかし、MOJ、SPC および SPP の職員が日本の基本的な法的概念を習得し、ベトナムの国情に合わせた法律の起草また改正に必要な知識を習得している。
		C/P の法的知識の向上度合い	専門家、C/P	インタビュー	善意の第三者保護等の理解が深まっていること。また民法（司法省管轄）と商法（商業省管轄）がパラレルになっているという意識が、民法は基本法であるという認識に変わったこと。
		立法作業に必要な知識の向上度合い	専門家、C/P	インタビュー	ベトナム側は、民商事法およびその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識を習得した。起草作業に従事したセミナー参加者の 81.4% が、セミナーで習得した知識および経験が現在の仕事に適切であると回答した。さらに、セミナーの参加者の 77% は、知識および経験が将来の仕事に役立つだろうと回答した。「人民検察院組織法」は 2002 年 4 月に起草され、また他の法は起草作業が進んでいる。例えば、起草された破産法は、2003 年 3 月末日までに国会に提出される見通しである。商事仲裁法は国会の常任委員会に提出された。また、刑法訴訟法の第七草案が作成された。ベトナム側からは、日本からの様々な助言が法起草に反映されているといった意見が聞かれた。
		鳥瞰図に対する理解	専門家、C/P	インタビュー	鳥瞰図のない内容が適切かどうかについては、活動のコンセプト確定に時間を要したために、必要な作業はまだ完成していない。今回の評価の時には、民商事法分野における法文書のレビューと分類が完了している。残りの作業は、2003 年 3 月末までに完成する予定である。作成される鳥瞰図が参考資料として認知されるかどうかについては、本件に関するワークショップが 2003 年 3 月末までに開催され、鳥瞰図が認知され民商事法の起草等に活用される予定である。
		改正民法の基本的概念の理解	専門家、C/P	インタビュー	民法改正はこのプロジェクトの中心でもあり、評価時点において民法改正の第三草案段階まで進んでいる。実態調査は全て終了しており、2 つの報告書の完成を待つのみであるが、それらは 2002 年末までに提出される予定であるとベトナム側は発言した。インタビューを通じて、市場経済化に則した民法の基本的な概念については、参加者は理解している。また調査研究のいくつかの結果が草案に反映された。改正手続きのスケジュールについては、民法改正が一部分ではなく全体的な改正が必要となったことから計画の修正が行われた。最終草案は、2004 年末または 2005 年初めに国会に提出される予定である。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
	法整備促進の度合い	法整備状況	国内支援委員	インタビュー	鳥瞰図作成については当初のタイムスケジュールが無く、活動と成果をより明確にする必要があった。越側に中間報告なども求め、スケジュール管理を十分に行う必要がある。本協力は当初日本側からのアドバイスのみで良いとのことであったが、実際には草案の修正や修正案の作成までも要求するものであった。また民法改正についても当初予定は原案の微改正であったが、実際には大幅な改正となった。これらのことから当初計画とは状況の違う点が発生していることは事実であるが、逆に現越国法の問題点の所在が明らかになり、越側が理解し、改正作業が進んでいる事は高く評価できる。
			専門家	インタビュー	現在の状況の下では、民法改正の第三草案段階まで進んでいるものの、目標とした多くの法案が起草作業中であり、ヴェトナム国民にプロジェクト効果が裨益するまでにはまだ時間がかかる。しかしながら、MOJ、SPC および SPP の職員が日本の基本的な法的概念を習得し、ヴェトナムの国情に合わせた法律の起草また改正に必要な知識を習得している。
効率性	投入に見合った成果が達成されているか	成果(1)の達成の度合い（立法作業）	報告書、月間報告書	資料レビュー	日本側が関係したものについては概ね法制化が進んでいる。
		成果(2)の達成の度合い（鳥瞰図）			一番遅れている。まだ目に見える成果はない。分類項目に関する議論を通じて、C/P の知識が向上した。遅れている理由は他ドナーの動向（データベース作成）の認識の甘さ、「鳥瞰図」の意味するところが人によって異なっていたこと、C/P のマンパワー不足が挙げられる。
		成果(3)の達成の度合い（改正民法）	専門家、C/P	インタビュー	日本側の意見を取り入れた草案が作成されている。
		成果(4)の達成の度合い（法曹養成）			裁判官マニュアル、テキスト作成。ハノイ国家大学における講義の実施（3 週間に一度、学生数は 10 から 20 名）

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		投入内容の適性度	専門家、C/P	インタビュー	専門家派遣分野は適切であった。長期専門家の派遣数はプロジェクトの戦略（目標、内容、相手側のニーズ、専門家の TOR 等）を明確にすることが重要である。今後どのようなプロジェクトにしていくかによる。越側は応用編（特別法）に対する知識の向上を求めている。越国側から専門家数について指摘は聞いていない。また、プロジェクト側では、2001 年初頭の年次協議において TOR が作成された。TOR に記載の職務に縛られることなく、4 人の長期専門家（民法改正共同研究、鳥瞰図、人材育成、刑事司法）は常に相互補完を行い、業務の平準化を行いながら職務を遂行している。（9.17 資料 P5,6 参照） フェーズ 2 開始時にはプロジェクト目標が明確でなかったことから明言は出来ない。長期専門家、短期専門家の質、量ともに満足のゆくものである。C/P からの専門家交替要望や不満なども聞くことはない。短期専門家はセミナー開催時に合わせての派遣であることから、派遣期間は短いが C/P からのセミナーに対する評価も良好であり、またセミナー中、セミナー後の C/P からの質問を含めたディスカッションにも日越双方で積極的に行われたことから問題は無いと考える。民法改正のワーキングセッションは当初 2 回／年の予定であったが、実績として 10 回／年開催し、作業が進んだ。プロジェクト開始時までにまた専門家派遣までに、専門家の TOR を明確にする必要がある。今回のフェーズ 2 開始時には TOR が明確ではなかったために、フェーズ 2 開始時に活動に混乱を生じ、その整理検討に時間を要した。その後開始年度の日越年次協議において TOR を作成した。 派遣分野として問題はない。互いの業務量が完全に均等ではないことから相互に補完しあいながら進めているがこのこと自体に問題は生じていない。現在の専門家派遣の流れは 1. 越国からの要望の提出、2. 日本人専門家と越国担当局による必要性や協力内容の確認、3. 国内支援委員会での調整、4. 年次協議での検討決定 となっている。今後の分野としては短期専門家であれば単発のセミナーで終わるのではなく、越国が要望する分野について継続性のある分野についての協力が必要と考える。 C/P 研修者はセミナーのチェアマンになって取り仕切るなど、本邦研修参加者として一定の評価を受けている。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
					セミナーの開催回数は、MOJ（4回）、SPP（1回）、SPC（1回）とそれぞれで決めている。この回数決定が足かせとなり、回数を満足するために担当外の分野についてセミナーを開催することもあった。このようなことを無くすために、毎年必要に応じてフレキシブルに動かせるようにした方が良いと考える。セミナーへの参加は自主的であるが、ある程度の人選を越側で行っている。越側が前もってセミナーの内容を決定し、日本人専門家がアドバイスをした上で国内支援委員会の意見をあおいでいるため、セミナー開催分野は越側の意向を反映していると言える。 教材に関しては千差万別。作ってこない人もいる。越側は紙ベースのものを求めるが、本邦において十分なフリージングがないため、なにをどう作ればいいのか分からない場合もあるように感じる。ただし、短期専門家も日常業務があるため、多くを作ってもらうよう要望するのは難しい。 阻害要因はプロジェクトの戦略・TOR が無かったことに尽きる。また、プロジェクトのストラクチャーを縦割りにしたこと（MOJ、SPP、SPC とそれぞれ独立で動いている）ことも挙げられる。
		投入の活用度	専門家、C/P、報告書、月間報告書	インタビュー、資料レビュー	長期専門家について適切と考える。長期専門家は国内支援委員会とのつながりが大きく、所属部署に対する協力依頼等がスムーズに行く。裁判官は起訴法には強いが弁護士は民商事法に強いなど、それぞれの利点を活かした配置となっている。現在は役割分担も明確であり、プロジェクト活動をスムーズに運営できている。 短期専門家について Annual Consulting Meeting で対応を考えて派遣しており、越側のニーズに応えられる形となっている。但し、結果として法律ができなかった、等の点はあったが、これは結果論としてであり、内容・タイミング共に適切であったと考える。 供与機材としてパソコン 16 台と書籍「Japanese Law」を入れている。越側は National Legal Database の構築として 60 省すべてに LAN で結んだパソコンを導入してデータベースの蓄積を考えており、日本はそのうち 16 省へのパソコン導入に寄与した。要請としては 23 省あげられており、あと 7 台を徐々に入れる予定。他の省については他ドナーに要請したり、越側が独自で確保したり、という計画である。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		投入のタイミングの適性度（専門家派遣、機材供与、研修員受入、施設・設備、C/P 配置、ローカルコスト）	報告書、月間報告書	資料レビュー	投入計画に戦略性が不足していた点が挙げられる。当初は JICA が従来行ってきた技術協力プロジェクトとして活動内容やこれに必要な投入を計画した。しかしながら、法分野への協力という本プロジェクトは従来型のような技術中心の協力ではなく、知的支援的側面が強く、セミナー中心による知識の移転や長期専門家の位置付けなど、さまざまなところで異なる部分が明らかとなった。日本として法整備支援の経験が無かったことも要因のひとつである。そのような中で長期専門家や国内支援委員会などが協力し、活動の多くを自らの力で作り上げ、いろいろな形の活動と成果を出すことができた。
			専門家、C/P	インタビュー	短期専門家については起草とセミナーのタイミングを考えて派遣していたため、不適切な点はなかった。 C/P 研修についてプロジェクト目標に具体性が無かったことにより、場当たり的という批判が出てしまう。法律総合研究所の批判にある（選別した研修員が GI に沿っていない）が、限定の仕方が良くない。「起草メンバー」という一言でも日本側と越側とで意味しているところが違う。越側の意味する「起草メンバー」は常駐でなくてもメンバーとして見なしている。 専門家の報告書と同様に、本邦 C/P 研修報告がプロジェクトに届いていない。本邦からはプロジェクトに対して C/P 研修のスケジュールが送られてくるだけであり、テキストや研修報告など具体的にどのような内容でどうであったかを把握する資料などはプロジェクトに送られてこない。これらの点は問題点と考えており、JICA 側に何らかの対応を要望するものである。このことからフィードバックがうまくされていない点は挙げられる。本邦から越国に戻った時に口頭にて確認をしていることから概略については掴んでいるが、文書化したものがあればより詳しくわかる。改善点としては本邦研修と越国でのセミナー開催時期に関連性が薄いことから、今後は越国でセミナーを開催し分野の内容を十分理解した上で本邦研修にて日本での制度の実体を研修するなどの関連性をもたせることは有意義と考える。個々の研修については本邦で作成されていると思われる研修員報告を参照願いたい。C/P 研修員は越国側で選定されるが、GI には受講させるべき研修員の情報を反映すべきである。長期研修員は2年間日本に滞在していることから、日越の橋渡しとしてのシステムを考える必要もある。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		他の効率的手段	専門家	インタビュー	本邦研修の代替として、現地研修に置き換えるという案はあるが、受け入れ体制の問題、研修に集中できず、自分の業務を行ってしまう、という問題があり、現地セミナーと同じ形になってしまうため、疑問。先の SPC の変化に見られるように、実際に日本に行って、彼らの目で日本の現実を見て、体験するというのは意味的に大きい。ただ、形としては完全なカンヅメ方式のセミナーをベトナムで行い、一週間ほどのスタディツアーを本邦で行う、というはあるかもしれない。越側にしてみると、日本に行くのが研修に対するインセンティブになっている。インセンティブになりすぎている嫌いがある。退職金よりも数十日の日当が大きいので、「お疲れさま」の意味で（年齢を詐称しても）高齢の職員が行く、ということはある。これら人選は越側の権益に関わってくることであり、専門家はあまり口出しができないし、JICA 越事務所からも口出しをすると泥沼になり、専門家業務に支障が出るとの理由で止められている。日当に関する考え方は、他ドナーでもやっているが、帰国後に報告会を開催し、その議事録およびレポートの提出をもって日当を支払う、とするのも一案では。 CP 研修の新たな案として欧米の進んだ法の考えを習得したり、欧米の機関において研修する等が考えられる。
		投入コストと他ドナーの類似プロジェクトとの比較	他ドナーのプロジェクト、資料	資料レビュー	終了時評価時点までの投入総額は 494,221 千円であるが、他ドナーの個々の活動コストとの比較は明確ではない。
		プロジェクト運営スタッフの定着度	報告書、月間報告書	資料レビュー	定着性は非常に高い。越国では異動自体が少ない。
インパクト	当初予想していたインパクト	プロジェクト活動によって発生すると予想された正・負のインパクト	国内支援委員	インタビュー	正のインパクトは、越側が日本の法制度を理解し、それを取り入れようとしている事である。日本越国間の司法関係者の交流が増えること。負のインパクトは越側は法を作るがそれが体系的でないことがわかってきた。つまりどの法が現時点で有効であるかがわからないということである。
			専門家	インタビュー	正の効果はプロジェクトが関係したものがきちんと法制化されていること。日越間で情報の伝達がしっかりとできていること。 負の効果は越側と縦割りのまま対応しようとしたことで、横のつながりが無くなってしまったこと。
			JICA	インタビュー	プラスのインパクトとして、民法の全面改正を行うために国会への法案提出時期が変更になったこと、The National Judicial Academy の設立など法曹養成分野の機関の再編成を側面的に促進したこと、ベトナムの法整備支援分野においてプロジェクトが高く評価されていることが確認された。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
	プロジェクト実施により、国民・法曹界に対するどのようなインパクトがあったか	プロジェクト関係機関	専門家、司法省、裁判所、検察院	インタビュー	SPC の変化が挙げられる。日本の法整備支援に対する期待が大きくなった。また、判例集作成の必要性が理解され、その動きが活発になってきていること、また裁判官任官制度等、日本のモデルが一番いいと考え、類似点を見いだして規範にしようとしている。これらは取り組み姿勢が変化したと言える。
		プロジェクト関係者	専門家、国別特設研修受講者	インタビュー	C P 研修生と日常的な接点がないため、確定的なことは言えないが、日本法に対する理解が広がり、日本を好きになったことは姿勢としての効果に挙げられる。また MOJ の C/P にプロジェクトマネジメントに対する意識が高くなったこと。民法改正分野の本邦研修（2002 年 3 月に 4 週間程度）が開催されたが、その後 C P からの質問からみて、問題意識が向上されたと感じるようになった。C P からも徐々にではあるが理解は深まっているとの意見を聞いている。また組織や立法作業などについて業務改善提案などは聞かない。
		プロジェクト関係機関以外の機関	司法省、裁判所、検察院	インタビュー	明確ではない。
			専門家、C/P	インタビュー	法曹界において認知されているため、いろいろなところからコンタクトがある。例えばハノイ弁護士協会から関係を深めたい、国会事務局からプロジェクトの形成依頼、等。 プロジェクトからは直接メディア活用を行っていないが、他ドナーとはミーティングを通じて相互の情報交換を行っている。
		プロジェクト関係者以外（国民等）	司法省、裁判所、検察院	インタビュー	明確ではない。
			専門家、C/P	インタビュー	プロジェクトからは直接メディア活用を行っていないが、越国法律新聞がセミナー開催毎にその開催状況（文章、写真）を掲載している。
		周辺諸国	司法省、裁判所、検察院	インタビュー	明確ではない。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
			専門家、C/P	インタビュー	1. LNA が始まり市場経済化に対して、法体系、人材育成について動き出した、またその意識が出来た。2. 本プロジェクトが他ドナー（UNDP, USAID など）からもメジャードナーの1つとして認識されている。関連会議への出席や、セミナー出席要請がある。3. 支援した立法自体が越国で適用される。これら3点はフェーズ1に比べ大きく違い、また特記すべき影響である。 ドナーコーディネーションにおいて、日本のプレゼンスがかなり高く、越国法整備支援を考えた場合に日本を外しては話ができない、という理解になっている。 プロジェクトからは直接メディア活用を行っていないが、JICA VT HP において本プロジェクトの活動紹介を行っている。
	市場経済化に対するインパクトはあったか	プロジェクトが関係した、市場経済化に関連のある法の整備数（Decree まで）（定量的）	司法省、裁判所、検察院、専門家、C/P	資料レビュー、インタビュー	市場経済化、WTO 加盟に向けた法整備が進んでおり、今後も国の主要政策の1として実施されてゆく。
		整備された法が何にどのように役立っているか（定性的）	司法省、裁判所、検察院、専門家、C/P	インタビュー	市場経済化に則した民法の基本的な概念については、参加者は理解している。また調査研究のいくつかの結果が草案に反映された。最終草案は、2004 年末または 2005 年初めに国会に提出される予定である。これにより法整備が進んでおりまた
自立発展性	政策支援の継続	開発計画における法整備の位置付け	LNA 資料、司法省、裁判所、検察院資料	資料レビュー	越国では第9回 共産党大会報告「The Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010」との整合性があり、また協力の対象とした法令が国会の立法計画に全てリストアップされている。 つぎに日本の援助計画との整合性からの観点から検証する。外務省が策定している国別援助計画においては、「市場経済に適合した法制度整備・運用、人材育成」として、「外国直接投資を奨励する上でも投資環境関連分野をはじめとする法制度の整備及び法制度の安定性と、運用における透明性の確保は極めて重要な課題である。また、市場経済への移行にあたっては、市場経済に即応できる人材を各分野で育成することが重要である」と述べられている。また、JICA が策定している国別事業実施計画においては、「人造り・制度造り（特に市場経済化移行支援）」として、「国家近代化の基礎として位置付けられる法整備への支援を重視し、個別立法作業への助言、2003 年国会提出を見据えた現行民法改正のための共同研究の継続、法曹養成支援等を行っていく」とある。これらは本プロジェクトの目的・成果と一致している。
	実施機関の組織能力	人員配置の適切度	専門家、C/P	インタビュー	「人」に尽きる。人材育成が一番大切だが、法分野の人材育成の成果が上がるのは時間がかかるため、地道に協力を行うことが必要。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		司法省のプロジェクト運営能力	会議資料	資料レビュー	法分野においては MOJ、SPC および SPP が管轄機関であることから、これらは組織上安定している。また、ヴェトナム政府は本分野の重要性を認識し、人材育成を進めている。したがって、制度的能力的側面から自立発展性は高く評価される。
		離職者の割合	司法省、裁判所、検察院資料	資料レビュー	定着性は非常に高い。越国では異動自体が少ない。
		予算確保、財政支援	司法省、裁判所、検察院資料	資料レビュー	MOJ、SPC および SPP 予算のうちのほとんどが人件費である。MOJ は National Legal Database (NLD) システムの拡充のための予算を十分には確保していないが、NLD システム予算の不足が職員の業務の支障にはなっていない。同様のことは SPC、SPP でも言えることから、財政的側面から自立発展性は高いとは言えないが、また低くもないと言える。
		その他省庁からの支援方法、適切性	専門家、C/P	インタビュー	明確ではない。
			司法省資料	資料レビュー	明確ではない。
		組織のモニタリング方法	司法省、裁判所、検察院資料	資料レビュー	法分野においては MOJ、SPC および SPP が管轄機関であることから、これらは組織上安定している。また、ヴェトナム政府は本分野の重要性を認識し、人材育成を進めている。したがって、制度的能力的側面から自立発展性は高く評価される。
			専門家、C/P	インタビュー	組織図を入手した。司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院はそれぞれ独立した組織体系となっている。司法省傘下の組織体系図については JICA 本部も所有している。
	知識の定着度・普及の見込み	関係機関職員の技術定着度	専門家、C/P	インタビュー	また越国独自で自立はできないと考える。法律システム、司法システムを確立するにはまだ他国の援助が必要。
		関係者間の意思疎通状況	専門家、C/P	インタビュー	プロジェクトのスムーズな実施には、プロジェクトに関するヴェトナム側関係機関、関係者の良好な意思疎通が必要である。本プロジェクトでは Steering Committee が機能せず、実質的に長期専門家がコーディネーションを行ったために問題は生じなかったが、プロジェクトのオーナーシップはヴェトナム側にあるとの日本側の立場から、および、それぞれ個別のチームではなくプロジェクトとして行っている以上は、形式はどうあれ活動内容に沿った関係者間の意思疎通やそれぞれの活動に対する検討が必要であると思われる。また、それぞれの機関が個々に活動計画を策定するのではなく、プロジェクトとしてのまとまりを持った活動計画を策定すべきである。
			司法省、裁判所、検察院関係者	インタビュー	それぞれの組織内では意思疎通が図られていたが、組織を越えた場合には、日本以上に縦割り意識の強い越国で、意思疎通に支障があった。

評価項目	調査項目	必要な情報・データ	情報源	調査方法	調査結果
		資機材の維持管理状況	専門家、C/P	インタビュー	越では Compaq のサービスが受けられるため、パソコンはすべてこれにしている。メンテについても 24 時間以内に保守管理するように契約している。設置状況は確認できていないが、エアコンのある部屋にすべて設置するよう、MOJ が指導している。 機種を選定は保守管理を考え当初から越国に支店のあるコンパックとしており、故障時に 24 時間以内の補修体制がとられていることから、保守体制に問題は生じていない。また既に供与された機材の運用状況を確認する計画もあり、本年度は設置 5 ヶ所について実施する予定である。ソフトは SIDA による供与である。
	その他	自立発展を促進・阻害する要因	必要に応じて	必要に応じて	刑事分野の情報公開の閉鎖性が挙げられる。ヴィエトナム国は民商事分野と異なり、国家の治安に関する部分についての情報提供が極端に難しい。そのため、この分野を管轄する SPP は情報提供には極端に消極的である。特に、SPP の組織に関わる予算配分や人材配置等に関する情報が提示されることはほとんど無く、検察官の人数等も正確な数字はつかめないのが現状である。「国家は人によって作られる」という理念がかなり強いヴィエトナムにおいては、人材育成計画に関する情報も紙面として入手することは難しい。そのため、SPP に対する協力内容は上記を鑑みた上で策定することが必要である。

プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) : ヴィエトナム・技術協力プロジェクト (法整備支援フェーズ2)

プロジェクトの要約 (NARRATIVE SUMMARY)	指標 (INDICATORS)	指標データ入手手段 (MEANS OF VERIFICATION)	外部条件 (IMPORTANT ASSUMPTIONS)
上位目標(OVERALL GOAL)			
越国の市場経済化に必要な民商事分野の法律・執行体制、法体系および法曹人材育成システムが整備される	1. ヴィエトナム側がプロジェクトが対象とした法令および規制を立法化もしくは修正する 2. ヴィエトナム側が現行法および規制の効果・一致性を改正する 3. ヴィエトナム側が法律専門家、裁判官および検察官のキャパシティビルディングを確立する	・長期専門家によるインタビュー ・活動評価の年次報告書 ・その他資料	ヴィエトナム政府がドイモイ政策、社会市場経済政策を継続する
プロジェクト目標(PROJECT PURPOSE)			
日本の民法、商法を中心とした法律の専門的な知識・経験、法体系のあり方および法曹人材育成のシステムを越国の法律関係者が習得し同国の法制度整備が促進される	1. ヴィエトナム側が日本側によって導入された知識および経験によって関連法案および規制を起草する 2. ヴィエトナム側が、民法および関連法に対する共同調査活動によって得られた知識・経験を用いて現行法の執行・整合性の改正を行う 3. ヴィエトナム側が日本側によって導入された知識および経験によって法律専門家、裁判官および検察官のキャパシティビルディングを強化する	・長期専門家によるインタビュー ・活動評価の年次報告書 ・その他資料	ドイモイ政策下において、ヴィエトナム側が法体系の改良・強化に対する努力を続ける
成果(OUTPUTS)			
1. 日本の民法、商法を中心とした法律の専門的な知識・経験が越国の法律関係者に習得されることで立法作業が促進される 2. 法体系の整合性に関する分析、法執行上の諸問題および慣習法からの影響を越側との共同作業で明らかにした上で、同国の法体系のあり方が提示される 3. 裁判官・検察官の人材育成のためのシステム作りが促進される	1) セミナーおよびワークショップ参加者の70%が討議を通じて法のより効果的な執行に関する基本的な知識を得る 2)-1 共同調査活動およびセミナー・ワークショップ参加者の70%が起草および法執行の基本的知識および概念を理解する 2)-2 共同調査チームが民法および関連法の執行・整合性に関する報告書を作成する 2)-3 共同調査チームが民商法分野における越国の法体系に関する分析レポートを作成する 3) セミナーおよびワークショップ参加者の70%が市場経済下における法体系の基本的知識および概念を理解する	1. セミナー・ワークショップ参加者に対する質問書 2-1. セミナー・ワークショップ参加者に対する質問書 2-2. 日本での研修者数 2-3. 共同調査報告書 2-4. 調査報告書 3-1. セミナー・ワークショップ参加者に対する質問書 3-2. より詳細な指標データは追って検討する	調整委員会を通じてヴィエトナム側の調整が十分に行われる

活動(ACTIVITIES)	投入(INPUTS)		
(以下参照)	ヴィエトナム側	日本側	1. 調整委員会を通じてヴィエトナム側の調整が十分に行われる 2. ヴィエトナム側が必要な法的資料および情報を提供する
	1. 土地、執務室の機材等 2. 運営管理費 3. カウンターパートの配置(管理者および調整員含む) 4. 都市内交通手段 5. 特権免除	1. 専門家派遣 ・長期専門家 ・短期専門家 2. 機材供与： 3. カウンターパート研修受入	前提条件 1. MOJ、SPPおよびSPCが日本の法体系に多大な興味を示している 2. MOJ、SPPおよびSPCがプロジェクトの効果的・効率的な推進のために努力をし、MOJを主たるカウンターパートとする
活動 (ACTIVITIES)			
0) 日越からなるステアリング・コミティーを組織する		c)-1 長期専門家が法曹人材の育成に関する助言を行う c)-2 短期専門家が越国で法曹人材の育成システムに関するセミナー・ワークショップを開催する c)-3 日本で集団型研修コースを実施する c)-4 日本に長期研修員を受け入れ、学位を取得する c)-5 必要に応じて法律文献を供与する c)-6 必要に応じて機材を供与する	
a)-1 長期専門家が法令の改正・起草に助言する a)-2 短期専門家が越国でセミナー・ワークショップを開催する a)-3 日本に短期・長期の研修員を受け入れる a)-4 必要に応じて法律文献を供与する a)-5 必要に応じて機材を供与する			
b)-1 民法及び関連規則に関する共同研究を実施する b)-1-1 共同研究を実施する（社会調査及びワークショップを含む） b)-1-2 短期専門家が越国でワークショップを開催する b)-1-3 必要に応じて法律文献を供与する b)-1-4 必要に応じて機材を供与する b)-2 法体系の現状に関する分析を行う b)-2-1 司法省等の地方支局と共に共同研究を実施する b)-2-2 長期専門家が法体系の整備に関して助言する b)-2-3 短期専門家が悦子区でセミナー・ワークショップを開催する			

Project Design Matrix (PDM) : The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System

Nov. 18, 1999

NARRATIVE SUMMARY	INDICATORS	MEANS OF VERIFICATION	IMPORTANT ASSUMPTIONS
OVERALL GOAL			
Legal system of Vietnam will be improved and strengthened, thus contributing to a smooth shift toward a socialist market-oriented economy in Vietnam, especially in the civil and commercial legal fields.	1. The Vietnamese side enacts or amends the laws and regulations which the Program deals with. 2. The Vietnamese side improves the effectiveness / consistency of existing laws and regulations 3. The Vietnamese side established the capacity building of legal experts, judges and prosecutors	1) Interviews by long-term experts 2) Annual reports on evaluation of activities 3) Other relevant documents	The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
PROJECT PURPOSE			
Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and prosecutors will be strengthened in the civil and criminal fields through learning of Japanese experiences.	1. The Vietnamese side drafts the relevant laws and regulations, utilizing the knowledge and experiences the Japanese side has introduced to them 2. The Vietnamese side works for improvement of implementation / consistency of existing laws and regulations, utilizing the knowledge and experiences of joint research activities on the Civil Code and related regulations. 3. The Vietnamese side strengthens the capacity building of legal experts, judges and prosecutors, utilizing the knowledge and experiences the Japanese side has introduced to them.	1) Interviews by long-term experts 2) Annual reports on evaluation of activities 3) Other relevant documents	The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
OUTPUTS			
1) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and skills by learning of Japanese experiences in the civil, commercial and criminal fields. As a result, law-drafting and improvement of law-enforcement in the civil, commercial and criminal fields will be promoted. 2) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and concepts for the consistency and implementation of the Civil Code and other related laws and regulations through joint research and learning of Japanese experiences. As a result, their consistency and implementation will be promoted. 3) The Vietnamese counterparts will upgrade their knowledge and understanding of concepts for capacity building of legal experts, judges and prosecutors. As a result, the system of capacity building for judges will be improved.	1. 70% of the Vietnamese participants of seminars and workshops understand fundamental knowledge for better implementation of laws and regulations effective, through discussion. 2-1 70% of the Vietnamese participants of joint research activities and related seminars and workshops understand fundamental knowledge and concepts of law-drafting and law-execution through joint research 2-2 The joint research team will make an analysis report on the present situation of the Vietnamese legal system in the civil and commercial fields 3. 70% of the Vietnamese participants of seminars and workshops understand fundamental knowledge and concepts of legal systems under a market-oriented economy.	1-1) Questionnaire for participants at seminars / workshops 2-1) same as above 2-2) Number of long-term trainees in Japan 2-3) Reports of joint research 2-4) Reports of research 3-1) Questionnaire for participants at seminars / workshops 3-2) More detailed means of verification will be considered later	The Vietnamese side will be well-coordinated through the steering committee

ACTIVITIES		INPUTS		1) The Vietnamese side will be coordinated through the steering committee 2) The Vietnamese side will provide information on necessary legal documents and information
(See below)	VIETNAM SIDE	JAPANESE SIDE		
	1. Land, facilities and equipment for conference room 2. Operating expenses 3. Assigning counterpart staff (including administration staff and secretaries) 4. Urban transportation facilities 5. Privileges and exemption	1. Dispatching experts 1) Long-term experts 2) Short-term experts 2. Provision of machinery, equipment and other materials 3. Training of counterpart staff in Japan, including long-term training in Japan		
				PRE-CONDITIONS 1) The Vietnamese MOJ, SPP, and SPC are highly interested in the Japanese legal system. 2) The MOJ, SPP, and SPC will make an effort to coordinate their efforts for efficient and effective implementation, the MOJ as the main counterpart of the Program.
ACTIVITIES				
0) To establish a steering committee composed of members from Japanese and the Vietnamese sides		3-1) To suggest for the capacity building for legal experts, etc 3-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 3-3) To implement group training courses in Japan 3-4) To promote acquisition of academic degrees (master and doctor) 3-5) To provide legal documents, if necessary 3-6) To provide equipment and machinery, if necessary		
1-1) To suggest the law-drafting 1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 1-3) To implement group training courses in Japan 1-4) To provide legal documents, if necessary 1-5) To provide equipment and machinery, if necessary				
2-1) Joint research on the effectiveness of the Civil Code and relevant regulations 2-1-1) To carry out joint research (including social research and workshops) 2-1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 2-1-3) To provide legal documents, if necessary 2-1-4) To provide equipment and machinery, if necessary 2-2) Analysis on the present situation of the legal system in Vietnam 2-2-1) To implement joint research with local agencies such as the MOJ 2-2-2) To make suggestions through long-term experts 2-2-3) To hold seminars and workshops in Vietnam through coordination long-term experts				

ACTIVITIES	
0) To establish a steering committee composed of members from Japanese and the Vietnamese sides 1-1) To suggest the law-drafting 1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 1-3) To implement group training courses in Japan 1-4) To provide legal documents, if necessary 1-5) To provide equipment and machinery, if necessary 2-1) Joint research on the effectiveness of the Civil Code and relevant regulations 2-1-1) To carry out joint research (including social research and workshops) 2-1-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 2-1-3) To provide legal documents, if necessary 2-1-4) To provide equipment and machinery, if necessary 2-2) Analysis on the present situation of the legal system in Vietnam 2-2-1) To implement joint research with local agencies such as the MOJ 2-2-2) To make suggestions through long-term experts 2-2-3) To hold seminars and workshops in Vietnam through coordination long-term experts	3-1) To suggest for the capacity building for legal experts, etc 3-2) To hold seminars and workshops in Vietnam 3-3) To implement group training courses in Japan 3-4) To promote acquisition of academic degrees (master and doctor) 3-5) To provide legal documents, if necessary 3-6) To provide equipment and machinery, if necessary

評価用プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDMe) : ヴィエトナム・技術協力プロジェクト (法整備支援フェーズ2)

ターゲットグループ: 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院

対象地域: ハノイおよび周辺地域

協力期間: 1999年12月1日～2003年3月31日

2002年10月31日

プロジェクトの概約 (NARRATIVE SUMMARY)	指標 (INDICATORS)	指標測定手段 (MEANS OF VERIFICATION)	外部条件 (IMPORTANT ASSUMPTIONS)
総目標(OVERALL GOAL)			
越国の市場経済化に必要な民商事法分野の法律・執行体制、法体系および法曹人材育成システムが整備される	1. 越国民法がWTO加盟の民商事分野に対する条件を満足する 2. 再編された法曹養成学校の基礎が確立する 3. ヴィエトナム国民に対する改正民法の影響が現れ始める	1. 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院資料 2. 法曹養成学校資料 3. 法学研究所実態調査結果	1. ヴィエトナム政府がドイモイ政策、社会市場経済政策を継続する
プロジェクト目的(PROJECT PURPOSE)			
日本の民商事法を中心とした法律の専門的な知識・経験、法体系のあり方および法曹人材育成のシステムを越国の法律関係者が習得し同国の法制度整備が促進される	1. ヴィエトナム側がプロジェクトが対象とした法律または法規を立法化もしくは改正する 2. 越国側関係者が越国民商事法の法体系のあり方を十分に理解している 3. 改正民法の法案成立の目処が立っている	1. 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院資料 2. インタビュー 3. 改正民法法制化スケジュール	1. ドイモイ政策下において、ヴィエトナム政府が法体系の改良・強化に対する努力を続ける 2. 提示した越国法体系のあり方がプロジェクト関係者以外のヴィエトナム法曹関係者に受け入れられる
成果(OBJECTIVES)			
1. 民商事法およびその関連法規を中心とした立法作業に必要な基礎的知識が習得される 2. 民商事法の法体系のあり方が提示される 3. 市場経済化の進展に合致した越国改正民法の草案が作成される 4. 法曹人材の育成が促進される	1)-1 セミナーおよびワークショップ参加者の70%がセミナーの成果を起草作業に役立てた 1)-2 プロジェクトが対象とした法律または法規を制定もしくは改正手続きに入っている 2)-1 鳥瞰図の内容が適切である。 2)-2 作成した鳥瞰図が参考資料として認知される 2)-3 コンピューターがNLDを含む様々な目的のために使用される。 3)-1 セミナー・ワークショップの参加者が市場経済化に則した改正の基本的な概念を説明することができる。 3)-2 実態調査結果が改正民法に反映されている 3)-3 改正手続きがスケジュール通り進んでいる。 4)-1 セミナー、ワークショップ、本法研修の参加者が当該分野の基礎的知識を習得した 4)-2 法曹養成学校のカリキュラム、ワークブックおよびマニュアルの内容が越国の実状を反映している 4)-3 越国側関係者が越国に適した法曹養成の必要性を認識している 4)-4 より多くの法曹人材を育成するための方策が着手されている	1)-1 セミナー・ワークショップ参加者アンケート、インタビュー 1)-2 インタビュー 2)-1 プロジェクト資料 2)-2 インタビュー 2)-3 インタビュー 3)-1 セミナー・ワークショップ参加者アンケート、インタビュー 3)-2 実態調査結果、改正民法草案 3)-3 プロジェクト資料 4)-1 セミナー・ワークショップ参加者アンケート、インタビュー 4)-2 インタビュー 4)-3 インタビュー 4)-4 インタビュー	1. プロジェクトの草案が政治的な外圧を受けずに立案される 2. 越国改正民法の必要性が継続して求められる
活動(ACTIVITIES)	投入(INPUTS)		
(以下参照)	ヴィエトナム側 1. 土地、執務室の機材等 2. 運営管理費 3. カウンターパートの配置(管理者および調整員含む) 4. 都市内交通手段 5. 特権免除	日本側 1. 専門家派遣 ・長期専門家 ・短期専門家 2. 機材供与: 3. カウンターパート研修受入	1. セミナー・ワークショップで得た知識が未受講者に普及する 2. 改正民法草案作成が円滑に行われる 前提条件 1. プロジェクト活動に必要な資料が準備されている 2. 越国委員会が設立されている 3. セミナー・ワークショップ参加費用が確保されている

活動 (ACTIVITIES)

- 1)-1 協力対象とする法規を検討する
- 1)-2 セミナー・ワークショップ開催計画を策定する
- 1)-3 日本の民法、その他関連法規の立法作業・手続きに関するセミナー・ワークショップを開催する
- 1)-4 日本のその他法規の立法作業・手続きに関するセミナー・ワークショップを開催する
- 1)-5 セミナー・ワークショップ受講者に対してアンケート調査を行う
- 1)-6 セミナー・ワークショップが開催された法規について、越国の当該法規を分析・検討する

- 2)-1 越国法制度（鳥瞰図）作成に関する協力計画を策定する
- 2)-2 民法、商法および関連法規の個別条文を分析する
- 2)-3 民法、商法および関連法規の分類項目を策定する
- 2)-4 民法、商法および関連法規の各条文について、分類項目に基づいて分類する
- 2)-5 分類結果に基づき、各法規間の矛盾・重複を解析する
- 2)-6 鳥瞰図作成に必要なセミナー・ワークショップを開催する
- 2)-7 鳥瞰図を作成する

- 3)-1 民法改正共同研究の研究計画を策定する
- 3)-2 文献調査・判例分析を行う
- 3)-3 民法の施行実態調査を行う
- 3)-4 現行民法の問題点を抽出する
- 3)-5 民法改正に必要なセミナー・ワークショップを開催する
- 3)-6 草案検討会を開催する

- 4)-1 協力対象とする内容を分析する
- 4)-2 セミナー・ワークショップ開催計画を策定する
- 4)-3 法曹養成に関するセミナー・ワークショップを開催する
- 4)-4 セミナー・ワークショップ受講者に対してアンケート調査を行う
- 4)-5 法曹養成学校のカリキュラムを精査する
- 4)-6 精査したカリキュラムにを改良する
- 4)-7 法曹養成学校で用いるテキストを作成する
- 4)-8 裁判官・弁護士マニュアルを作成する
- 4)-9 法曹養成学校において講義を行う
- 4)-10 法学部生に対して講義を行う

Project Design Matrix for Evaluation (PDMe) : The Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal System

Target group: MOJ, SPC, and SPP

Target area: Hanoi and the outskirts

Cooperation term: From 1, Dec. 1999 to 31, November 2002

25, Oct. 2002

NARRATIVE SUMMARY	INDICATORS	MEANS OF VERIFICATION	IMPORTANT ASSUMPTIONS
OVERALL GOAL			
Legal system of Vietnam is improved and strengthened, thus contributing to a smooth shift toward a socialist market-oriented economy in Vietnam, especially in the civil and commercial legal fields.	1. The Vietnamese civil and commercial laws satisfy the conditions to join WTO. 2. The basis of reorganization of judicial training is established. 3. Influence of amended Civil Code toward Vietnamese people begins to appear.	1. Vietnamese official reports 2. Materials in MOJ 3. Data of Planning and Investment Department	1. The Vietnamese side will continue the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy
PROJECT PURPOSE			
Capacity building for law-drafting, improvement of effectiveness/consistency of laws and regulations, human resources development of legal experts, judges and prosecutors is strengthened in the civil, commercial criminal, and other fields through learning of Japanese experiences.	1. Vietnamese side enacts and/or amends laws and regulations which are targeted in the Project. 2. Vietnamese side well understands the system of civil and commercial laws suitable for market-oriented economy. 3. The amendment of Civil Code is expected to be legislated.	1. Materials in MOJ, SPC, and SPP 2. Interviews 3. The schedule of amendment of Civil Code	1. The Vietnamese side will continue to make efforts to improve and strengthen its legal system under the "Doi moi" policy, the socialist market-oriented economy. 2. The system of the law made in the Project is accepted to persons concerned in legal circles except Vietnamese counterparts in the Project.
OUTPUTS			
1. Basic knowledge necessary for law-drafting in civil, commercial, criminal and other fields is acquired. 2. The system of civil and commercial laws is identified. 3. The draft of the amendment of the Civil Code which is consistent with progress of market-oriented economy is prepared. 4. Human resources development in legal circles is promoted.	1)-1 Over 70% of participants in seminars and workshops, who work for drafting, put outputs in seminars to account on drafting. 1)-2 The laws and regulations which the Project targeted are in the process of enactment/amendment. 2)-1 The contents of overall assessment on legal system in civil and commercial fields are adequate. 2)-2 The overall assessment on legal system in civil and commercial fields is recognized as a reference material. 2)-3 The computer sets are used for various purposes including NLD. 3)-1 Participants in seminars and workshops can explain basic concepts of an amendment suitable for market-oriented economy. 3)-2 The results of surveys and researches have been reflected to the amendment of Civil Code. 3)-3 The amendment procedure is on schedule. 4)-1 Participants in seminars, workshops and training courses in Japan acquired basic knowledge in the relevant fields. 4)-2 Vietnam's actual situation is reflected to the curricula, work-books and manuals in Legal Professional Training School. 4)-3 Vietnamese counterparts recognize necessity of human resources development suited to Vietnam's condition. 4)-4 Measures for human resources development in legal profession are initiated and implemented.	1)-1 Questionnaire to participants in seminars and workshops, interviews 1)-2 Interviews 2)-1 Materials in the Project 2)-2 Interviews 2)-3 Interviews 3)-1 Questionnaire to participants in seminars and workshops, Interviews 3)-2 The results of actual research and The draft of an amendment of Civil Code 4)-1 Questionnaire to participants in seminars, workshops and training in Japan, and Interviews 4)-2 Interviews 4)-3 Interviews 4)-4 Interviews	1. The drafts made in the Project are drew up without political interfere. 2. The necessity of an amendment of Civil code is continuously recognized.

ACTIVITIES		INPUTS	
(See below)	<u>VIETNAMESE SIDE</u>	<u>JAPANESE SIDE</u>	1. The knowledge acquired through the seminars and workshops is spread out. 2. The draft of a amendment of Civil Code is made smoothly.
	1. Land, facilities and equipment for conference room 2. Operating expenses 3. Assigning counterpart staff (including administration staff and secretaries) 4. Urban transportation facilities 5. Privileges and exemption	1. Dispatching experts 1) Long-term experts 2) Short-term experts 2. Provision of machinery, equipment and other materials 3. Training of counterpart staff in Japan, including long-term training in Japan	
			<u>Pre-Condition</u> 1. The material necessary for the project activities is prepared. 2. The steering committee is established 3. The expenses for seminars and workshops are secured.
ACTIVITIES			
1)-1 To discuss targeted laws and regulation 1)-2 To draw up the seminar and workshop plans 1)-3 To hold seminars and workshops related to law-drafting of Japanese civil and commercial laws 1)-4 To hold seminars and workshops related to law-drafting of Japanese other laws 1)-5 To conduct questionnaire surveys to participants of seminars and workshops 1)-6 To analyze Vietnamese concerned laws which are dealt with in seminars and workshops 2)-1 To discuss a plan to draw up the system of Vietnamese laws 2)-2 To analyze an individual provision in Civil and Commercial Laws and related laws 2)-3 To draw up classification groups of Civil and Commercial Laws and related laws 2)-4 To classify each provision in Civil and Commercial Laws and related laws based on the classification groups 2)-5 To analyze contradictions and duplications among laws based on the results of classification 2)-6 To hold seminars and workshops necessary for drawing up the bird's-eye picture of Vietnamese Civil Code 2)-7 To make the overall assessment on legal system in civil and commercial laws		3)-1 To draw up a research plan for joint research on the Civil Code 3)-2 To conduct a documents research and a precedent analysis 3)-3 To conduct investigation of actual conditions in enforcement of Civil Code 3)-4 To extract problems in present Civil Code 3)-5 To hold seminars and workshops necessary for amendment of Civil Code 3)-6 To hold meetings for making draft of Civil Code 4)-1 To analyze targeted contents 4)-2 To draw up the seminar and workshop plans 4)-3 To hold seminars and workshops related to human resources development in the legal profession 4)-4 To conduct questionnaire surveys to participants of seminars and workshops 4)-5 To scrutinize the curricula in the Legal Professional Training School 4)-6 To improve the curricula 4)-7 To make workbooks for the Legal Professional Training School 4)-8 To make manuals for judges and lawyers 4)-9 To lecture at Legal Professional Training School 4)-10 To lecture for undergraduate students	

7. プロジェクト活動の概略

プロジェクト活動の概略

成果(1) 立法作業

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2000.3	破産法セミナー開催	佐藤専門家、古閑専門家による一般的な破産法を紹介。
2000.6	倒産法セミナー開催 (SPC)	越側から高い評価を得るとともに SPC との関係構築信頼を獲得。
2000.7	改正倒産法	SPC における改正倒産法第一草案を提出。
2000.10	刑事訴訟法	SPP において更なる改正作業を実施。2002 年度末起草を目途。
2000.11	民事判決執行法	川島専門家、内堀専門家によりワークショップを開催。
2000.11	刑事訴訟法	麻生専門家、室井専門家によりワークショップを開催。
2000.12	弁護士制度	瓜生専門家による日本の弁護士制度のワークショップを開催。
2001.1	警察捜査	沖原専門家による越国の警察捜査に関する調査を実施。
2001.3	戸籍法	沖原専門家により戸籍法のセミナーを開催。
2001.3	米越通商協定	米越通商協定に関するセミナーについて、特に司法省に関連する紛争処理関係（仲介等）、知的財産権、透明性確保に焦点を絞って開催。
2001.4	商事仲裁	商事仲裁セミナーを開催。
2001.4	倒産法	倒産法セミナーに関する日程、議題を確定。
2001.7	倒産法	中西専門家、高山専門家による倒産法セミナーを開催。
2001.8	刑事司法改革	酒巻専門家、北原専門家による刑事司法改革セミナーを開催。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2001.10	ファイナンスリース	プロジェクト専門家によるアメリカと日本のファイナンスリース制度の紹介と草案へのコメントに関するミニワークショップを開催。
2001.11	国際司法共助	早川専門家、杉浦専門家による国際司法共助セミナーを開催。
2001.11	民事責任と刑事責任	柳原専門家により司法省刑事行政法局を対象として民事責任と刑事責任のミニセミナーを開催。
2001.12	法規範文書制定法	市橋専門家により法規範文書制定法セミナーを開催。
2001.12	外国仲裁判断	竹内専門家により越国における外国仲裁判断の承認及び執行の実情と問題点に関するレポートを作成。
2002.1	知的財産権	佐藤専門家により司法省にて越側民法改正作業部会との間で知的財産権セミナーを開催。
2002.4	担保取引	担保取引セミナーについて司法省担保取引登録局より論点ペーパーが提出され、塚原専門家によりセミナーで取り上げるべき論点等について報告。
2002.4	民事訴訟法	民事訴訟法セミナーについて最高人民裁判所より論点ペーパーが提出され、竹内専門家によりセミナーで取り上げるべき論点等について報告。
2002.5	担保登録申請書の記載内容	塚原専門家により担保登録局に担保登録申請書の記載内容等について説明するためにミニセミナーを開催。
2002.5	担保取引	新美専門家、筒井専門家により司法省において担保取引、登録に関するセミナーを開催。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2002.6	民事訴訟法	吉村専門家、井関専門家により民事訴訟法セミナー、民事訴訟法第7草案に関するワークショップ、判例に関するワークショップを開催。
2002.9	国家賠償、刑事補償制度	宇賀専門家、佐久間専門家により国家賠償、刑事補償制度に関する現地セミナーを開催。

成果(2) 鳥瞰図作成

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2000.11	情報収集	SIDA プロジェクトによる法令収集は 12,000 程度であるが、内容について完全に把握できておらず、その法令をどのように体系化するかについて検討。
2001.3	作業手順	民法に関連する法規範文書及び条文の整理検討を行い、次に商事法関係に関し同様の作業を行う手順とする。
2001.4	法規収集	民法関連法規と条文に関して一通りの収集が終了。
2001.5	内容確認	民法関連法規と条文の収集に対して、内容の確認。
2001.11	民法各条文、関連法規、条文対比表	越側に対して民法各条文とその関連法規、条文対比表の作成を依頼中であり、この作業が終了予定。
2001.11	法体系の包括的見直し作業	1997 年から越国内で首相決定第 355 号の下に行われている越国法体系の包括的見直し作業は、作業担当である司法省刑事行政法局に選任担当官がおらず、能力マンパワー不足、関連省庁の協力が得られない事などから頓挫。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2001.12	民法各条文、関連法規、条文対比表	司法省から民法各条文、関連法規、条文対比表の資料提出。
2001.1	方向性の確認	現報告書に基づき、民法で規定される行為取引態様ごとに各条文の分類を行うと同時に商法経済契約法関連条文で当該行為取引態様に対応する条文を洗い出す。
2002.2	方向性の確認	原稿の鳥瞰図をベースにして行為態様ごとに分類し、経済法商法についてもその分類に従い分析。
2002.5	項目立て	修正した鳥瞰図の項目立てを提出。
2002.6	分類項目	分類項目について不法行為部分について修正。
2002.8	分類項目	越側より分類項目の最終案が提出。
2002.10	鳥瞰図作成作業	分類項目に基づき、作業が開始。

成果(3) 改正民法

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2000.7	民法改正調査団	越側が本調査団の受入に合意。司法省商事局を中心として事前作業。
2000.11	ワーキングセッション開催	越側は長期専門家を招き越側作業部会のワーキングセッションを開催。
2001.1	担保取引	武藤弁護士による担保取引にかかる調査を実施。
2001.1	改正民法の論点	瓜生専門家により司法省民商事局担当を中心に協議、かつ越側が考えている改正民法にかかる論点に対する分析。
2001.3	ワークショップ	民法改正共同研究においてワークショップを開催。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2001.4	担保取引	民法共同研究越側作業部会において担保取引に関する日本法の基本的な考え方等を紹介。
2001.5	民法の位置づけ	森島専門家、新美専門家、野村専門家によりワークショップを開催。
2001.7	民事責任	野村専門家、松本専門家、佐藤専門家により民事責任に関するワークショップを開催。
20001.8	契約法	新美専門家により契約法に関する越側との個別協議。
2001.10	相続調査	司法省によりハノイ、ホーチミン、カントーにおける相続調査の英文報告書がプロジェクトに提出。
2001.11	土地法	民法改正作業部会のカントー大学ディエン教授より土地法関連ワークショップへの出席要請があり新美専門家、塚原専門家が出席。
2001.11	民法総則	新美専門家により越側作業部会において民法総則会協議。
2001.12	相続	塚原専門家において相続に関する判例を分析し事例研究の報告取りまとめ。
2001.12	民法改正作業動向	ツン民商事局長と協議。改正草案作成作業については第1草案が2001.12中旬に司法省から提出。
2001.1	契約と責任、担保制度、所有権、相続	民法テーマ毎にワークショップを開催し、契約と責任、担保制度、所有権、相続について実施。
2002.2	土地使用权、渉外的要素を含む民事関係	民法テーマ毎にワークショップを開催し、土地使用权、渉外的要素を含む民事関係について実施。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2002.2	ヒアリングミーティング	改正民法の論点のうち組合、所有権登記、共有財産、契約、渉外関係の5テーマについて、裁判所、人民委員会、政府、企業等から現実の問題点を聴取。ダナン、ホーチミン、ゲアン省、ホアビンで4回開催される。本月はダナン（竹内専門家による）にて開催。
2002.3	ヒアリングミーティング	先月に引き続きホーチミン（河津専門家による）、ゲアン省（柳原専門家による）、ホアビン（塚原専門家による）で3回開催。
2002.5	現地協議	武藤専門家により司法省、国家銀行等に担保制度に実情についてヒアリングを実施。
2002.6	知的財産権	新美専門家、佐藤専門家により知的財産権に関するワーキングセッションを司法省にて開催。
2002.6	ヒアリングミーティング	司法省法学研究所がハノイにおいて民法改正のためのワーキングセッションを開催。
2002.7	権利侵害とその救済	新美専門家により権利侵害とその救済に関するワーキングセッションを司法省にて開催。
2002.7	日米通商交渉	森寫専門家により米越通商協定に関連して、日米通商交渉に関する日本の経験をテーマとした講演を司法省にて開催。
2002.7	相続法	野村専門家により相続法に関するワーキングセッションを司法省において開催。
2002.7	相続法	野村専門家によりカントー大学のディエン教授から相続に関するヒアリング。
2002.9	契約	松本専門家により司法省において越側作業部会との間で契約ワーキングセッションを開催。

成果(4) 法曹養成

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2000.11	法曹養成学校の活動	竹内専門家による法曹養成学校における活動に関する協議を実施。
2000.11	ハノイ検察学校の活動	沖原専門家によるハノイ検察学校における活動に関する協議を実施。
2000.12	法曹養成学校の活動報告	竹内専門家による法曹養成学校における活動に関する協議について報告。
2000.12	ハノイ検察学校の活動報告	沖原専門家によるハノイ検察学校における活動に関する協議について報告。
2001.1	法学教育の現状調査	沖専門家により各カウンターパート機関やハノイ法科大学を訪問し、フエとダナンにおける法学教育の現状調査を実施。
2001.3	司法制度及び裁判官	竹内専門家により日本の司法制度及び裁判官に関する講義開催。
2001.3	刑事司法制度	沖原専門家により越国刑事司法制度に関する調査を実施。
2001.3	法学教育	沖原専門家により越国法学教育に関する調査を実施。
2001.4	司法制度及び裁判官	竹内専門家により日本の司法制度及び裁判官に関する講義（第2回）。併せて裁判所即院訓練所においてその活動概要について調査を実施。
2001.7	教科書支援	竹内専門家により法曹養成学校の教科書製作支援について協議。教科書は裁判官及び修習生を主たる対象とする実務マニュアルとする。2001.8から編集委員会を組織し製作を進め、2001.12末完成目標。
2001.8	裁判官マニュアル支援	裁判官マニュアルの編集にかかる具体的作業を開始。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2001.10	マニュアル支援	法曹養成学校が司法修習生用に作成出版した教科書の内、刑事事件編、行政事件編の目次について和訳。
2001.11	活動評価と計画	竹内専門家により本年度の活動評価と来年度計画について協議。
2001.11	検察制度	柳原専門家により SPP の検察学校の学生を対象とした検察制度に関する講義。
2002.1	裁判官マニュアル	裁判官マニュアルの越語版が完成。英語版の作成に関して越側と協議。
2002.1	日本の司法制度と裁判官	竹内専門家により法曹養成学校にて裁判官研修生に対して日本の司法制度と裁判官について講義。
2002.2	研修コース	研修制度が整えられた弁護士について法曹養成学校において6ヶ月間の研修コースを実施することになり、同校において教科書（4冊分）を作成。
2002.3	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において日本法等に関する知識の需要が高く、専門家により3週間に1回程度勉強会を開催することとなった。民事関連法規だけでなく、刑事関連も対象。
2002.4	試験問題集の作成	弁護士マニュアル及び試験問題集の作成について、法曹養成学校と司法省国際協力局との協議が整い、その支援の予算について予備協議。
2002.4	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において日本の法制度と民法の基本的な考え方を紹介する講義開催。
2002.5	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において河津専門家、竹内専門家、柳原専門家により民法の内の特に代理制度について講義開催。
2002.6	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において刑法、民法の講義開催。

時 期	活動内容	
	表 題	概 要
2002.8	試験問題集の作成	試験問題集について民事経済分野についての協力をを行うことで合意し、その方向性について協議。
2002.10	弁護士マニュアル	弁護士マニュアルの作成に関してマニュアルの概要について修正作業。
2002.10	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において二重譲渡をテーマとして民法の講義開催。